

本 巢 市 第 2 次 総 合 計 画

後 期 基 本 計 画

令和3年3月
本 巢 市

ごあいさつ

本市では、平成 28（2016）年 3 月に、「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」を目指す将来像に掲げた「第 2 次本巢市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定し、産業振興、子育て支援、教育環境の整備など、様々な施策を推進してまいりました。



しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化の進行に加え、I o TやA Iなどの先端技術の急速な進展、異常気象等による自然災害の増加や激甚化など、社会経済情勢が急激に変動する中で、本市を取り巻く状況は一層厳しくなることが予想されています。

前期基本計画から 5 年が経過し、こうした状況に的確に対応していくため、基本計画の見直しを行い、令和 3（2021）年度から始まる「後期基本計画」を策定しました。

「後期基本計画」の策定にあたって、市民の皆様が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちを目指して、4 つの重点プロジェクトを設定しました。1 つ目は住みやすく、利便性の高い快適な都市基盤の充実を図ること、2 つ目は、豊かな地域資源を生かして積極的な産業振興を推進すること、3 つ目は、学教教育や市民と行政の協働を充実させ、育ち、学び、誰もが活躍できるまちを目指すこと、4 つ目は防災対策や地域での支え合いなどにより、誰もが健やかに暮らせる取組を推進することを方針に掲げ、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組んでまいります。

人口減少が進む中で、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応していくためには、市民と行政がともに進めるまちづくりが求められます。本計画では、「市民一人ひとりができること」として、市民や地域、団体、事業所の皆様と協働してまちづくりを進めていきたい取組を示しています。より一層の施策の推進につなげていくためにも、できることから取り組んでいただけることを期待しています。

最後に、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議をいただきました本巢市計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

本巢市長 藤原 勉

本巢市民憲章

わたくしたち本巢市民は、自然の恵みにはぐくまれた郷土に誇りをもち、心温かく魅力あふれるまちの創造に努め、さらなる飛躍を目指して、この憲章を定めます。

一、郷土を愛し、豊かな自然を生かし、

安らぎのあるまちをつくりましょう。

一、きまりを守り、お互いの立場を尊重し、

住みよいまちをつくりましょう。

一、からだを鍛え、感謝の気持ちを深め、

心のかようまちをつくりましょう。

一、すすんで学び、教養を高め、

文化の香るまちをつくりましょう。

一、勤労を尊び、若い力を育て、

伸びゆくまちをつくりましょう。



市の木 柿



市の花 淡墨桜



市の魚 あゆ



市の鳥 うぐいす

目 次

第1部 後期基本計画の策定にあたって..... 1

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と役割	2
第3章 社会潮流	3
第4章 統計データ	6
第5章 市民アンケート調査結果	10
第6章 団体アンケート調査結果	16
第7章 まちづくり提案	18
第8章 ワークショップ	21
第9章 前期基本計画の進捗状況	23
第10章 後期基本計画にあたっての課題	24
第11章 計画の体系	26

第2部 重点プロジェクト 29 |

第1章 重点プロジェクトの設定コンセプト	31
第2章 重点プロジェクトの展開	32

第3部 後期基本計画 35 |

第1章 自然と共生する安全なまち（自然環境・防災） 38 |

第1節 環境と共生するまち 38 |

1 自然環境保全	38
2 循環型社会	40

第2節 自然災害に強いまち 42 |

1 防災	42
2 治山・治水・砂防	44
3 森林保護	45

第3節 機能的な暮らしやすいまち 46 |

1 土地利用	46
--------------	----

第2章 住みやすく安心して暮らせるまち（生活環境・安全） 48 |

第1節 快適な生活基盤を備えたまち 48 |

1 道路	48
2 公共交通	50

3	公園・緑地	52
4	上下水道	53
5	住環境	55
6	情報化推進	57
第2節	市民の心が通い合う安心なまち	58
1	地域コミュニティ	58
2	消防	60
3	交通安全	61
4	防犯・消費生活	63
5	空き家対策	65
第3章	人にやさしく生きがいのあるまち（健康・福祉・医療）	66
第1節	支え合う福祉のまち	66
1	地域福祉	66
2	高齢者福祉	68
3	障がい者福祉	70
4	保険・年金	72
第2節	健やかに暮らせるまち	74
1	健康増進	74
2	医療	76
第4章	地域の子どもをみんなで育てるまち（子育て）	78
第1節	子どもが健やかに育つ環境づくり	78
1	幼児・保育施設	78
2	保育サービス	80
第2節	地域で子どもを育てる体制づくり	82
1	子育て支援	82
第3節	安心して子育てできる支援づくり	84
1	児童福祉	84
2	母子保健	86
第5章	資源を生かして活力を創造するまち（産業・雇用）	88
第1節	魅力ある農林業のまち	88
1	農業	88
2	林業	91
第2節	活力ある商工業のまち	93
1	商工業	93
2	雇用・労働	95
第3節	交流資源を生かして産業を創造するまち	97
1	観光	97
2	東海環状自動車道	100

第6章	学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち（教育・文化）	102
第1節	世代を超えて学び合うまち	102
1	学校教育	102
2	生涯学習	105
3	生涯スポーツ	107
4	国際・地域間交流	109
第2節	歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち	110
1	文化	110
2	芸術	112
第3節	お互いを尊重する心通うまち	113
1	人権	113
2	男女共同参画	114
第7章	市民と行政がともにつくる自律したまち（行政運営・市民協働）	116
第1節	情報を共有するまち	116
1	情報共有	116
第2節	市民と行政がともに進めるまちづくり	118
1	市民協働	118
第3節	効率的で効果的な行財政のまち	120
1	行政経営	120
第4節	市民から信頼される職員づくり	122
1	職員人材育成	122

資料編		123
1	本計画における施策とSDGsの関係	124
2	計画の策定経過	128
3	委員名簿	129
4	条例・規程	130

第1部

後期基本計画の策定にあたって

第1章

計画策定の趣旨

本巢市（以下「本市」という。）では、平成 28 年に「本巢市第 2 次総合計画」を策定し、「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」という将来像の実現に向けて、各分野において施策・事業を推進してきました。

「本巢市第 2 次総合計画」の策定から 4 年が経過し、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。全国的な少子高齢化や人口減少のさらなる進行、それに伴う地域経済の縮小、技術革新の進展による「Society5.0」の実現に向けた取組の推進や産業構造の変化、国連サミットで採択された S D G s（持続可能な開発目標）を踏まえた取組の推進、地球規模の環境問題の深刻化、新型コロナウイルス感染症流行の長期化など、行政を取り巻く環境は一層深刻さを増しています。

このような状況を踏まえ、本市の将来像の実現に向け、持続可能なまちづくりを進めるための行財政運営の指針となるよう、「本巢市第 2 次総合計画後期基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。「本巢市第 2 次総合計画」の中間年度である令和 2 年度を迎え、前期基本計画期間の取組と成果を評価・検証するとともに、社会潮流や本市を取り巻く状況、本市の課題を踏まえ、今後 5 年間の本市の目指すべき方向性を再設定するものです。

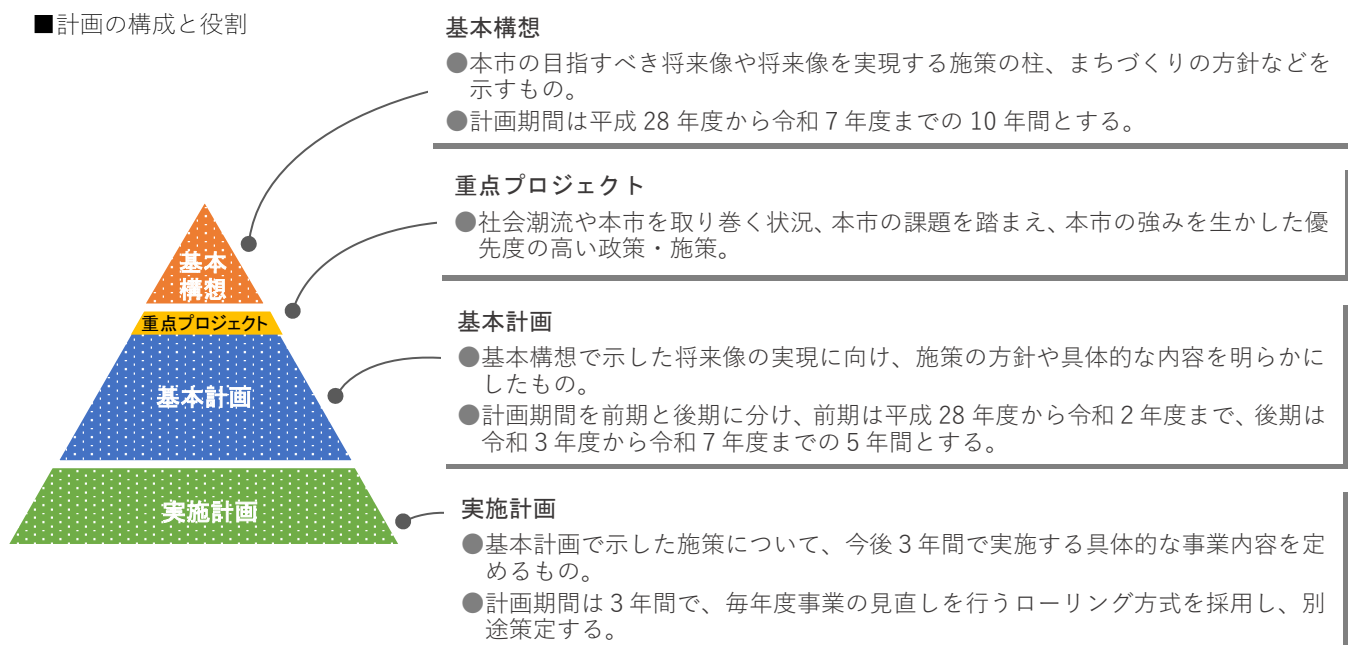
第2章

計画の構成と役割

「本巢市第 2 次総合計画」は、本市の最上位計画であり、平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの方向性を示すものです。

「本巢市第 2 次総合計画」は、基本構想、基本計画、別途策定される実施計画から構成されます。

■計画の構成と役割



■計画の期間

年度	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 10年間									
重点プロジェクト						重点プロジェクト 5年間				
基本計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
実施計画						毎年度ローリング方式で見直し				

第3章 | 社会潮流

1 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に人口減少、少子高齢化が進行しており、令和22年頃の日本の総人口は約1億1,092万人となり、高齢化率は35.3%まで上昇し、高齢化がピークに達すると見込まれています。特に、地方では過疎化により、集落人口9人以下でかつ高齢化率50%以上である、存続危惧集落がみられる地域があります。人口減少や少子高齢化により、地域経済の規模縮小や自治体の税収減少による財政悪化が懸念されます。

2 地方創生の推進

国では、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、首都圏への人口の過度の集中を是正し、地方での住みよい環境の確保などを通じて、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。これを受け、各自治体では、将来人口の中長期的展望を示す「地方人口ビジョン」、そのビジョン実現に向けた目標や具体的な施策の方向を示す「地方版総合戦略」が策定されています。

3 産業振興・雇用促進

世界的に技術革新が進んでおり、技術革新によってもたらされる新たな社会の姿として「Society 5.0」が掲げられています。

人口減少や少子高齢化により、経済活動の担い手不足が懸念される中、今後需要が高まる産業分野の技術力向上や、技術革新などを踏まえた産業の高付加価値化などにより、国際競争力の強化を進めていく必要があります。

4 交通・社会資本の整備

東京都から大阪市を結ぶ新たな新幹線としてリニア中央新幹線の整備が進められており、令和 19 年以降の全線開業、東京・名古屋間については令和 9 年の先行開業が予定されています。国では、リニア中央新幹線の開業により、個性ある三大都市圏の一体化による巨大経済圏の創造などを目指した「スーパー・メガリジョン構想」が検討されています。

また、広域では令和 8 年度以降に東海環状自動車道の全線開通が予定されており、都市間の移動時間の短縮、災害時の交通インフラのリスクヘッジ*などが期待されます。

一方で、インフラの老朽化や空き家の増加が大きな課題となっており、計画的な対策や適切な管理などが求められています。

5 広域連携の強化

人口減少・少子高齢化社会においては、住民生活に密接に関わる身近な基礎自治体である市町村間の水平補完・水平連携のもと、地域経済の活性化や社会基盤の整備、行政サービスの向上などに取り組むことにより、住民生活の安定と充実を図る必要があります。

岐阜地域 4 市 3 町（岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）では、平成 30 年に「岐阜連携都市圏ビジョン」を策定し、多様な地域の個性が輝き、住民生活の充足が図られ、住み続けたいと思える岐阜連携都市圏の形成を目指し、取組を進めています。

西美濃地域 3 市 9 町（大垣市、海津市、本巣市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町）では、平成 27 年に「西美濃創生広域連携推進協議会」を設立し、地方創生の推進と持続可能な地域づくりに向けて取組を進めています。

これからも住民に最も近い基礎自治体である市町村の役割は、ますます大きくなると考えられることから、近隣市町と広域的な連携に取り組みながら行財政能力を高めることが求められています。

6 災害対策・国土強靱化の推進

近年、地震や台風、線状降水帯による大雨など、自然災害の多発・激甚化がみられます。今後も、30 年以内の発生確率が 70% 程度といわれている南海トラフ地震や地球温暖化の進行に伴う気候変動により、大規模な自然災害の発生や被害が予想されます。このような状況の中、災害から人命を守るとともに、住民の財産や公共施設への被害を最低限に抑え、災害後の迅速な復旧・復興を図ることを可能とする「強さとしなやかさ」を兼ね備えた強靱な国土づくり、経済社会システムの平時からの構築が求められます。

7 感染症拡大防止対策

令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が国内外で流行し、保健・医療機関のひっ迫や社会経済活動の停滞など、あらゆる分野において影響を及ぼしています。各自治体においては、収束の見通しが立たない中、今後は、感染症拡大防止を念頭においた施策展開や事業実施が求められます。

*リスクヘッジ…将来起こりうる危険の大きさを評価し、最小限に食い止めるために行う対策。

8 SDGsの推進

平成 27 年に国連サミットで採択された S D G s は、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。各自治体においても市民や地域、関係団体、事業所、関係機関などと協調して達成に向けた取組を推進していくことが求められます。

■SDGs の 17 の目標

 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任つかう責任	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

第4章

統計データ

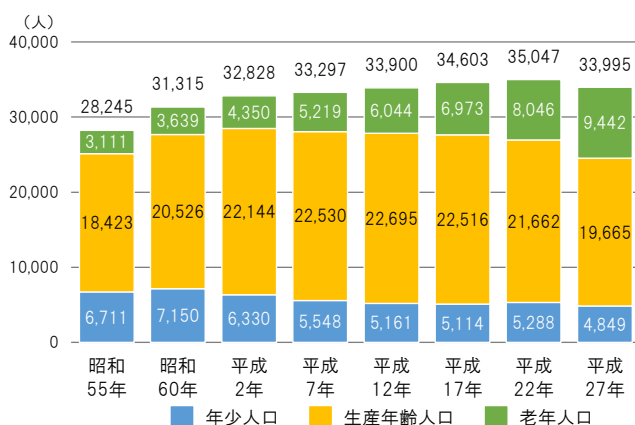
1 人口

1 人口などの状況

本市の人口は平成 22 年まで増加傾向で推移していましたが、平成 27 年には 33,995 人と、平成 22 年と比べると 1,052 人の減少となっています。年齢区分別にみると、昭和 55 年以降、老年人口（65 歳以上人口）が増加傾向にあります。また、年少人口（15 歳未満人口）は昭和 60 年から、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満人口）は平成 12 年から減少傾向にあります。

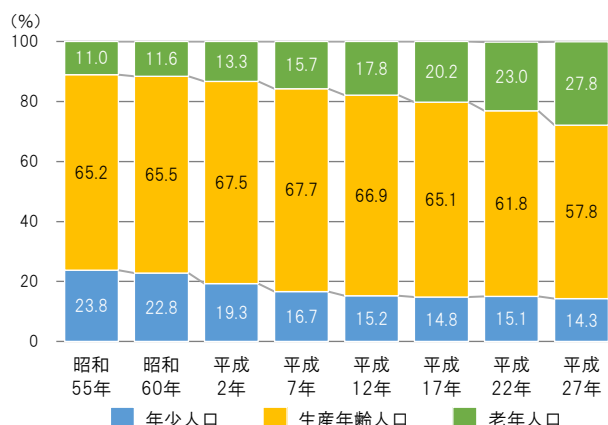
本市の年齢 3 区分別人口割合をみると、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。総人口がほぼ同数である平成 12 年と老年人口が占める割合について比較すると、平成 27 年は 10.0%増加しています。

■年齢 3 区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳者が含まれるため、年齢 3 区分別人口の合計とは一致しません。

■年齢 3 区分別人口割合の推移



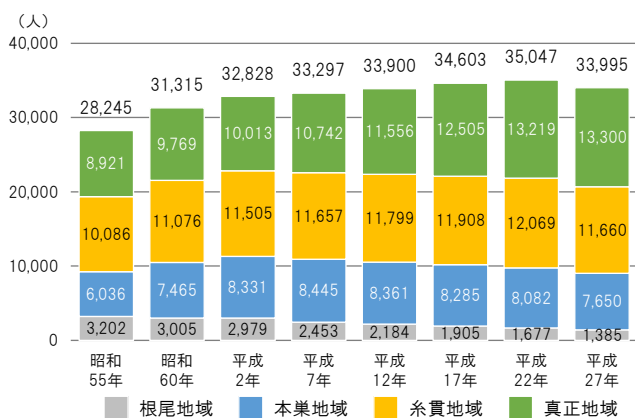
※割合は 100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

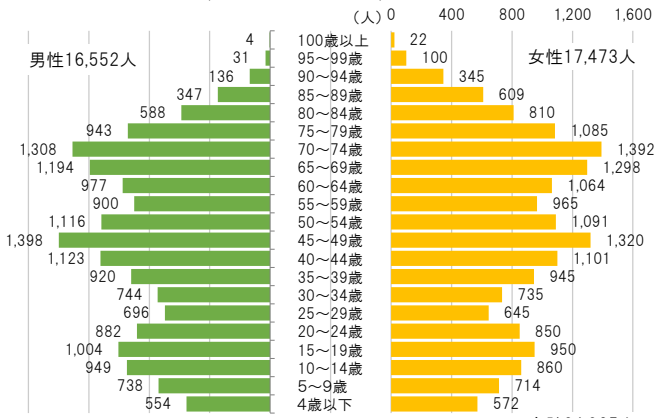
地域別人口の推移をみると、真正地域では平成 27 年まで継続して増加傾向にあります。一方で、根尾地域では昭和 55 年、本巣地域では平成 7 年、糸貫地域では平成 22 年以降、減少傾向で推移しています。

令和 2 年の人口ピラミッドをみると、60 歳後半から 70 歳前半の団塊世代※とその子ども世代の 40 歳代の団塊ジュニア世代※に膨らみがみられます。一方、ほかの世代に比べて、20 歳後半から 30 歳前半と 4 歳以下の人口が少なくなっていることがわかります。

■地域別人口の推移



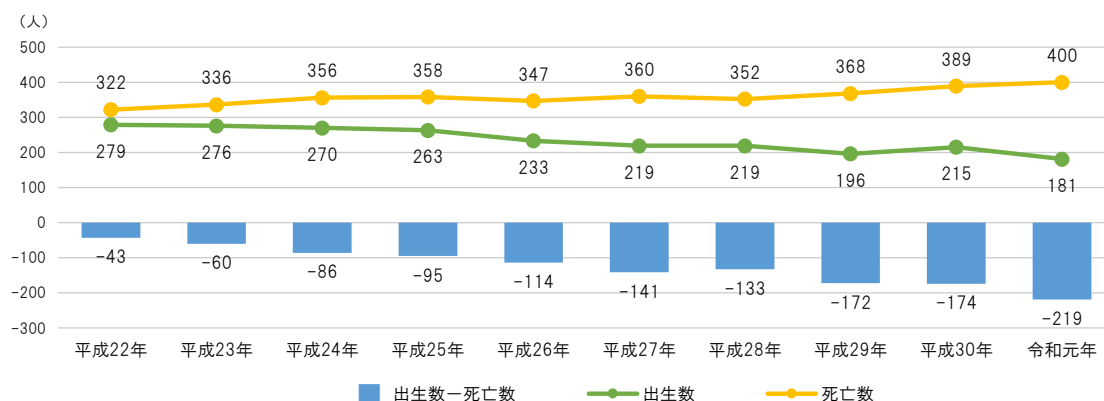
■人口ピラミッド（令和 2 年 3 月末）



資料：国勢調査（左図）、本巣市「住民基本台帳」（右図）

自然増減数（出生・死亡）の推移をみると、出生数は減少傾向にあります。死亡数は増減を繰り返しながら推移していますが、近年では増加傾向にあります。

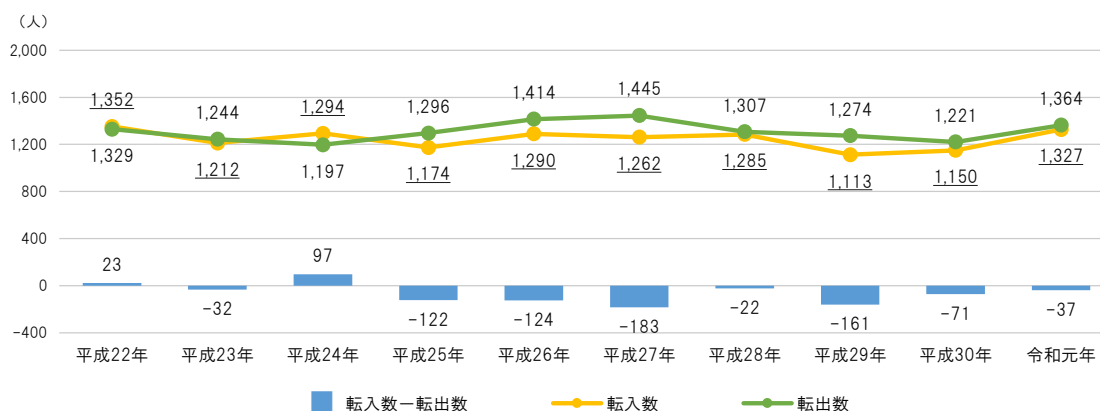
■自然増減数の推移



資料：岐阜県人口動態統計調査

社会増減数（転入・転出）の推移をみると、転入数は平成29年に最も少なくなりましたが、その後、増加に転じています。転出数は平成27年をピークに減少傾向にありましたが、平成30年から令和元年にかけて増加に転じています。

■社会増減数の推移



資料：岐阜県人口動態統計調査

※団塊世代…日本で昭和22年から昭和24年までの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

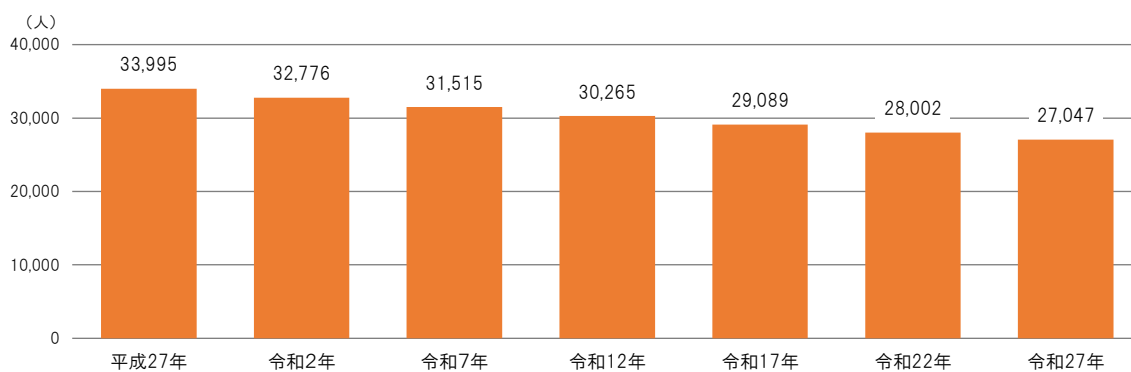
※団塊ジュニア世代…日本で昭和46年から昭和49年までの第2次ベビーブーム時代に生まれた世代。

2 人口の将来展望

本市では、平成 27 年に「本巢市人口ビジョン」を策定し、令和 22 年までの人口推計を行いました。令和 2 年には、国や県の動向、本市の実情や特性を踏まえ、「本巢市人口ビジョン」の改訂を行いました。

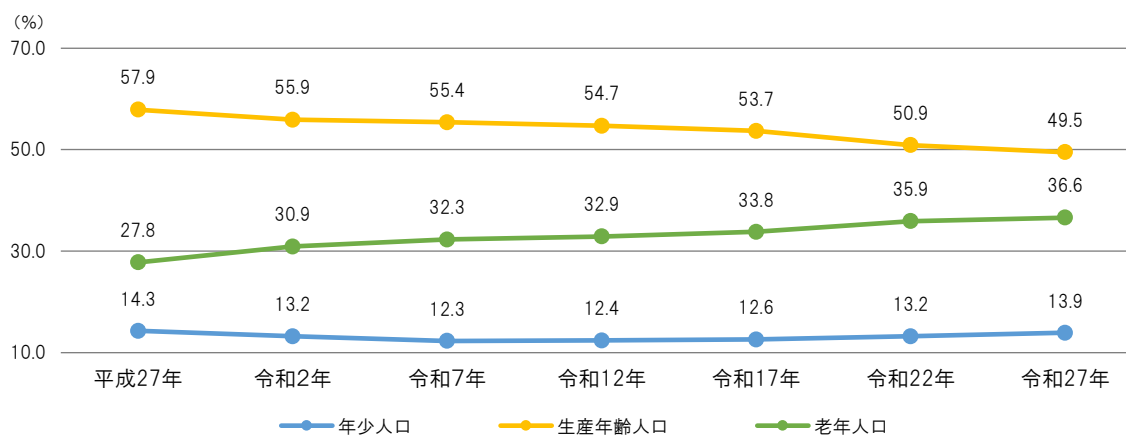
改訂した「本巢市人口ビジョン」では、令和 17 年頃には総人口が 30,000 人を割り込み、令和 27 年には 27,047 人になると予想しています。年齢 3 区分別にみると、生産年齢人口割合が減少する一方、老年人口割合が増加することが見込まれています。また、年少人口割合は令和 7 年頃にかけて減少しますが、その後増加に転じると予想しています。

■総人口の推計



資料：国勢調査（平成 27 年）、「本巢市人口ビジョン（改訂版）」（令和 2 年以降）

■年齢 3 区分別人口割合の推計



※割合は 100%にならない場合があります。

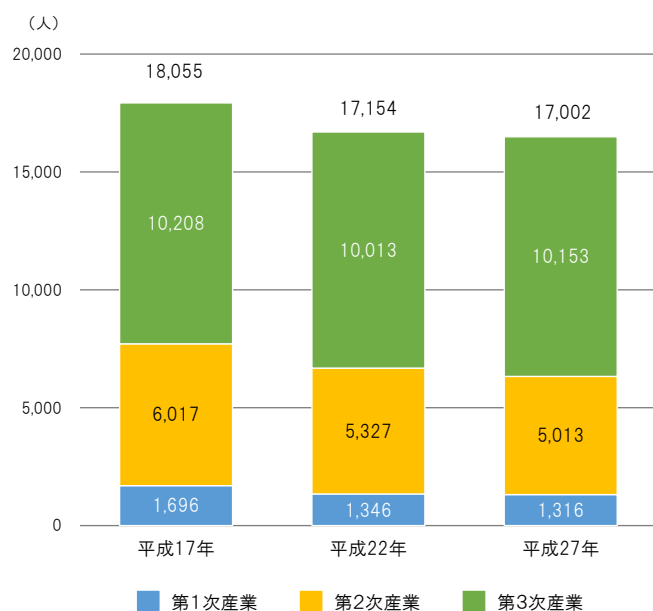
資料：国勢調査（平成 27 年）、「本巢市人口ビジョン（改訂版）」（令和 2 年以降）

2 産業

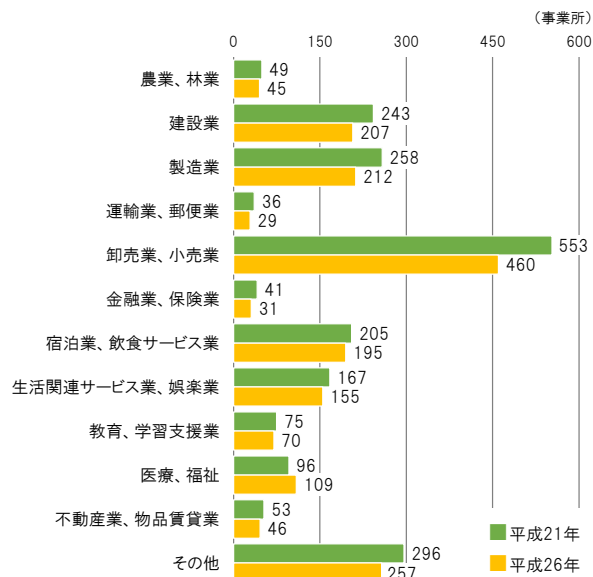
産業大分類別人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業人口は減少傾向にあります。第3次産業人口は平成17年から平成22年にかけて減少しましたが、平成27年には増加に転じています。

産業別事業所数の推移をみると、全体で減少傾向にあり、特に卸売業、小売業の減少幅が大きくなっています。一方で医療、福祉の事業所数が増加しています。

■産業大分類別人口の推移



■産業別事業所数の推移

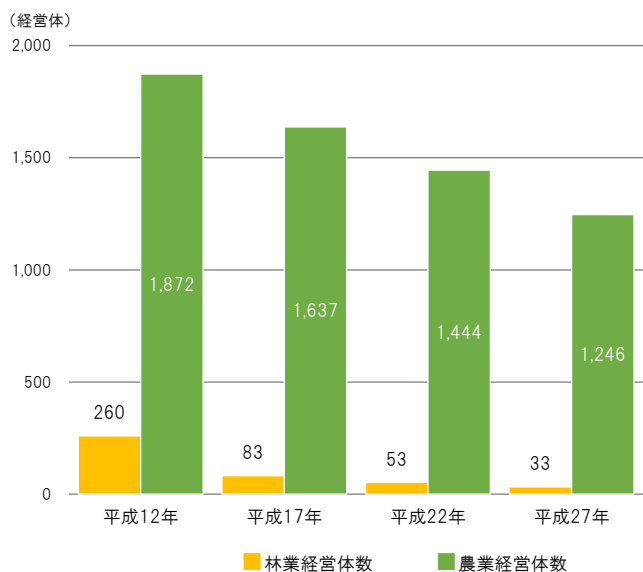


資料：国勢調査（左）、経済センサス基礎調査（右）

農林業経営体数の推移をみると、林業経営体数、農業経営体数ともに平成12年から平成27年にかけて減少傾向にあります。

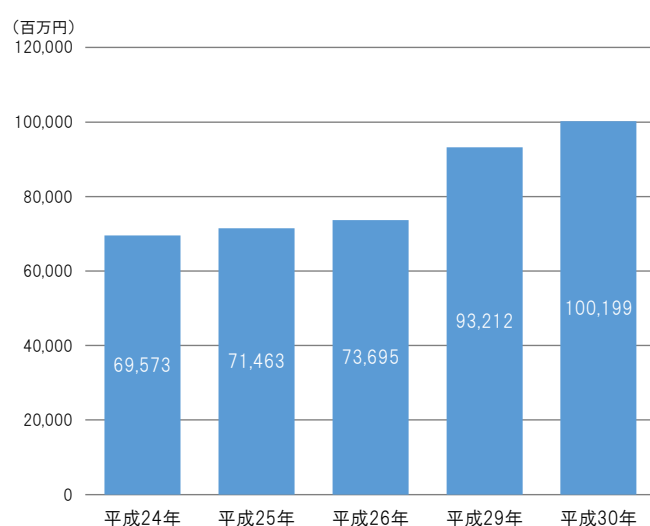
製造品出荷額等は、増加傾向で推移しており、平成30年は約1,002億円となっています。

■農林業経営体数の推移



資料：農林業センサス

■製造品出荷額等の推移（合計）



資料：工業統計調査

第5章

市民アンケート調査結果

1 実施概要

「本巢市第2次総合計画前期基本計画（平成28年度～令和2年度）」の策定から4年が経過し、改めて市民の皆様から本市のまちづくりについてのご意見などをお聞かせいただき、本計画の策定にあたっての基礎資料として活用することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要

項目	内容
調査地域	本市全域
調査対象者	本市に在住する18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
調査基準日	令和2年8月1日（土）
調査期間	令和2年7月29日（水）～8月14日（金）
調査方法	調査票を郵送にて配布・回収

■市民アンケート調査の回収結果

項目	配布数	有効回収数	有効回収率
18歳以上の市民	2,000 通	817 通	40.9%

2 主な結果

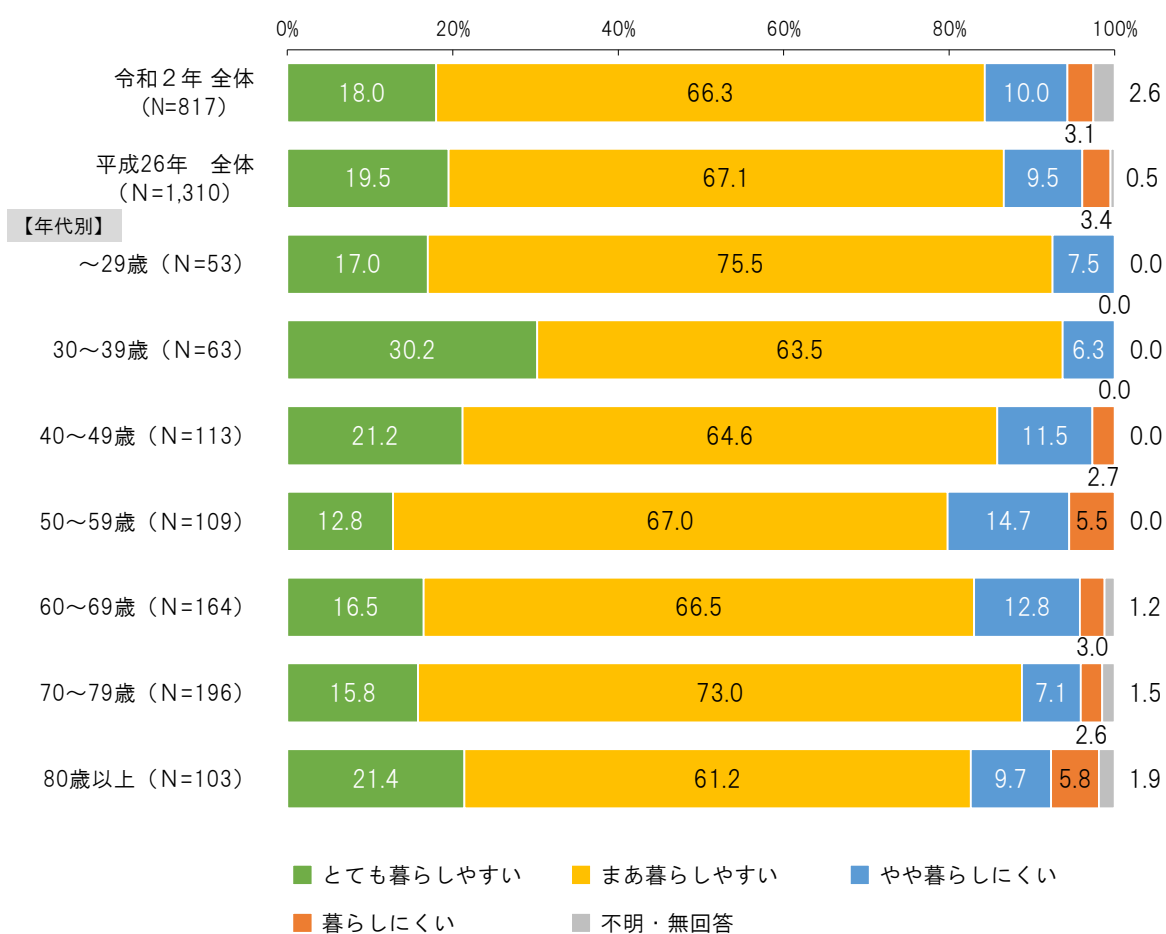
1 居住地の暮らしやすさ

居住地の暮らしやすさについて、全体で『暮らしやすい』が84.3%、『暮らしにくい』が13.1%となっています。前回調査と比較すると『暮らしやすい』が2.3ポイント下がっています。

年代別にみると、29歳以下で『暮らしやすい』が92.5%、30～39歳で93.7%と、ほかの年代と比べて高くなっています。

※『暮らしやすい』…「とても暮らしやすい」と「まあ暮らしやすい」の合算

『暮らしにくい』…「やや暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合算



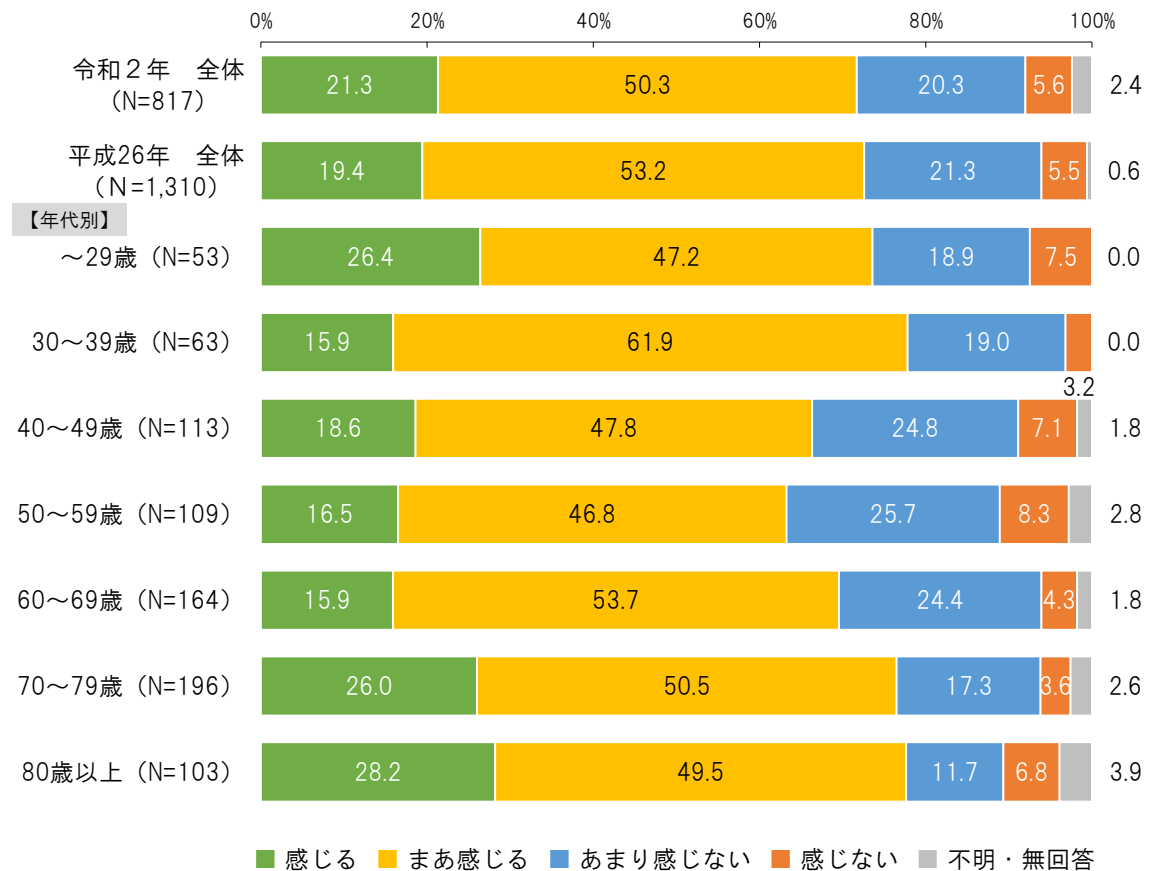
2 本市への誇りや愛着

本市に誇りや愛着を感じるかについて、全体で『感じる』が 71.6%、『感じない』が 25.9%となっています。前回調査と比較すると大きな違いはみられません。

年代別にみると、29 歳以下で『感じる』が 73.6%、30～39 歳で 77.8%と高くなっています。

※『感じる』…「感じる」と「まあ感じる」の合算

『感じない』…「あまり感じない」と「感じない」の合算



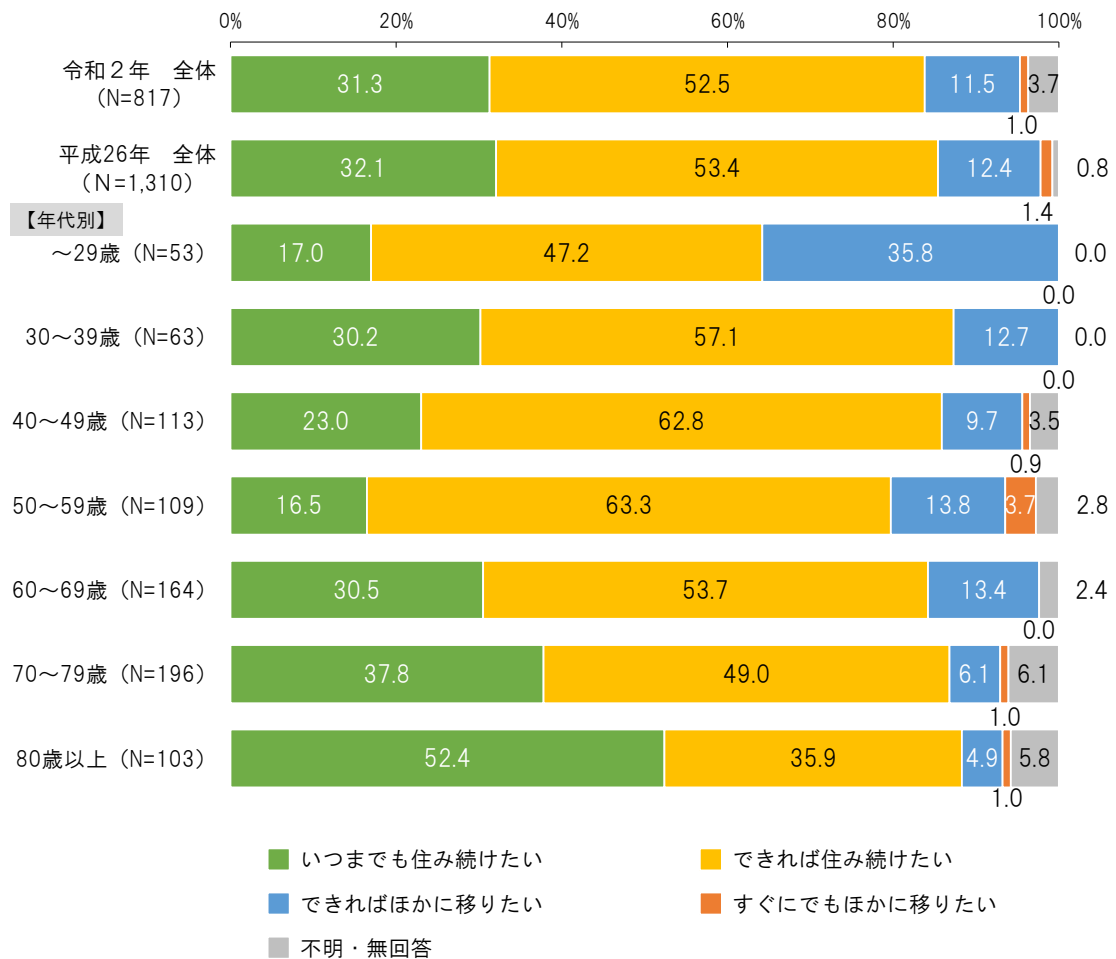
3 本市への定住意向

本市に住み続けたいと思うかについて、全体で『住み続けたい』が83.8%、『ほかに移りたい』が12.5%となっています。前回調査と比較すると大きな違いはみられません。

年代別にみると、30～39歳で『住み続けたい』が87.3%、40～49歳で85.8%と高くなっている一方、29歳以下で『住み続けたい』が64.2%と低くなっています。

※『住み続けたい』…「いつまでも住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合算

『ほかに移りたい』…「できればほかに移りたい」と「すぐにでもほかに移りたい」の合算



4 本市の施策の満足度・重要度

各分野の各項目を評価して散布図に落とし込んだものが、下図になります。

特に、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められているⅠ領域（早期改善項目）には、救急医療の充実、地域医療の充実、バス・鉄道などの公共交通の利便性の向上が挙げられています。

※評価では、設問の4つの回答選択肢を点数化しています。点数は、満足度は「とても満足」の4点から「不満」の1点、重要度は「とても重要」の4点から「重要でない」の1点まで、それぞれ4段階評価としています。以上の点数を、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

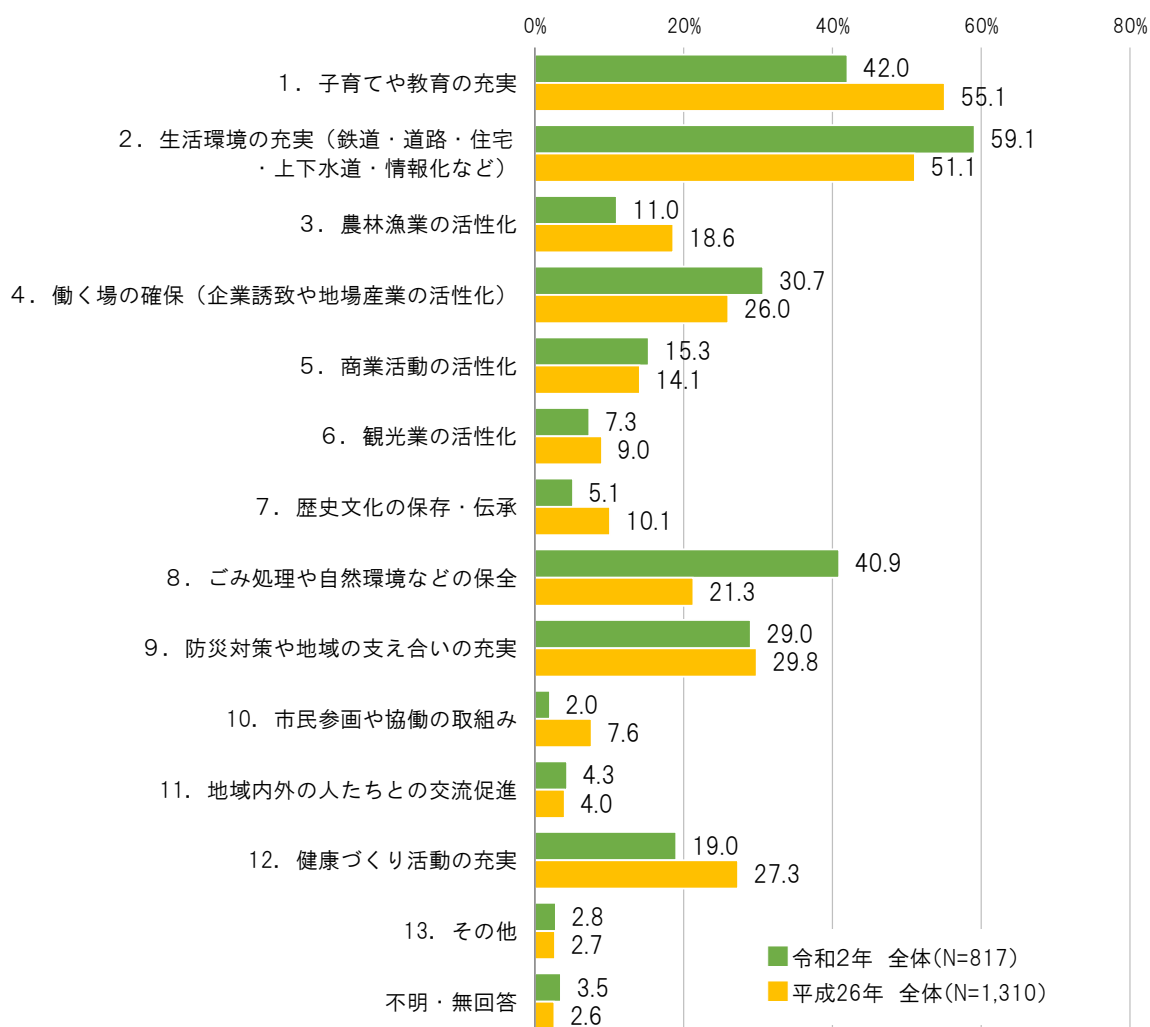
■ 散布図の見方

領域	内容
Ⅰ 早期改善項目	重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目
Ⅱ 随時改善項目	満足度も重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
Ⅲ 長期対応項目	満足度は低いものの重要度も低いため、ほかの項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
Ⅳ 現状維持項目	満足度は高く、重要度が低いため、今後満足度の低いほかの項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目



5 今後5年間で特に重点的に取り組むべき施策

今後、重点的に取り組むべきものについて、全体で「2.生活環境の充実（鉄道・道路・住宅・上下水道・情報化など）」が59.1%と最も高く、次いで「1.子育てや教育の充実」が42.0%となっています。前回調査と比較すると、「1.子育てや教育の充実」が13.1ポイント下がる一方で、「8.ごみ処理や自然環境などの保全」が19.6ポイント上がっています。



第6章

団体アンケート調査結果

1 実施概要

地域で活動する団体などを対象に、本巢市のまちづくりに対する評価やご意見などをお聞きし、本計画策定の基礎資料とするために団体アンケート調査を実施しました。

■団体アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象団体	市内で活動する団体など
調査期間	令和2年8月11日（火）～9月14日（月）
調査方法	調査票を郵送にて配布・回収

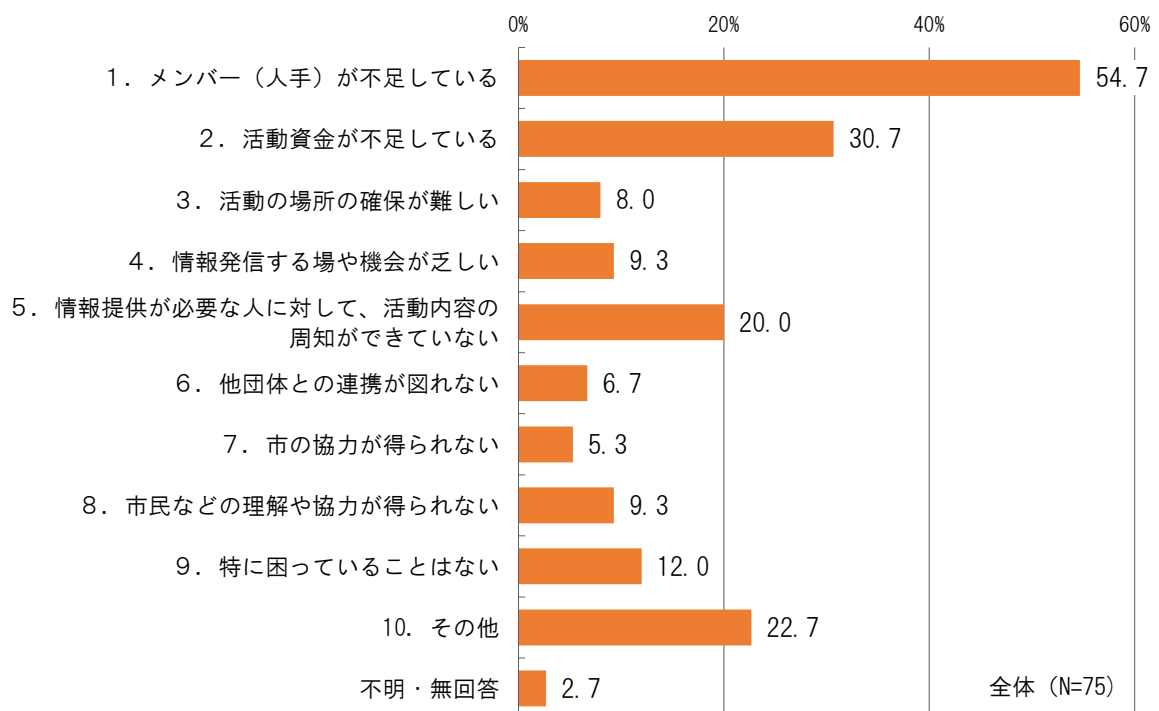
■団体アンケート調査の回収結果

項目	配布数	有効回収数	有効回収率
市内で活動する団体など	79 通	75 通	94.9%

2 主な結果

1 活動上の課題

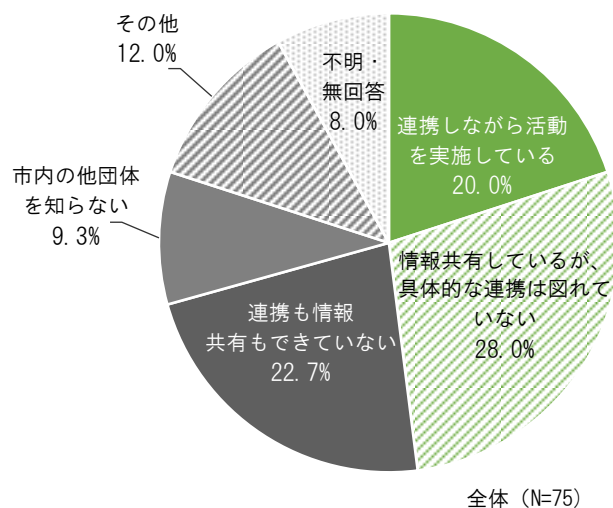
活動（事業）を推進するにあたって支障になっていることや困っていることは、「1. メンバー（人手）が不足している」が54.7%と最も高く、次いで「2. 活動資金が不足している」が30.7%となっています。



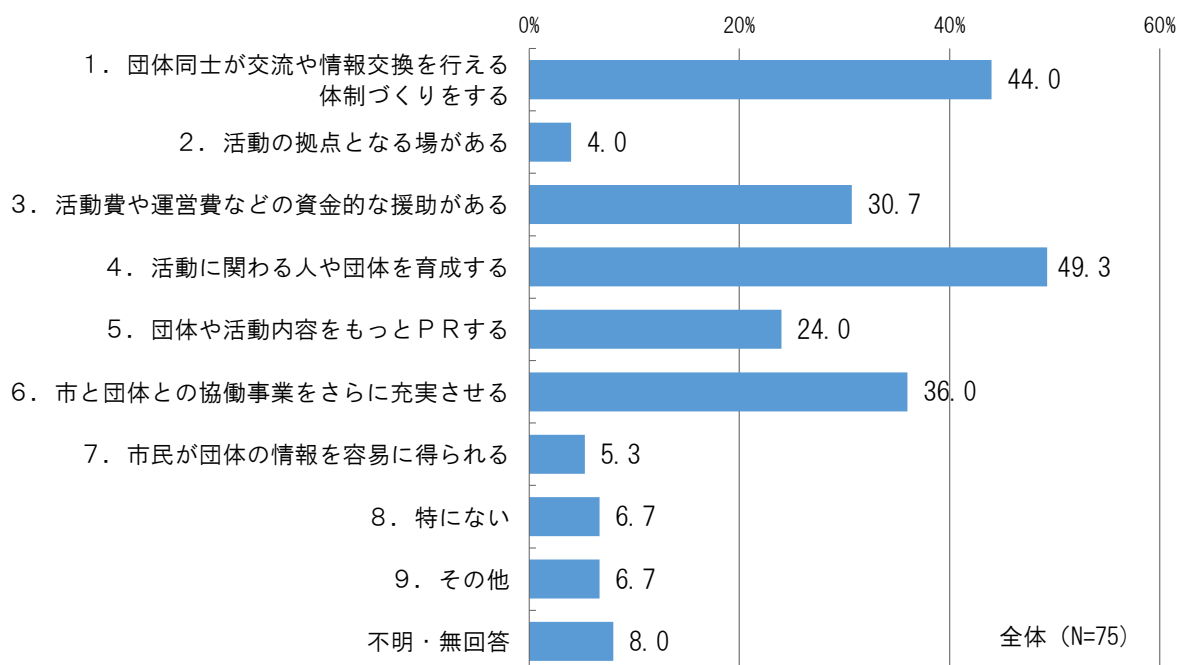
2 連携・協働

市内の他団体との連携がとれているかは、「連携しながら活動を実施している」が20.0%、『連携が十分でない』が60.0%となっています。

※『連携が十分でない』…「情報共有しているが、具体的な連携は図れていない」と「連携も情報共有もできていない」「市内の他団体を知らない」の合算



今後、多種多様な団体が連携・協力しながらまちづくりを進めるために必要なことは、「4. 活動に関わる人や団体を育成する」が49.3%と最も高く、次いで「1. 団体同士が交流や情報交換を行える体制づくりをする」が44.0%となっています。



第7章

まちづくり提案

1 実施概要

『自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢』となるまちづくりを進めていくために、本市を好きな人や応援している人からまちづくりの提案やアイデアを募集し、本計画策定の基礎資料とするため、まちづくり提案を実施しました。

「もとす まちづくり 提案シート」に本市の魅力（好きなところ）と期待すること（ミライの姿）、実現に向けた”必要な取組”を記入いただき、持参、郵送、FAX又はメールで募集しました。

市のホームページや市内公民館（4か所）で周知したほか、中学校、各種団体などにも広く意見を募集しました。

■まちづくり提案の概要

項目	内容
募集期間	令和2年8月6日（木）～8月31日（月）
提案件数	46件

■配布した提案シート

もとす まちづくり 提案シート

あてはまる項目に○を付けてください

年齢：1. ～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70～79歳 8. 80歳以上

性別：1. 男性 2. 女性

地域：1. 本巢 2. 真正 3. 糸貫 4. 根尾 5. その他（ ）

職業：1. 農林水産業 2. 自営業 3. 会社員・団体役職員 4. 公務員・教員
5. 学生 6. 家事専業 7. 無職 8. その他（ ）



STEP 1：本巢市の“好きなところ”について
(文章、箇条書き、イラスト、図解…何でも自由にご記入ください)



STEP 2：本巢市の“ミライの姿”について
(文章、箇条書き、イラスト、図解…何でも自由にご記入ください)



STEP 3：理想の本巢市の実現に向けた“必要な取組”について
(文章、箇条書き、イラスト、図解…何でも自由にご記入ください)

取組名

分野



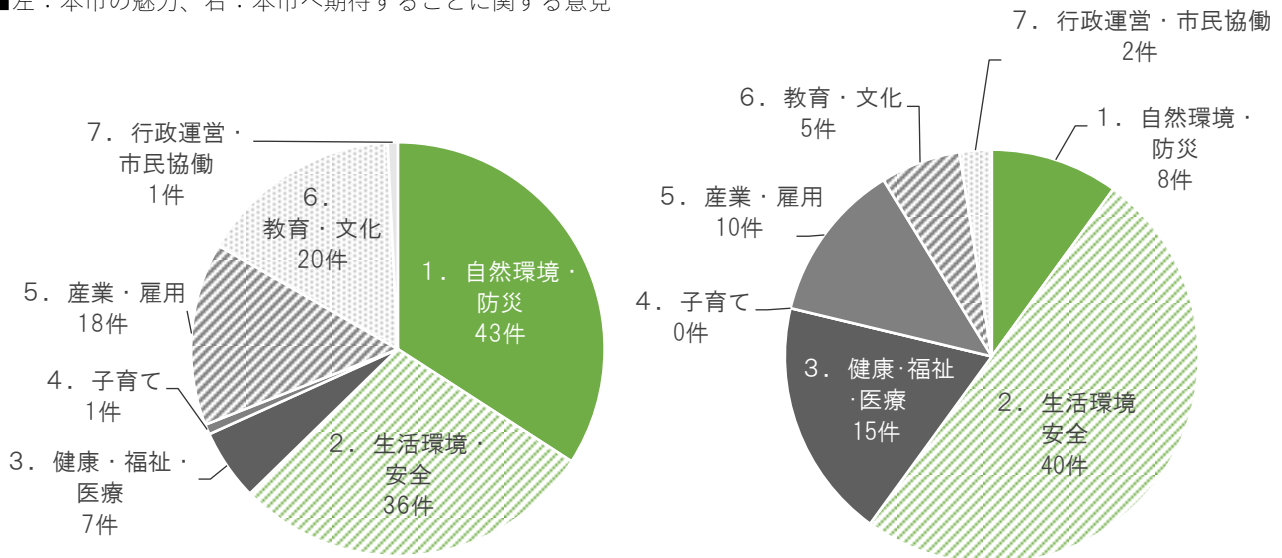
2 主な結果

1 本市の魅力と期待すること

本市の魅力を分野別に見ると、「1. 自然環境・防災」が43件と最も多く、次いで「2. 生活環境・安全」が36件となっています。

本市へ期待することを分野別に見ると、「2. 生活環境・安全」が40件と最も多く、次いで「3. 健康・福祉・医療」が15件となっています。

■左：本市の魅力、右：本市へ期待することに関する意見



■本市の魅力と期待することに関する主な意見

分野	本市の魅力
自然環境・防災	自然が豊か（26件）
	蛭がきれい（3件）
	川・水がきれい、美味しい（3件）
生活環境・安全	大型商業施設がある（11件）
	適度に都会であり、ほどよく田舎である（4件）
	住みやすい（3件）
産業・雇用	柿や梨など特産物がある（7件）
	農産物が多い（5件）
	観光・温泉施設がある（3件）
教育・文化	日本三大桜の1つ、淡墨桜がある（9件）
	船来山古墳群や古田織部などの歴史がある（3件）

分野	本市へ期待すること
自然環境・防災	自然を生かしたまちづくり（観光、作物）など（4件）
生活環境・安全	高速が通り、人の行き来が活発になる（4件）
	人口が増える（4件）
	みんなが楽しめる施設がたくさんあるまち（3件）
健康・福祉・医療	誰もが住みやすく、安心して生活できるまち（6件）
産業・雇用	山などの自然をもっと体験で生かせるようにしていくと、アクティビティを求める若者を呼び込める（3件）

2 理想の本市の実現に向けた“必要な取組”

理想の本市の実現に向け、「生活環境・安全」「産業・雇用」を中心に様々なプロジェクトの提案がありました。

提案されたプロジェクトでは、身近な場所に公園や自然を生かした憩いの場をつくる意見や、公共交通などの移動手段を充実する意見、自然環境や観光資源を生かし産業を活性化する意見が多く挙げられました。

■提案された主なプロジェクト

区分	提案内容
自然環境・防災	With ネイチャープロジェクト（自然に触れたり、保全活動を行う） 避難用シェルターの新設
生活環境・安全 （10 件のうち主なものを抜粋）	大きな水あそびのできる公園（市内外から人が集まる公園をつくる） 自然を生かしたまちづくり（家族で自然を楽しむことができる施設をつくる） モトスつながりプロジェクト（接続を考慮したバスや鉄道の運行を行う） 誰もが住みよい安心、安全な未来の街づくり（市営バスの交通網を見直す） GO TO TOWN（市内・市外を結ぶ公共交通の充実）
健康・福祉・医療 （7 件のうち主なものを抜粋）	車がなくても生活できる環境づくり（高齢者の外出支援を行う） お年寄りが暮らしやすいまちづくり（高齢者の買物支援を行う） 本巣市民仲良く元気で長生き！（高齢者が活動する場をつくる）
子育て （5 件のうち主なものを抜粋）	子どもが楽しめるまちづくり（子どもが遊べる公園をつくる） 子どもや高齢者が安全に住みやすいまちづくり（高校生までの医療・福祉面での支援）
産業・雇用 （13 件のうち主なものを抜粋）	つながる情報、広がる人の輪（ＩＴ企業の誘致、ＩＴを教育や福祉に活用） 通年楽しめる淡墨桜に（淡墨桜と周辺の観光資源を活用した観光振興） 本巣市に住むとイイコトあるよ！（魅力発信による移住促進や婚活イベントを行う） 生かそう！私たちの自慢の自然！（自然環境を生かした観光振興） もとすっピーストア！！（行政と連携し農産物を販売する場をつくる）
教育・文化 （4 件のうち主なものを抜粋）	年齢の壁をこえてつながろう（若者と高齢者が交流する祭りを開催する） 本巣文化会館の設立（文化財を保護・展示する場をつくる） 本巣市のよさを広めよう（市の文化を発信する）
行政運営・市民協働 （4 件のうち主なものを抜粋）	知名度を本気で上げてみる（全国的に知名度のある人・団体とタイアップする） 本巣市の活性化（市の魅力を発信する） 安心窓口相談（市役所で相談できる体制をつくる）

1 本巣市計画審議会における検討

1 実施概要

本計画策定にあたり、本巣市計画審議会において、本市の課題や取組についてワークショップ形式で検討を行いました。

2 主な結果

課題では、公共空間での雑草の繁茂や空き家の増加、一人暮らし高齢者の増加、市内の産業の担い手不足、文化活動への市民の参加が少ないことなどが挙げられました。

取組に対する意見では、市民同士で議論する場を設けることや車を持っていない高齢者の買物支援が必要であること、出産に対するサポートやサービスの充実が必要であること、市民でできることは市民で行うという意識改革が必要であることなどが挙げられました。

■主な課題や主な取組に対する意見

区分	課題	取組に対する意見
自然環境・防災	道路などに雑草が多く生えている	「自助」「共助」の意識をもってもらう
	台風などによる根尾川の決壊が懸念される	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を行う
生活環境・安全	空き家が増加している	ディスカッションする場をつくる
	賃貸住宅が少ない	バスを充実する
健康・福祉・医療	認知症や障がい者に対する理解が不足している	車を持っていない高齢者の買物支援をする必要がある
	一人暮らし高齢者が増加している	グループホーム※を整備する必要がある
子育て	子どもを預ける場所が少ない	出産に対するサポートやサービスを充実する必要がある
産業・雇用	農業の後継者が不足している	市内の企業への支援が必要である
	市内で働く魅力が不足している	樽見鉄道を観光資源として活用する
教育・文化	伝統文化に関する活動やイベントへの市民の参加が少ない	キャリア教育を充実する
	市内で活躍できる場があることを子どもに理解してもらえていない	学校間での学校活動の情報共有を行う
行政運営・市民協働	各地区で活動している団体が減少している	市民でできることは市民で行うという意識改革が必要である
	協働の取組を行う際の窓口がわかりにくい	地域を超えて応援、連携することができる仕組みづくりを行い、地域間の交流促進を図る

※グループホーム…障がい者が少人数で世話人などから支援を受けながら地域で生活を営む共同住宅及びその形態。

2 市民活動推進拠点「まわる市民協働」における検討

1 実施概要

本計画策定にあたり、市民活動推進拠点「まわる市民協働」において、本市の課題や取組についてワークショップ形式で検討を行いました。

■市民活動推進拠点「まわる市民協働」

項目	内容
開催日時	【第1回】令和2年9月26日（土） 19:00～21:10 【第2回】令和2年9月29日（火） 10:00～12:10
開催場所	オンラインでの実施 ※2回目のみ、糸貫ぬくもりの里「まわる市民協働」に参加ブースを設置
参加人数	延べ21人（第1回12人、第2回9人）

2 主な結果

課題では、空き家の増加や移動に困難を抱える人に対する支援がないこと、お祭りの担い手不足などが挙げられました。

取組に対する意見では、放置されている山林への対策が必要であることや課題を共有することができる場をつくること、起業する人を増やす必要があることなどが挙げられました。

■主な課題や主な取組に対する意見

区分	課題	取組に対する意見
自然環境・防災	所有者が不明である山林がある	放置されている山林への対策が必要である
生活環境・安全	空き家が多い	課題を共有することができる場をつくる
	移住・定住促進に関する情報が届きづらい	観光地へのアクセスの充実が必要である
健康・福祉・医療	移動に困難を抱える人に対する支援がない	地域ぐるみで高齢者を孤立させない仕組みづくりを進める必要がある
	高齢者の活躍の場が少ない	グループホームの充実を図る必要がある
産業・雇用	観光イベントの参加者が少ない	起業する人を増やす必要がある
教育・文化	お祭りの担い手が不足している	子どもの地元愛を育む
	あらゆることを学ぶ機会が少ない	地域と学校が連携する

「本巢市第2次総合計画前期基本計画」で示されている各施策・事業について、下記の基準に基づき進捗状況を評価しました。

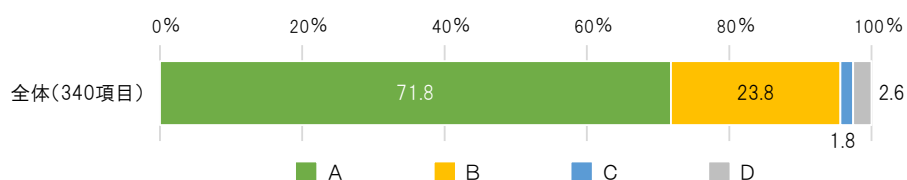
全体では、Aが71.8%、Bが23.8%、Cが1.8%、Dが2.6%となっており、7割以上の施策が計画通り進行されました。

基本方針ごとにみると、子育て分野でAが88.0%となっている一方、生活環境・安全分野、産業・雇用分野では、Aが占める割合は施策の約3分の2にとどまっています。

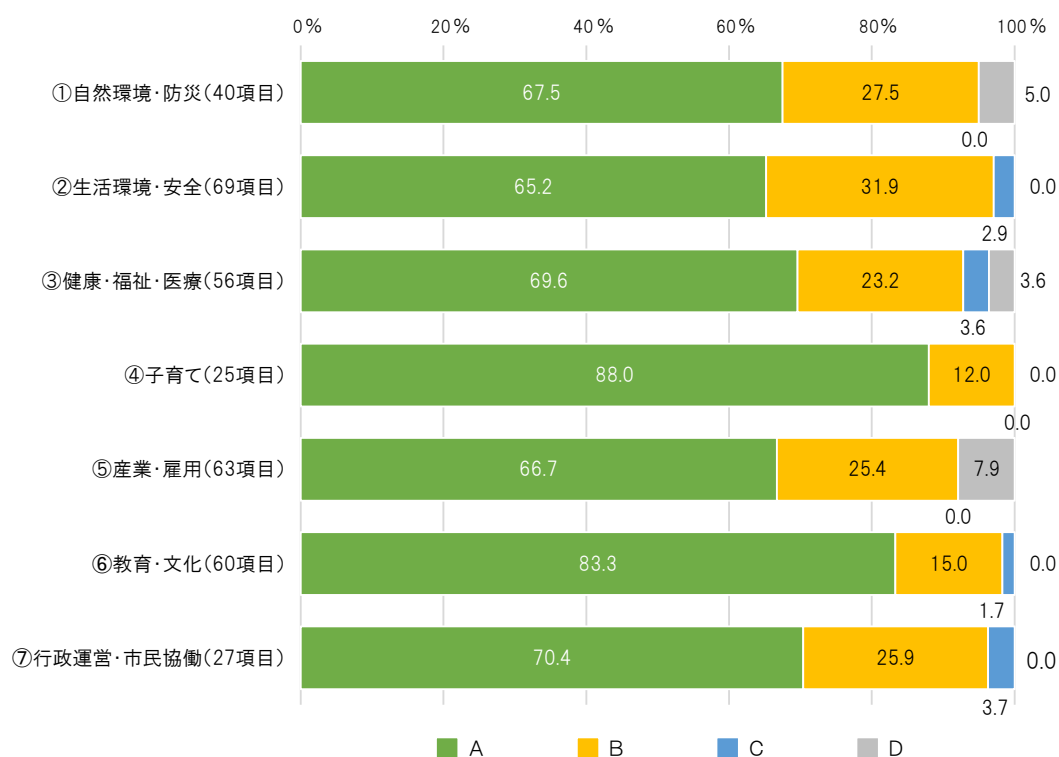
進捗状況の評価基準

項目	内容	項目	内容
A	計画通り進行	B	おおむね計画通りだが、一部未実施
C	未着手	D	完了・廃止

進捗状況の全体評価結果



進捗状況の基本方針ごとの評価結果



第10章

後期基本計画にあたっての課題

各種調査結果からの市民意見や前期基本計画の評価結果を踏まえ、後期基本計画推進にあたっての課題を以下にまとめます。

1 自然環境・防災

本市の豊かな自然環境や、都市と自然とのバランスが良く暮らしやすい環境であることなどが市民から高く評価されています。今後もこの強みを生かしていくことが重要です。

また、本市は自然災害を受けやすい地域を有しており、近年大規模化する風水害や土砂災害などへの対策をハード、ソフト両面から強化していく必要があります。

2 生活環境・安全

市民アンケートでは、本市の今後5年間のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むべき事項として「生活環境の充実（鉄道・道路・住宅・上下水道・情報化など）」が最も多く挙げられました。まちづくり提案においても、未来の本市へ期待することとして生活環境・安全に関する意見が多く、特に市民ニーズが高まっている分野であると言えます。東海環状自動車道の整備によって広域へのアクセスが向上する中、身近な生活道路における利便性の向上、広域連携による消防・災害対応・救命救急体制の維持・強化など、市民の安全の確保を前提とした対策を講じていく必要があります。

3 健康・福祉・医療

少子高齢化が進行しており、今後、医療や介護にかかる費用の増大が懸念されます。本市はいわゆる団塊世代と団塊ジュニア世代が多い人口構造となっており、将来的な医療・介護需要の高まりも視野に入れつつ、生涯を通じた健康づくり、福祉施策などの体制整備が求められます。また、多様化する福祉課題に対応した包括的な相談支援などに取り組んでいく必要があります。

4 子育て

本市の居住満足度は若い世代で比較的高く、子育て支援施策についても一定の評価を得ていると言えます。子育て家庭が暮らしやすいまちにすることは、将来の安定した人口構成やまちの担い手を確保する観点からも重要なことであるため、本計画においても子育て支援や保育・教育環境の充実に重点的に取り組んでいく必要があります。

5 産業・雇用

東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジと（仮称）本巣パーキングエリアの供用開始は、本市の産業・雇用環境に大きな変化をもたらします。産業活性化の契機とするため、優良企業の誘致や新産業の育成を図るとともに、市内既存産業への波及効果を高めていくための取組が求められます。また、前期基本計画期間においては製造業を中心に堅調な推移となっていた本市の産業ですが、今後は新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえた動向の把握と対策を進めていく必要があります。

6 教育・文化

市民アンケート調査によると、教育や文化に関する事項は比較的市民の満足度が高くなっています。一方、「人生100年時代」や「Society 5.0」などの新しい社会像に対応していくための学習基盤などが求められており、本市においても適切に対応し、人づくりを進めていく必要があります。

また、市内にある船来山古墳群は、東海地方最大級の古墳群であり、3世紀から7世紀までの多様な形状の古墳がこれまでに300基近く発見されており、現在も発掘調査が続けられています。このような伝統ある歴史文化遺産の保護を行うとともに、観光資源として活用することが求められます。

7 行政運営・市民協働

市民協働のまちづくりは、人口減少局面に入った本市において、様々な分野で今後も重点的に取り組んでいく必要があります。また、SDGsを踏まえた「誰一人取り残さない」社会をつくるための行政運営の在り方を検討していくことも重要です。さらに、令和6年度からの供用開始を目指し、市民サービスの維持・向上や危機管理体制の強化に寄与する新庁舎の整備を適切に進めていく必要があります。

第11章 計画の体系

分野	基本方針	施策の大綱	施策
自然環境・防災	第1章 自然と共生する 安全なまち	<第1節> 環境と共生するまち	① 自然環境保全 ② 循環型社会※
		<第2節> 自然災害に強いまち	① 防災 ② 治山・治水・砂防 ③ 森林保護
		<第3節> 機能的な暮らしやすい まち	① 土地利用
生活環境・安全	第2章 住みやすく安心して 暮らせるまち	<第1節> 快適な生活基盤を 備えたまち	① 道路 ② 公共交通 ③ 公園・緑地 ④ 上下水道 ⑤ 住環境 ⑥ 情報化推進
		<第2節> 市民の心が通い合う 安心なまち	① 地域コミュニティ ② 消防 ③ 交通安全 ④ 防犯・消費生活 ⑤ 空き家対策

※循環型社会…天然資源の消費・使用をできる限り減らし、循環できる仕組みをつくることによって環境への負荷を減らす社会。

分野	基本方針	施策の大綱	施策
健康・福祉・医療	第3章 人にやさしく 生きがいのあるまち	<第1節> 支え合う福祉のまち	① 地域福祉 ② 高齢者福祉 ③ 障がい者福祉 ④ 保険・年金
		<第2節> 健やかに暮らせるまち	① 健康増進 ② 医療
子育て	第4章 地域の子どもを みんなで育てるまち	<第1節> 子どもが健やかに育つ 環境づくり	① 幼児・保育施設 ② 保育サービス
		<第2節> 地域で子どもを育てる 体制づくり	① 子育て支援
		<第3節> 安心して子育てできる 支援づくり	① 児童福祉 ② 母子保健
産業・雇用	第5章 資源を生かして 活力を創造するまち	<第1節> 魅力ある農林業のまち	① 農業 ② 林業
		<第2節> 活力ある商工業のまち	① 商工業 ② 雇用・労働
		<第3節> 交流資源を生かして 産業を創造するまち	① 観光 ② 東海環状自動車道

分野	基本方針	施策の大綱	施策
教育・文化	第6章 学び合い、育ち合い、 文化を伝えるまち	<第1節> 世代を超えて学び合う まち	① 学校教育 ② 生涯学習 ③ 生涯スポーツ ④ 国際・地域間交流
		<第2節> 歴史と文化に学び、 未来へ伝えるまち	① 文化 ② 芸術
		<第3節> お互いを尊重する 心通うまち	① 人権 ② 男女共同参画
行政運営・ 市民協働	第7章 市民と行政が ともにつくる 自律したまち	<第1節> 情報を共有するまち	① 情報共有
		<第2節> 市民と行政がともに 進めるまちづくり	① 市民協働
		<第3節> 効率的で効果的な 行財政のまち	① 行政経営
		<第4節> 市民から信頼される 職員づくり	① 職員人材育成

第2部

重点プロジェクト

後期基本計画では、目指す将来像である「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巣」の実現のため、全分野にまたがる総合的な施策を展開します。本市では、本計画期間中の令和6年度に整備される東海環状自動車道が、未来のまちづくりに大きな影響を与えると見込まれることや、今後さらに人口減少や少子高齢化が進むことが懸念されることなどから、重点プロジェクトを設定し、その方向性を示すとともに具現化に向けた関連施策を推進していきます。

1 主要な課題を踏まえたプロジェクトの視点

- 令和6年度に整備される東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジ、（仮称）本巣パーキングエリアを契機として、まちの核づくりと既存の地域資源との有機的な接続による基盤整備を進める必要があります。
- 本市では、恵まれた自然を生かした農林業のほか、県都岐阜市や名古屋圏に近い地理的条件を生かした商工業が展開されていますが、人材不足や事業承継などの問題を抱えており、企業誘致や経営基盤の強化を促進することなどにより産業の活性化を図る必要があります。
- 本市において人口減少や少子高齢化が進むことが懸念される中、交通の利便性や住み心地、学校教育の質などにおいて本巣市の魅力を高め、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進める必要があります。

2 重点プロジェクト

東海環状自動車道の整備を契機として、道路網や新庁舎の整備など、本市の都市核を形成する都市基盤の整備を進めます。そして、企業誘致や経営基盤の支援を行うなど、積極的な産業の振興により雇用を確保するとともに、防災、交通安全、教育環境や福祉の取組の充実によって、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することにより、元気で笑顔があふれるまちの実現を目指します。

重点プロジェクト 1

重点プロジェクト 2

重点プロジェクト 3

重点プロジェクト 4

住みやすく、利便性の高い快適な都市基盤の充実

地域資源を生かした、積極的な産業の振興

生まれて育ち、学び、活躍できる環境の充実

心を通わせながら支え合う安全・安心の取組

第2章

重点プロジェクトの展開

重点プロジェクトの「関連施策」に位置づけている取組は、本計画書「第3部 後期基本計画」の各施策、主要施策・事業において重点マークを付記しています。

重点プロジェクトの「関連施策」に位置づけている取組は、本概要版「基本計画」の各施策において重点マーク **重1** を付記しています。

元気な
まちづくり

重点プロジェクト1

住みやすく、利便性の高い 快適な都市基盤の充実

方針

東海環状自動車道を基軸とした幹線道路網や都市公園の整備、公共交通機関のネットワーク化などの利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりを推進します。

関連施策

- ◆ (仮称)本巣パーキングエリア周辺公園などの都市公園の整備
- ◆ 根尾川左岸へのサイクリングロードの整備
- ◆ 東海環状自動車道へのアクセス道路の整備促進
- ◆ 地域活力の向上に資する幹線道路網の形成
- ◆ 生活道路としての市道の整備・改良
- ◆ 有効かつ機能的で市民満足度を高める公共交通体系の構築
- ◆ 誰もが使いやすく親しみが持て、防災拠点ともなる新庁舎の整備

重点プロジェクト2

地域資源を生かした、 積極的な産業の振興

方針

東海環状自動車道の整備と都市基盤の充実を契機として、豊かな地域資源を生かし、魅力ある農産物の生産、商工業の活性化や企業誘致、観光振興などの積極的な産業の振興を推進します。

関連施策

- ◆ 遊休農地の把握と農地中間管理機構との連携による貸付け
- ◆ 農業関係団体などとの連携による新規就農者の確保と育成
- ◆ 森林経営管理法に基づく森林整備の推進
- ◆ ワンストップでのサポートによる優良企業の誘致
- ◆ 起業や事業改善に向けた取組と商工会への支援
- ◆ インターチェンジの開通を見据えた観光アイテムの構築
- ◆ 東海環状自動車道を活用した流通業などの企業誘致
- ◆ 地元企業が行う新たな取組の支援

将来像

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

重点プロジェクト3

生まれて育ち、学び、 活躍できる環境の充実

方針

安全と安心が守られた環境の中、学校教育や市民と行政との協働体制の充実により、育ち、学び、誰もが活躍できるまちを目指します。

関連施策

- ◆ 幼児園施設の充実
- ◆ きめ細やかな保育サービスの充実
- ◆ 小・中学校におけるICT機器の効果的な活用
- ◆ 幼児・児童の運動の習慣化や体力向上に向けた運動遊びの指導
- ◆ 独自性・創造性のある園・学校の経営
- ◆ 社会の変化に対応して、園や学校の施設、備品などの整備と充実
- ◆ 論理的に考える力を高める「数学のまちづくり」の推進
- ◆ 国史跡「船来山古墳群」の保護、保全
- ◆ 市民活動推進拠点を活用した協働による市民活動の推進

重点プロジェクト4

心を通わせながら支え合う 安全・安心の取組

方針

都市基盤の整備、産業の振興により賑わう本市の安全と安心を守るため、防災・交通安全対策、地域での支え合いなどにより、誰もが健やかに暮らせる取組を推進します。

関連施策

- ◆ 防災備蓄倉庫などへの備蓄品の充実と感染症の対策強化
- ◆ 迅速で多重的な初動体制の充実による総合防災体制の確立
- ◆ 局地的な大雨対策としての河川や排水路などの整備
- ◆ 交通安全設備の整備による通学路などの安全確保
- ◆ 空き家などの発生抑制や利活用、適切な維持管理の促進
- ◆ 見守り活動の促進による地域でやさしく見守る体制づくり
- ◆ 自主的な健康づくりに取り組める仕組みづくり
- ◆ 自立した生活に向けた介護予防と移動支援
- ◆ 障がい者の外出機会の支援と自立した暮らしに向けた体制の確立
- ◆ ライフステージに応じた健康診査の受診機会の提供
- ◆ 運動に親しむ「ウォーキング・ランニングのまちづくり」の推進

笑顔あふれる
まちづくり

第3部

後期基本計画

基本計画の見方

SDGsのアイコン

施策を推進することで、目標達成に寄与するSDGsを示しています。

現状と課題

施策ごとに、これまでの取組や本市の現状、今後の課題を整理しています。

主要施策・事業

基本方針の方向性に基づき、取り組む施策と主な事業です。

第1章 自然と共生する安全なまち (自然環境・防災)

第1節 環境と共生するまち

施策1 自然環境保全

現状と課題

- 本市は、地域の8割以上を占める森林や根尾川などの豊かな自然環境に恵まれています。能郷白山周辺には亜高山性植物やブナの天然林が広がっており、自然環境保全地域に指定されています。また、豊かな自然環境のもと、ササユリ、ホタル、ハリヨなどの多くの貴重な動植物が生息しています。
- 本市では、ボランティア団体と連携した河川美化活動の実施や保護条例に基づくホタルの保護活動など、自然環境の保護や生物多様性の維持のための取組を進めるとともに、環境保全の指導、啓発や環境指導員によるパトロールを通じて、公害や不法投棄の防止などを行ってきました。
- 市民からは、豊かな自然環境は本市の魅力の一つであるという声がありました。一方で、道路などの公共空間における雑草の繁茂への対策を求める意見も挙がっています。本市の豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するため、市民や地域と連携し、公害や不法投棄、定期的な雑草の除去などの取組を進めることが求められます。

関連データ

■市内の自然環境保全地域			
地域名	面積(ha)	指定年月日	特質
能郷白山(根尾地域)	656.45	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
岩の子(根尾地域)	182.41	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林

資料：岐阜県環境部

■自然環境が保護されている生物			
名称	種別	保護されている区域	保護の根拠
ホタル	昆虫	席田用水取水口から席田用水樋門までの流域一帯 糸貫地域の河川及び排水路付近 根尾下大須山原の根尾東谷川河川敷地内	保護条例
ハリヨ	淡水魚	湖ノ古公園	湖ノ古公園条例
ヒメハルゼミ	昆虫	根尾水鳥の安立神社	市指定天然記念物(地域指定)
オヤニラミ	淡水魚	根尾板所産産 315,326-1,326-3,327,328(池)	

資料：産業経済課、社会教育課

施策の基本方針

本市の豊かな自然の生態系や貴重な動植物などの自然環境を保全するため、市民協働により、豊かな自然環境と生物多様性の保護・保全に努めます。
市民や事業者の意識を高め、豊かな環境や良好な生活環境を保全するための適正な管理や公共空間の美化活動を行い、自然との調和のとれた地域社会づくりを推進します。

主要施策・事業

(1) 森林や河川など自然環境の保全に取り組みます

施策	主な事業
○森林を始め、豊かな自然にふれあう場やその周辺の環境整備を行い、多様な健全な森林の保全に取り組みます。	●沿道森林修繕整備事業 ●森林整備事業
○国や県、関連団体と連携して情報を収集し、森林所有者などに対して里山林や生活保全林の保全意識を啓発します。	●里山林整備事業
○住民ボランティア団体(ぶふ・リバー・サポーター団体)への支援を行い、より多くの活動団体が参加されるようPRを行います。	●住民ボランティア団体(ぶふ・リバー・サポーター団体)への支援

(2) 貴重な動植物を保護し、生態系を守ります

施策	主な事業
○貴重な動植物を保護するため、生息地周辺の生態系の保全に努め、保護育成する団体の活動を支援します。	●湖ノ古公園管理事業 ●ホタル保護活動団体への支援 ●ササユリ保護育成協会への支援
○動植物の分布や河川の水質の把握、外來種の駆除などにより、生物多様性の保護・保全を図ります。	●水生生物調査 ●外來種の駆除

(3) 公害や不法投棄などを防止し、環境を保全します

施策	主な事業
○環境監視員による監視活動を実施し、不法投棄や野焼きなどの防止対策を図ります。	●環境監視員によるパトロール ●環境にやさしいトイレの設置
○不法投棄やペットのふん尿放置を防止する指導、啓発を行い、環境美化に対する意識の向上に努めます。	●環境保全の指導、啓発
○河川水質調査や工場排水の検査など、継続的観測により環境悪化を未然に防止し、必要に応じて工場周辺に伴う観測地点の拡充を図ります。	●大気・水質・騒音などの定点観測

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
不法投棄の削減率	131件	50%以上	実績値比
自然環境保全に対する満足度	63.7%	65.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること

市民	森林や河川の環境に関心をもち、一人ひとりが山や川をきれいにする意識を持ちます。
市民	自宅周辺の草刈りやごみ拾いなど、ごみを捨てにくい環境に取り組みます。

関連データ

施策に関する本市の現状を数値やデータで示しています。

施策の基本方針

施策ごとに、今後5年間で目指す基本的な方向性を示しています。

目標指標

施策の成果や進捗状況を確認するための指標です。

市民一人ひとりができること

市民や地域、団体、事業所の皆さんが取り組むことで、施策の推進につながる取組例を記載しています。

第1章 自然と共生する安全なまち (自然環境・防災)

第1節 環境と共生するまち

施策1 自然環境保全



現状と課題

- 本市は、市域の8割以上を占める森林や根尾川などの豊かな自然環境に恵まれています。能郷白山周辺には亜高山性植物やブナの天然林が広がっており、自然環境保全地域に指定されています。また、豊かな自然環境のもと、ササユリ、ホタル、ハリヨなどの多くの貴重な動植物が生息しています。
- 本市では、ボランティア団体と連携した河川美化活動の実施や螢保護条例に基づくホタルの保護活動など、自然環境の保護や生物多様性の維持のための取組を進めるとともに、環境保全の指導、啓発や環境指導員によるパトロールを通じて、公害や不法投棄の防止などを行ってきました。
- 市民からは、豊かな自然環境は本市の魅力の一つであるという声がありました。一方で、道路などの公共空間における雑草の繁茂への対策を求める意見も挙がっています。本市の豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するため、市民や地域と連携し、公害や不法投棄、定期的な雑草の除去などの取組を進めることが求められます。

関連データ

■市内の自然環境保全地域

地域名	面積(ha)	指定年月日	特質
能郷白山(根尾地域)	656.45	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
岩の子(根尾地域)	182.41	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林

資料：岐阜地域便覧

■生息場所が保護されている生物

名称	種別	保護されている区域	保護の根拠
ホタル	昆虫	席田用水取水口から席田用水樋門までの流域一帯 糸貫地域の河川及び排水路付近 根尾下大須字山原の根尾東谷川河川敷地内	螢保護条例
ハリヨ	淡水魚	湯ノ古公園	湯ノ古公園条例
ヒメハルゼミ	昆虫	根尾水鳥の安立神社	市指定天然記念物(地域指定)
オヤニラミ	淡水魚	根尾板所瀧脇 315,326-1,326-3,327,328(池)	

資料：産業経済課、社会教育課

施策の基本方針

本市の豊かな自然の生態系や貴重な動植物などの自然環境を保全するため、市民協働により、豊かな自然環境と生物多様性の保護・保全に努めます。

市民や事業者の意識を高め、豊かな環境や良好な生活環境を保全するための適正な管理や公共空間の美化活動を行い、自然との調和のとれた地域社会づくりを推進します。

主要施策・事業

(1) 森林や河川など自然環境の保全に取り組みます

施策	主な事業
○森林をはじめ、豊かな自然にふれあう場やその周辺の環境整備を行い、多様で健全な森林の保全に取り組みます。	●沿道森林修景整備事業 ●森林整備事業
○国や県、関連団体と連携して情報を収集し、森林所有者などに対して里山林や生活保全林の保全意識を啓発します。	●里山林整備事業
○住民ボランティア団体（ぎふ・リバー・サポーター団体）への支援を行い、より多くの活動団体が参加されるようPRを行います。	●住民ボランティア団体（ぎふ・リバー・サポーター団体）への支援

(2) 貴重な動植物を保護し、生態系を守ります

施策	主な事業
○貴重な動植物を保護するため、生息地周辺の生態系の保全に努め、保護育成する団体の活動を支援します。	●湯ノ古公園管理事業 ●ホタル保護活動団体への支援 ●ササユリ保護育成協会への支援
○動植物の分布や河川の水質の把握、外来種の駆除などにより、生物多様性の保護・保全を図ります。	●水生生物調査 ●外来種の駆除

(3) 公害や不法投棄などを防止し、環境を保全します

施策	主な事業
○環境監視員による監視活動を実施し、不法投棄や野焼きなどの防止対策を図ります。	●環境監視員によるパトロール ●環境にやさしいトイレの設置
○不法投棄やペットのふん尿放置を防止する指導、啓発を行い、環境美化に対する意識の向上に努めます。	●環境保全の指導、啓発
○河川水質調査や工場排水の検査など、継続的観測により環境悪化を未然に防止し、必要に応じて工場進出に伴う観測地点の拡充を図ります。	●大気・水質・騒音などの定点観測

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
不法投棄の削減率	131件	50%以上	実績値比
自然環境保全に対する満足度	63.7%	70.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること

- 市 民 森林や河川の環境に関心を持ち、一人ひとりが山や川をきれいにする意識を持ちます。
- 市 民 自宅周辺の草刈りやごみ拾いなど、ごみを捨てにくい環境に取り組みます。

施策2 循環型社会

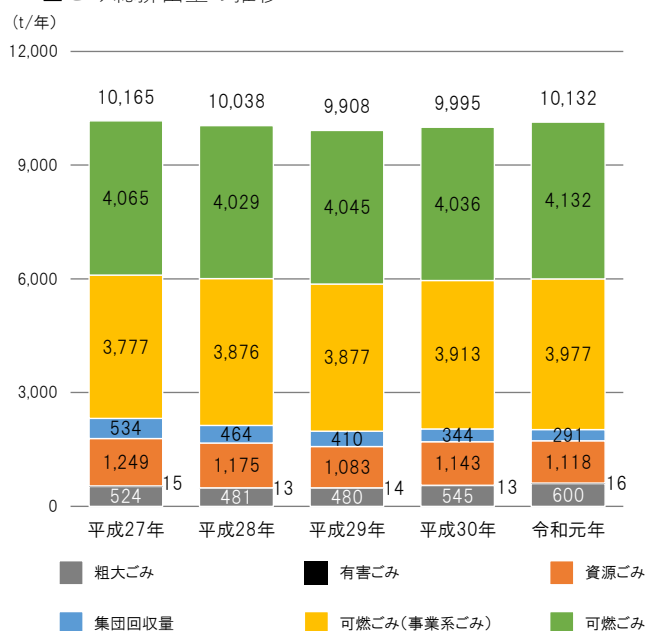


現状と課題

- 国では、廃棄物処理法に基づく各種計画や個別リサイクル法などの策定、制定により、ごみや環境問題に対する意識の向上や3R^{*}の推進が図られてきました。本市では、地球温暖化の防止や自然環境の保護などを目的として、ごみの減量化や資源化、新エネルギー^{*}の導入などの施策を推進してきました。
- 一方、ごみ総排出量の推移をみると、可燃ごみで増加傾向にあります。また、市民アンケート調査結果では、市から「ごみ・リサイクル・環境情報」に関する発信や配信を望む人が43.5%となっています。
- ごみやりサイクルなどに関する情報を発信し、周知や市民の意識啓発を図り、ごみの減量化や資源化につなげる必要があります。

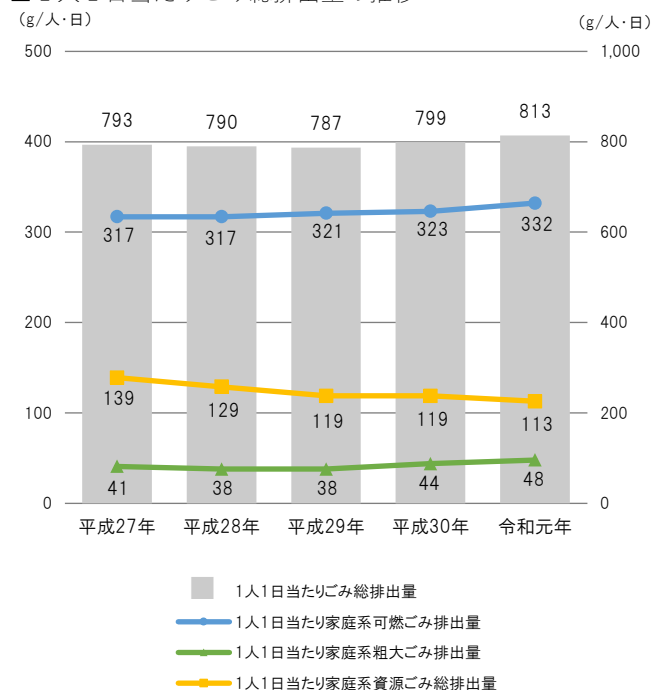
関連データ

■ ごみ総排出量の推移



※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

■ 1人1日当たりごみ総排出量の推移



資料：生活環境課

施策の基本方針

ごみの減量化・資源化のため、3Rを推進するとともに、安定したごみ処理体制を維持します。環境への負荷が少ない新エネルギーの導入や、省エネルギーの利用促進を図ります。

※3R…ごみを減らすための環境行動のキーワード。「リデュース（物を大切に使い、ごみを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（ごみを資源として再利用する）」の3つの頭文字・Rをとった言葉。

※新エネルギー…風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなど自然環境から得られる再生可能なエネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするもの。エネルギー自給率の向上と地球温暖化問題への対応に利点がある。

主要施策・事業

(1)3Rを推進し、ごみの減量化に努めます

施策	主な事業
○生ごみの軽量化や廃棄物の資源化、食品ロス削減の啓発など、3 Rを推進することでごみの減量化に努めます。	●資源集団回収事業 ●電気式生ごみ処理機購入助成事業 ●食品ロス削減の普及啓発
○3 R推進に関する事業や活動のPRを積極的に行い、生ごみの減量化を図ります。	
○資源ごみのリサイクルをより一層推進するため、資源ごみの回収機会の増加を図ります。	●ストックヤードの運営 ●リサイクルステーション（空き容器回収機・古紙BOX）の設置

(2)ごみ処理体制を充実します

施策	主な事業
○一般廃棄物処理施設を安定的に運営し、ごみの適正な処理の充実を図ります。	●西濃環境整備組合への経費負担

(3)省エネルギーの推進や新エネルギー※の導入促進により、環境負荷を軽減します

施策	主な事業
○庁舎や学校での省エネルギー活動の実践を進め、各種講座などによりその啓発に取り組みます。	●省エネルギーの啓発
○公共施設などへの新エネルギーの導入を推進します。	●再生可能エネルギー設備などの導入推進 ●市役所新庁舎への太陽光発電システムの導入
○住宅用太陽光発電システム設置を促進するなど、新エネルギーの普及に努めます。	●新エネルギー導入促進事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
市民1人1日当たりのごみ総排出量	813g/人・日	770g/人・日	ごみ総排出量÷ (住民基本台帳人口×365日)
リサイクル率	13.9%	15.0%	資源ごみ総排出量÷ごみ総排出量

市民一人ひとりができること

- 市 民** ごみの分別やリサイクルを心がけるなど、ごみの減量化のためにできることを考え、実行します。
- 市 民** 節電など省エネルギーに配慮した生活に心がけます。

第2節 自然災害に強いまち

施策1 防災



現状と課題

- 本市は、国内最大級の内陸部地震である濃尾地震（1891 年明治 24 年）をはじめ、根尾川の大洪水（1530 年享禄 3 年）など幾多の災害を経験してきており、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されています。
- 近年、これまでに類をみないような集中豪雨などによる自然災害が各地で多発しており、いつ発生するかわからない自然災害による被害を最小限に抑えるとともに、原子力災害の発生及び拡大防止に向け、防災力及び危機管理体制の強化が必要です。
- 防災力強化の取組として、消防事務の広域化や地域防災計画及び洪水ハザードマップ※の改訂、災害応援協定の充実、防災士の育成、自主防災組織※への支援などの取組を実施してきました。
- 市民も災害に強い安全で安心なまちづくりを求めています。今後は、自主防災組織や関係団体などと連携し、災害に強いまちづくりをより一層推進するとともに、自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民一人ひとりの災害への備えや防災意識の向上を図り、地域防災力を強化する必要があります。
- さらに、「本巣市国土強靱化地域計画」に基づき、自然災害に強いまちづくりを進める必要があります。

施策の基本方針

災害時に被害を最小限に抑え、安全を確保するには、自助・共助・公助のそれぞれの段階での防災活動を強化することが重要です。自発的な防災活動の促進を図りながら自助・共助の力を高め、災害時に迅速に対応することができるよう、総合防災体制を強化します。また、施設や設備の面においても災害への備えを充実します。



防災訓練の様子

※ハザードマップ…災害の危険度を地図上に表したものであり、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に作成されたもの。

※自主防災組織…風水害や地震などの災害から、生命、財産、家、地域を守るため、地域の住民同士が協力して自発的につくる組織のこと。災害時の救援活動や防災知識の普及などを地域で行うもの。

主要施策・事業

(1) 自主防災活動を強化し、自助・共助の力を高めます

施策	主な事業
○防災訓練や出前講座などによる防災学習を実施し、地域防災力の向上と自助・共助意識の醸成を図ります。	●総合防災訓練・防災出前講座の実施
○自主防災組織などとの連携により、災害時に自主防災組織が機能的に活動できるリーダーの育成と災害ボランティアの育成を推進します。	●自主防災組織リーダーの育成（防災士資格取得を含む） ●防災組織の充実（自主防災組織を含む） ●地区防災計画策定の支援
○避難行動要支援者に対して自主防災組織、民生委員児童委員、住民などと協力し、安否確認や避難支援体制を構築します。	●避難行動要支援者支援事業

(2) 総合防災体制を確立し、公助の力を高めます

施策	主な事業
○各小学校に配備した防災備蓄倉庫などに備蓄品を充実するとともに、感染症の対策強化を図ります。 重4	●避難所の機能・環境の充実 ●防災用備蓄品購入事業 ●避難所における感染症対策の実施
○自治体、企業、各種団体との災害応援協定の締結を進め、災害時の対応力を高めます。	●各種災害応援協定の拡充
○災害時における迅速で多重的な初動体制の充実を図り、総合防災体制を確立します。 重4	●広域消防体制の維持・推進 ●防災機能を有する都市公園整備 ●防災情報システム導入による体制強化 ●消防庁舎適正配置計画に基づく消防署所の整備 ●国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の実施 ●防災組織の充実（自主防災組織を含む）

(3) 建築物の耐震化などを進め、震災被害の軽減を図ります

施策	主な事業
○建築物の安全性に関する啓発や知識の普及を図るとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。	●耐震化促進事業
○地震発生時のブロック塀などの倒壊被害を防止するため、危険なブロック塀などの撤去、改修を促進します。	●ブロック塀等撤去・改修事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
防災士認証者数	107 人	135 人	累計
防災訓練参加人数	10,145 人/年	11,000 人/年	

市民一人ひとりができること

市民

日頃から防災意識を高め、防災訓練などに積極的に参加します。

地域

防災に関する講習会や防災訓練への参加を通じて、地域の自主防災力を高めます。

施策2 治山・治水・砂防



現状と課題

- 本市の北部地域は急しゅんな山岳地帯となっており、山崩れなどの土砂災害が発生しやすい地域となっています。山林災害は、河川の増水や水質の汚濁などにつながり、下流域に住む市民の生活にも影響を及ぼすことから、治山や土砂災害防止に向けた取組が求められます。また、土砂災害が発生する危険性が高い警戒区域・特別警戒区域において、砂防対策を推進することが必要です。
- 本市では、南北を1級河川の根尾川や糸貫川が貫流しており、農業用水など広く利用されています。一方、大雨などによる河川の氾濫や浸水被害の発生が懸念されており、被害を防止・軽減できるよう河川や排水路の改修を進め、安全な生活環境の確保へつなげる必要があります。
- 国や県と連携し、崩壊地や浸食された渓流、荒廃山地などの復旧整備や危険箇所の点検、根尾川の河川維持、改修へ向けた取組、砂防えん堤の建設などを進めてきました。引き続き、国や県と連携した治山・治水・砂防対策の取組を進める必要があります。

施策の基本方針

治山・治水・砂防対策は、市民の安全確保にあたって極めて重要であり、災害に強い基盤整備が一層求められていることから、国や県との連携を図り、適正な治山・治水・砂防事業による防災対策と迅速な災害復旧を推進します。

主要施策・事業

(1) 治山対策を促進します

施策	主な事業
○国や県と連携し、山崩れ、崩壊地、浸食された渓流、荒廃山地の復旧など、防災機能の高い森林整備を進めます。 ○山林の危険箇所を点検把握し、崩壊などの発生を未然に防ぐなど予防治山を促進します。	●公共治山事業、県単治山事業

(2) 治水対策を推進します

施策	主な事業
○局地的に降る猛烈な大雨による排水量の増加に対処するため、国や県などと連携し、河川や排水路整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。 重4	●流木災害防止事業 ●排水路等整備事業（一級河川の改修、維持管理、市管理河川施設などの改修、維持管理） ●土砂浚渫事業
○施設の老朽化により、農業用水への安定供給や治水安全上に問題があることから、早急な対策を講じ、頭首工の機能回復と用水の安定供給、災害の未然防止を図ります。	●根尾川取水ぜき山口頭首工の整備

(3) 砂防対策を促進します

施策	主な事業
○土砂災害のおそれのある警戒区域・特別警戒区域の対策を県に要望し、砂防対策を促進します。	●砂防事業の促進

市民一人ひとりができること

市 民	山林や林道、河川や排水路などで異常を発見した場合は、速やかに通報します。
地 域	河川の氾濫や浸水被害などに備え、樋門の点検・管理などに協力します。

施策3 森林保護



第1部

第2部

第3部

自然環境・防災

資料編

現状と課題

- 本市の豊かな森林は、市土の保全や根尾川などの水源のかん養、地球温暖化の防止や木材など林産物の供給など、多面的な機能を有しており、様々な恩恵をもたらすためにも森林を適切に整備・保全することが必要です。
- 河川の氾濫や土砂崩れなど自然災害を未然に防止するためにも森林の保全は極めて重要です。
- 一方、林業の衰退などにより森林管理がされていない現状もあり、森林所有者に対し、森林整備の働きかけを行うとともに、本巢市森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を進める必要があります。

施策の基本方針

林業経営の視点にとどまらず、災害防止の視点から、森林所有者などと連携した計画的な森林整備を行います。

主要施策・事業

(1)自然との共生を保ち、森林資源の保全に努めます

施策	主な事業
○森林所有者への啓発や、森林経営管理制度、森林環境譲与税の活用などにより、間伐などの森林整備を促進します。	●森林経営管理法に基づく森林整備の実施 ●未利用材搬出支援事業
○将来の主伐・再造林を見据えた間伐事業の実施や、林業に適さない立地にある人工林の針広混交林への誘導を行います。	●森林整備計画に基づく森林誘導

目標指標

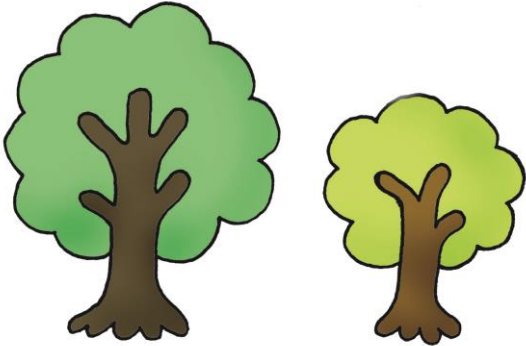
指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
経営管理権集積計画面積	- ha/年	30ha/年	

市民一人ひとりができること

- 市 民

森林所有者は適切な森林保全に努め、必要に応じ、経営管理権の集約化に協力します。
- 地 域

間伐施業により発生した未利用材資源の有効利用を図ります。



第3節 機能的な暮らしやすいまち

施策1 土地利用



現状と課題

- 本市は、多くを山林が占める北部地域と平たんな南部地域とに大きく分かれ、北部の都市計画区域外では森林や根尾川など雄大な自然環境を有し、南部の都市計画区域では田園風景が広がり、市街地に潤いと安らぎを与えています。
- 平成 22 年には都市計画区域が変更され、平成 28 年に屋井工業団地の売却完了など、土地利用や都市整備においても大きな変化がありました。現在、東海環状自動車道の整備が進む中、令和 2 年に本巢都市計画が見直され、さらに、令和 6 年度には（仮称）糸貫インターチェンジと（仮称）本巢パーキングエリアの供用が予定されていることから、さらなる都市基盤の変化が見込まれています。
- 市民からは、（仮称）本巢パーキングエリア周辺や根尾川沿いに公園やサイクリングロードなどの憩いの場を求める意見もあり、適切な土地利用の推進により、市民のニーズや地域特性に応じた公共施設の整備、充実につなげる必要があります。
- これまで本市では、「本巢市都市計画マスタープラン※」に基づき、都市公園化の推進や（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の土地利活用など、土地の保全や開発、利用を進めてきました。今後は、本市を取り巻く状況の変化や市民ニーズ、地域特性も踏まえた計画的な土地利用が求められます。

関連データ

■都市計画の指定状況

単位：ha

区分		平成 27 年度	令和 2 年度
行政区域		37,457.0	37,465.0
都市計画区域		3,368.0	3,368.0
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	0.7	0.7
	第 2 種中高層住居専用地域	6.3	6.3
	第 1 種住居地域	84.4	84.4
	第 2 種住居地域	38.4	38.4
	近隣商業地域	78.8	77.9
	準工業地域	39.9	39.9
	工業地域	-	24.8
特定用途制限地域	幹線道路沿線地区Ⅰ型	123.1	120.5
	幹線道路沿線地区Ⅱ型	135.7	329.3
	産業誘導地区	96.8	244.2
	田園居住地区	2,763.9	2,401.6

資料：都市計画課

施策の基本方針

市民生活において、様々な面で機能性や快適性を確保するため、東海環状自動車道の開通など本市を取り巻く状況を踏まえ、中長期的な視点により、計画的かつ効果的な土地利用を推進します。また、将来にわたって有効な土地利用を行う基礎として、地籍調査を着実に進めます。

※都市計画マスタープラン…長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。そのほか、県が定める都市計画の基本方針である「都市計画区域マスタープラン」がある。

主要施策・事業

(1)有効な土地利用を推進します

施策	主な事業
○本巢市都市計画マスタープランに基づき、中長期的な視点に立った、計画的かつ効果的な土地利用を推進します。	●都市計画マスタープランに基づく土地利用の推進
○(仮称)本巢パーキングエリア周辺公園などの都市公園の整備を推進します。 重1	●(仮称)本巢パーキングエリア周辺公園整備事業 ●都市公園化の推進
○一定程度の面積を持つ公共の遊休地について、有効な利活用を推進します。	●計画的な市有地の利活用
○根尾川左岸にサイクリングロードを整備し、市民の健康増進と根尾川が持つ自然環境の魅力を提供します。 重1	●根尾川左岸サイクリングロード整備事業

(2)地籍調査を推進します

施策	主な事業
○将来にわたって有効な土地利用を行うため、地籍調査を推進します。	●地籍調査事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
都市公園（憩いの場）の占有面積	0.91 m ² /人	1.92 m ² /人	都市公園面積 ÷ 都市計画区域内人口
地籍調査進捗率	20.19%	20.65%	認証済面積 ÷ 地籍調査対象面積

市民一人ひとりができること

市民・事業者 土地利用規制などに従い、適切な土地の利活用に取り組みます。



文殊公園

第2章 | 住みやすく安心して暮らせるまち (生活環境・安全)

第1節 快適な生活基盤を備えたまち

施策1 道路



現状と課題

- 本市は、南北を国道 157 号が縦断し、国道 303 号が大野町、揖斐川町方面、国道 418 号が山県市、関市方面へ通じています。国道から各方面には主要地方道や一般県道が延びており、市民の日常生活や商工業などの産業活動を支えています。
- 令和 6 年度に東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジが供用予定であり、供用後は市民の利便性の向上や交流人口の増加、地域の活性化が期待される一方、交通量の増加による渋滞の発生が懸念されることから、アクセス道路の整備が求められます。
- また、日常的に利用される生活道路の改良や維持管理をしています。が、幅員の狭い道路も多く、歩行者が安全に通行できる歩道の確保や緊急車両の通行に対応できる道路への改良要望も多く、さらなる対応が求められています。
- 橋梁は約 800 橋ありますが、建設から長い年月が経過している橋梁も多くあることから、計画的な点検、管理を実施していく必要があります。

関連データ

■市道の状況（令和 2 年 3 月末時点）

単位：m

区分	実延長	幅員 4 m 以上の道路	幅員 4 m 未満の道路
1 級市道	40,021	34,822	5,199
2 級市道	52,041	33,042	18,999
その他市道	589,068	179,725	409,343
総計	681,130	247,589	433,541

資料：建設課

施策の基本方針

東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの供用に伴い、アクセス道路や幹線道路など利便性と産業活動に寄与する道路整備を促進します。

また、市民が安全に通行でき、円滑に往来することができるよう、道路や橋梁の適切な維持管理を行います。



市道糸貫 0007 号線

主要施策・事業

(1) 東海環状自動車道とアクセス道路の整備を促進します

施策	主な事業
○東海環状自動車道や（仮称）糸貫インターチェンジ、アクセス道路の整備を促進します。 重1	●東海環状自動車道、（仮称）糸貫インターチェンジの整備促進 ●東海環状自動車道関連のアクセス道路の整備促進 ●長良糸貫線道路整備事業 ●市道糸貫 0007 号線整備事業

(2) 幹線道路の整備を推進し、近隣市町とのネットワーク化を図ります

施策	主な事業
○東海環状自動車道の整備による広域アクセスの飛躍的向上に合わせ、地域活力の向上に資する幹線道路網の形成に取り組みます。 重1	●市道真正 1007 号線整備事業 ●市道真正 1069 号線整備事業 ●国道道の整備促進

(3) 生活道路の整備を進め、安全な利用のための機能を充実します

施策	主な事業
○生活道路として利用される市道の整備・改良を進め、市民生活の安全性・快適性の向上を図ります。 重1	●道路新設改良事業

(4) 安心して利用できる道路や橋梁の管理に努めます

施策	主な事業
○道路舗装長寿命化修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画により、維持管理を計画的に行い、道路・橋梁の長寿命化に取り組みます。	●道路維持管理事業 ●橋梁点検修繕事業
○定期的な道路状況の点検などにより、危険箇所の発見や事故防止に努め、安全で円滑な道路交通の実現を目指します。	●道路パトロールの実施 ●メンテナンスサポーターの点検
○市民との協働による道路除草を推進するとともに、市民が参画しやすい制度づくりを進めます。	●市民協働による道路除草の推進 ●道路維持事業への市民参画

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
市道改良率	65.2%	66.0%	市道の改良済延長 ÷ 市道の実延長
道路・橋梁等の整備・維持に対する満足度	61.4%	63.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 市 民 | 道路の損傷や落石などの情報を提供します。 |
| 地 域 | 地域において、道路の除草や清掃など環境美化活動を進めます。 |

施策2 公共交通

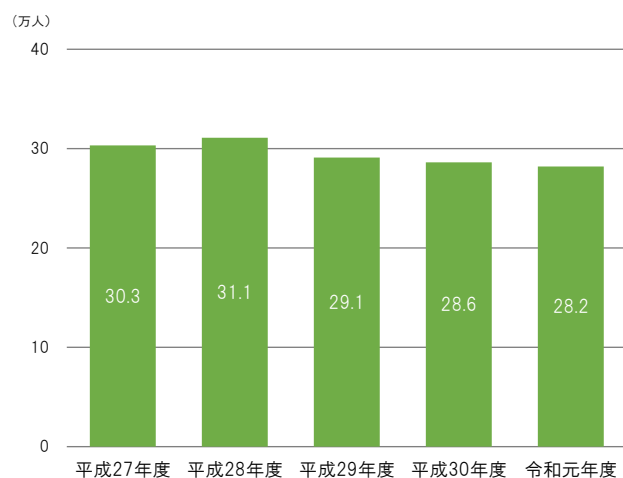


現状と課題

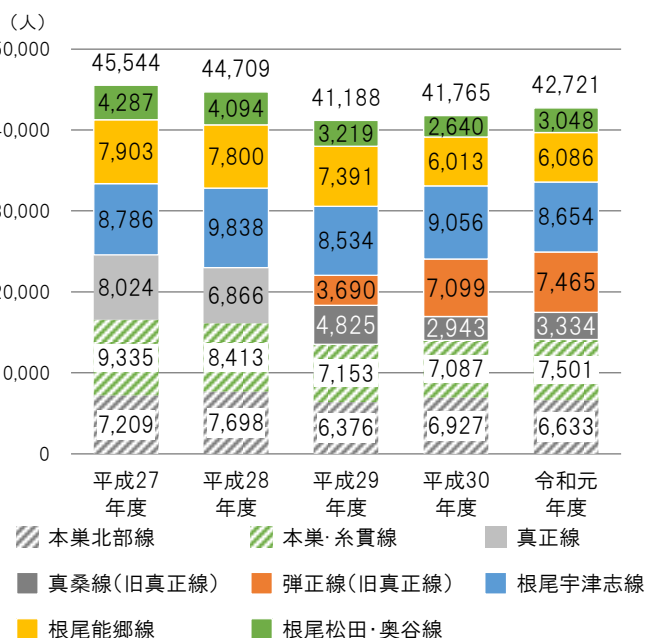
- 本市では、南北を樽見鉄道が縦断し、市民の通勤や通学、観光客の移動手段として利用されています。市内の乗車人員数は、平成 28 年度から緩やかに減少傾向にあり、今後、本市の人口減少が見込まれることから、さらなる利用者数の減少が予想されます。
- また、本市では、公共施設や大型商業施設などを中心に市営バスや民間の路線バスが運行されています。高校生や自家用車を運転することが難しい高齢者を中心に、通勤や通学、通院、買物などに利用されていることから、市民の利用状況やニーズに応じた、路線網の見直しを図る必要があります。
- 市民アンケート調査では、「バス・鉄道などの公共交通の利便性の向上」の満足度がほかの施策と比較して最も低くなっています。また、まちづくり提案では、運行本数の増便や運行経路の見直し、主要拠点での公共交通機関の円滑な接続を求める意見が多くみられ、公共交通機関相互の連携を強化し、市民が利用しやすい公共交通ネットワークの構築を進める必要があります。
- これまで市では、「本巣市地域公共交通計画」の策定や樽見鉄道への支援、路線バス大野穂積線の快速便の設定、デマンド型乗合タクシーの導入検討など、市民が利用しやすい公共交通網の整備を進めてきました。今後は、高齢化により自動車運転免許証を自主返納する高齢者の増加が見込まれるため、地域の実情に即したきめ細やかな公共交通網の充実が必要です。

関連データ

■ 樽見鉄道の乗車人員数（本巣市内）の推移



■ 市営バス利用者数の推移



資料：総務課

施策の基本方針

通勤や通学、通院など市民の日常生活において利用しやすい公共交通を目指します。また、近隣市町との交通機関のネットワーク化を図り、利便性向上に努めます。

樽見鉄道については、利用しやすい交通ネットワークの再編などによって利便性を高めるとともに、近隣市町との連携を強化し、存続への取組を推進します。

主要施策・事業

(1) バス交通の利便性の向上を図ります

施策	主な事業
○市営バスの運行により、市民の移動手段の確保と、わかりやすく、使いやすい地域公共交通の環境整備を進めます。	●市営バス運行事業
○近隣市町及び民間交通機関との連携により、快適で利便性の高い地域公共交通を運行し、公共交通の利用促進を図ります。	●地域乗合バス路線への助成（広域公共交通グランドデザイン策定によるにぎわいの創出事業）
○本巣市地域公共交通活性化協議会を開催し、デマンド型交通 [*] の導入など利用しやすい公共交通の在り方について検討します。	●地域公共交通計画の進捗管理 ●デマンド型交通導入の検討

(2) 樽見鉄道の運営を支援します

施策	主な事業
○樽見鉄道沿線5市町における連携を強化し、運営の支援を継続して実施します。また、国や県に対しても協力を求めます。	●樽見鉄道運営費補助

(3) 公共交通のネットワーク化を図り、市民の移動をサポートします

施策	主な事業
○本巣市地域公共交通計画に基づき、有効かつ機能的で市民満足度を高める公共交通体系を構築します。 重1	●地域公共交通ネットワークの形成の促進
○大型商業施設を拠点とした交通ネットワークなど、樽見鉄道、市営バス、路線バス相互の連携を強化し、より使いやすい地域公共交通を目指します。	●路線バスの新規系統運行と快速便の導入
○公共交通機関の利用促進のため、広報紙や各種イベントなどにおいて周知を行います。	●広域連携による利用啓発 ●観光政策との連携による利用促進

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
市営バス乗客者数	42,721 人/年	43,300 人/年	

市民一人ひとりができること

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 市民 | 可能な限り公共交通機関を利用します。 |
| 事業者 | 利用者のニーズに応じて利便性の向上を図り、経営の安定化に努めます。 |

^{*}デマンド型交通…主に路線バスやコミュニティバスなどが、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態の一つ。

現状と課題

- 公園は、市民の憩いや交流、ふれあいの場であり、緊急時や災害時は避難場所としての機能を有しています。
- 市民ニーズでは、公園の整備や施設の充実を求める意見が挙がっていることから、ニーズを反映した公園整備が求められます。また、公園の整備や維持管理にあたっては、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して利用できる視点を持つ必要があります。
- 公園の維持管理を市民協働により取り組んでいる公園もあるため、今後も地域の協力を求めていくとともに、複数の自治会からの要望により新たな公園を整備する場合はワークショップを開催するなど、市民の意見と協力を求めていく必要があります。

施策の基本方針

誰もが安心して利用できる公園となるよう、市民と行政が連携し、適切な整備や維持管理を行うとともに、市民のニーズを反映した公園づくりを推進します。

主要施策・事業

(1)誰もが安心して利用できる公園づくりを推進します

施策	主な事業
○年齢や障がいの有無などに関わらず誰もが安心して利用することができるよう、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※に配慮した公園づくりを推進します。	●都市公園整備事業 ●公園のバリアフリー化

(2)公園・緑地の適正な維持管理を推進します

施策	主な事業
○自治会など関係団体との連携を図り、協働による公園の維持管理への取組を推進します。	●市民協働による公園管理の推進

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
公園のバリアフリー化	13 施設	14 施設	累計
公園・緑地の管理・保全に対する満足度	59.6%	62.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること

- 市民

公園を利用したときは、ごみの持ち帰りや清掃を心がけます。
- 地域

公園を適正に利用できるよう、身近な公園の維持管理に協力します。

※バリアフリー…道路や建築物の入り口の段差などの障壁（バリア）を取り除き、高齢者や障がい者だけでなく、全ての人のため日常生活におけるあらゆる障壁を除去すること。
※ユニバーサルデザイン…ユニバーサルとは、「普遍的な、万人の」という意味で、年齢や障がいの有無に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なようにデザインすること。

施策4 上下水道



現状と課題

- 上水道は、市民生活に必要なライフラインであり、適切な維持管理が求められます。本市では、施設や水道管の老朽化に伴う施設の長寿命化や更新を継続して行っています。近年は、地震などの災害に対する安全性の確保も大きな課題であり、水道管などの耐震化も行っています。
- 本市では、安全・安心な水の安定した供給を継続していくため、今後増大する老朽化した水道施設の更新や災害に対する備えなどの具体的な施策を示した「本巣市上水道事業基本計画」や、料金改定を見据えた中長期的な収支計画である「本巣市上水道事業経営戦略」を策定しました。今後は、人口減少に伴う給水収益の減少や一般会計繰入金の削減など厳しい状況の中で、事業運営に必要な資金を確保していく必要があります。
- 下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促していますが、高齢者世帯の増加や既に単独処理浄化槽を設置しているなど様々な要因で接続が伸びていない状況もあり、継続して水洗化率向上のための取組を進める必要があります。

関連データ

■水道管路の状況（令和2年3月末時点）

単位：m、%

水道事業名	口径 100 mm以上の管路延長 (A)	耐震適合管延長 (B)	管路の耐震適合率 (B/A)
上水道	181,700	136,165	74.9

資料：上下水道課

■水洗化率の状況

単位：%

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水洗化率	66.4	67.5	68.5	69.8	71.4

資料：上下水道課

■上水道事業の投資・財政計画シミュレーション

単位：千円、%

区分	平成 29 年度 (決算)	平成 30 年度 (決算)	令和元年度 (予算)	令和 2 年度	令和 3 年度
水道料金	345,004	346,020	333,976	346,761	345,972
一般会計繰入金	367,000	304,587	323,260	277,034	258,641
純損益	45,226	14,854	▲34,102	▲29,575	▲48,542
資金残高	886,292	853,807	819,705	790,130	741,588
料金回収率	51.44	54.05	52.78	52.70	52.60

資料：本巣市上水道事業経営戦略（令和2年度策定）より抜粋

施策の基本方針

上水道は、施設や水道管の計画的な更新や耐震化により長寿命化を図るとともに、災害に強い水道施設の整備を推進します。また、経営の適正化、効率化を図り、安全・安心な水の安定供給に努めます。

下水道は、排水設備への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するため、市民への意識啓発を図ります。また、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に向けて、人材の育成や体制づくりを進め、経営基盤の適正化を図ります。

主要施策・事業

(1) 上水道の料金改定を行い、適正な維持管理と整備を推進します

施策	主な事業
○「本巣市上水道事業基本計画」や「本巣市上水道事業経営戦略」に基づき、今後、料金改定を行い、適正な維持管理に必要な財源確保を図り、水道施設の更新や耐震化などの整備を推進します。	●水道施設の耐震診断・補強 ●水道施設及び水道管の耐震化

(2) 下水道及び合併処理浄化槽の普及を促進します

施策	主な事業
○水洗化率の向上を図るため、広報紙やチラシなどによる啓発を行い、下水道の未接続世帯への接続促進と合併処理浄化槽への転換を進めます。	●下水道への接続促進 ●合併処理浄化槽設置整備事業の推進

(3) 農業集落排水事業の公営企業会計への移行を図ります

施策	主な事業
○農業集落排水事業を公営企業会計へ移行するにあたり、人材の育成や体制づくりなど経営基盤の適正化を図ります。	●公営企業会計への移行

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
管路耐震適合率	74.9%	77.9%	耐震適合管延長 ÷ 管路延長 (配水管 φ100mm 以上)
水洗化率	71.4%	78.6%	下水道・合併処理浄化槽使用人口 ÷ 住民基本台帳人口

市民一人ひとりができること

- 市 民** 無駄な水の利用を控え、節水を心がけます。
- 市 民** 下水道など適正な使用を心がけ、有害なものなどを流さないようにします。



真正第2浄水場

施策5 住環境



第1部

第2部

第3部

生活環境・安全

資料編

現状と課題

- 本市は、岐阜市や大垣市への通勤圏内にあり有利な地理的条件にもかかわらず、近年は人口減少傾向にあります。特に北部地域では、人口減少と少子高齢化により空き家や遊休農地が増加するなど深刻な問題となっています。
- 本市では移住・定住促進を図るため、工業団地への企業誘致などにより働く場所を確保するとともに、移住・定住のための各種施策に取り組んできました。
- 人口減少社会の中であって、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市内に居住する定住人口の増加が重要です。市外からの転入に加え、市内からの市民の流出を抑止するためには、これまでの移住・定住の取組を継続しながら、市民の暮らしの満足度や幸福感を高めていく必要があります。
- 市民が本市に住み続けたいと感じるとともに、市外の人に定住先として本市を選択してもらうため、自然と調和した住み心地の良い景観づくりに向けて、市民、事業者や行政が一体となって社会情勢に対応した景観計画を運用していく必要があります。
- また、市営住宅の居住性向上・確保を図るため、長期活用に向けた計画的な整備改修と適切な維持管理を行っていく必要があります。

施策の基本方針

本市への定住を促進するため、本市の魅力発信や、移住・定住支援に関する情報提供を行うとともに、空き家などの地域の遊休資源を有効活用するための取組を進めます。

また、美しく快適な景観づくりを推進し、居住環境の魅力向上を図るとともに、市営住宅については、適切な維持管理を進めます。

主要施策・事業

(1)住環境の魅力を高め、定住化を促進します

施策	主な事業
○市民が安心して暮らせるよう、生活情報などの提供を行います。	●広報もとす、くらしのガイドブックなどの提供
○市外在住者に対し、セミナーなどで市のPRを行い、市内定住につなげます。 また、市の魅力あるモノ・コト・ヒトの情報を広く発信し、多くの人に関わりたいと思ってもらうための取組を行います。	●移住・定住に向けた小さな拠点運営事業 ●西美濃地域定住促進PR事業
○転入の促進と転出の抑制を図るため、国などの制度活用や市独自の制度により定住化のための支援を行います。また、地域経済の活性化と市民が安心して暮らせる居住環境の整備を促進します。	●もとす暮らし応援補助金 ●東京圏からの移住支援事業 ●住宅リフォーム助成事業 ●水鳥団地無償譲渡事業
○市民の暮らしの満足度や幸福感が高まるよう、市内の魅力を戦略的に発信することで誇りや愛着（シビックプライド※）の醸成を図り、持続可能なまちへの好循環を促します。	●魅力発信推進事業
○地域おこし協力隊制度を活用し、北部地域の活性化や定住促進につなげます。	●地域おこし協力隊事業

※シビックプライド…まちへの誇りや愛着、共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのこと。

(2)景観を整え、美しい住環境づくりを進めます

施策	主な事業
○景観を損ねる違法広告物に対し、簡易除去や違法看板の是正指導を実施するなど対策を講じます。	●広告物の管理・安全点検 ●岐阜県屋外広告物条例に基づく広告物の許可・指導
○本巣市景観計画に基づき、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを進め、良好な景観の形成に努めます。	●景観アドバイザー会議の開催 ●社会情勢に対応した景観計画の運用

(3)市営住宅の適切な維持管理により、住民の暮らしを支えます

施策	主な事業
○本巣市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の適正な修繕や改修、維持管理などを行います。	●市営住宅の長寿命化
○自治会や入居者と協力しながら安全な住環境を保っていくため、適切な維持管理を進めます。	●市民協働による市営住宅の管理

目標指標 //

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
住み続けたいと思う市民の割合	83.8%	90.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること //

市 民

暮らしの中で幸福感につながる魅力を発見して、友人との会話やSNS※などで共有します。

市 民

地域の景観に関心と理解を深め、美しい住環境の保全に努めます。



移住・定住セミナーの様子

※SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

施策6 情報化推進



現状と課題

- 世界的に情報通信技術（ＩＣＴ）や人工知能（ＡＩ）が急速に発展し、現在は「第４次産業革命」ともいわれる変革の中にあります。将来的には、情報通信技術のより一層の発展によってもたらされる新たな社会の姿として「超スマート社会」が掲げられており、その実現に向けた取組を更に深化させる「Society5.0」が進められています。
- 近年、携帯電話やスマートフォンの普及が進み、市民生活の多くの場面で情報通信技術が活用されています。市民の誰もが情報を入手し、サービスを利用することができるよう、情報化推進にかかる環境整備が必要です。市内では、一部の地域で光回線を用いたインターネット接続サービスを利用することができますが、今後は民間事業者と連携し、サービス提供エリアの拡大を図る必要があります。
- また、ケーブルテレビでは、市政や市の魅力を発信する番組を放送しています。今後も引き続き番組の充実を図り、視聴者の増加や効果的な情報伝達につなげる必要があります。

施策の基本方針

緊急速報メールの一括配信やケーブルテレビとの協力により、情報システム活用の啓発に努め、必要な時に必要な情報が市民に届く仕組みを充実します。

また、ＳＮＳなど多様なメディアの活用による情報の共有化を図ります。

主要施策・事業

(1)必要な時に、必要な情報を得ることができる基盤を整えます

施策	主な事業
○ケーブルテレビやインターネットを活用して、市民と行政との情報の共有化を図ります。	●市政情報番組テレビ放送 ●ＳＮＳを活用した情報配信
○防災のための緊急速報メールの一括配信システムを充実し、市民への普及を図ります。	●緊急時の防災情報提供
○災害時には市民に対し、ケーブルテレビから迅速かつ適切な情報発信を行います。	●災害情報の提供
○情報化社会の基盤となるブロードバンド環境を整えるため、民間事業者の整備促進を図ります。	●光回線の整備促進

目標指標

指標項目	実績値 (平成30年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
光回線利用可能世帯率	89.98%	99.95%	利用可能世帯数÷総世帯数

市民一人ひとりができること

市民 行政が発信する情報の積極的な取得に努めます。

第2節 市民の心が通い合う安心なまち

施策1 地域コミュニティ



現状と課題

- 人口減少社会を迎えた中、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの機能低下や担い手不足による共助機能が低下しつつあることから、地域住民同士が交流を深め、良好な地域コミュニティを形成していくことが重要となっています。
- 本市の北部地域では、急速な人口減少、高齢化が進行しており、これまでのような地域活動の実施が困難になりつつあります。また、若年層の割合が比較的多い南部地域では、市外から転入してきた人や市外へ通勤・通学している人が多く、地域コミュニティへの参画促進が必要です。
- そうした中、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の中止や規模の縮小が相次いだことから、さらなる地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 本市は、地域により人口動態や地域資源などの状況が大きく異なっています。今後は、地域ごとの個性や特徴を尊重しつつ、相互理解を深めながら地域内や地域間の交流を促進し、地域に即したコミュニティづくりを図っていく必要があります。

施策の基本方針

地域コミュニティのつながりを強化することは、日々の暮らしの安心を確保すると同時に、災害時の共助など大きな効果が期待されることから、地域の実情にあった活動を支援します。

また、地域内での支え合いが困難な地域もあるため、地域同士の交流を促進し、市全域におけるコミュニティの醸成に努めるとともに、市民でできることは市民で行うという意識の啓発を行います。

主要施策・事業

(1)市民が主体となった互いに支え合うコミュニティづくりを進めます

施策	主な事業
○地域づくりの柱となる自治会活動を支援し、良好な地域コミュニティの形成を推進します。	●自治会活動にかかる各種助成事業
○地域のコミュニケーション施設として活用する集会所の新築や改築、耐震補強などの整備を支援します。	●地区集会所整備事業補助金
○市内の地域間交流を促進し、地域を超えて互いに支え合うコミュニティづくりを進めます。	●イベントなどによる交流促進

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
自治会加入率	89.4%	91.0%	自治会加入世帯数÷全世帯数

市民一人ひとりができること

市 民	地域の自治会活動や環境整備、自主防災活動などの取組に積極的に参加します。
市 民	地域や世代に関わらず、互いの情報を共有し合い、いざという時に市民同士で助け合います。
地 域	地域の特色に応じた自主活動を行い、自治意識の向上を図ります。



自治会活動の様子

施策2 消防



現状と課題

- 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震などの災害による被害を軽減するため消防活動が行われています。
- 本業の多忙や人口減少による高齢化などに伴い、市内全域で消防団員の確保が困難になってきており、消防団のさらなる強化や消防団への加入促進が求められており、市では、消防団協力事業所表示制度や消防団サポート事業所制度を導入するなど消防団員の加入促進に努めています。
- 消防団には地域密着性・要動力・即時対応力が求められていることから、これらを発揮するために消防団員を確保し、自主防災組織や企業など地域の各団体との日頃の連携を強化することが重要です。
- また、常備消防については、本市を含む岐阜地域4市1町（岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町）で平成30年4月より消防広域化を開始し、消防事務を岐阜市へ委託することにより、初動体制の強化や大規模災害への対応力強化が図られています。

施策の基本方針

火災や災害に備え、常備及び非常備の消防体制の充実を図ることによって、市民の安全・安心の確保に努めます。常備の消防体制は、現在の広域化を維持していき、非常備の消防体制は、団員の確保に努めるとともに、資質向上と装備の充実を図り、火災や災害時における被害の最小化に努めます。

主要施策・事業

(1)地域の消防力の充実強化と消防団の活性化に努めます

施策	主な事業
○地域の消防力の強化のため、消防広域体制を維持するとともに、岐阜市消防本部本巣市消防庁舎適正配置計画に基づく消防署所の移転など、適正な配置を行います。	●消防事務委託事業 ●消防署整備事業
○消防団の市民意識の向上や、処遇の改善、施設・設備の充実を図り、消防団員の安全と人材の確保に努めます。	●消防団組織の強化（消防団処遇改善事業、消防団装備充実事業）
○防災訓練などでボランティア活動の普及啓発や研修を行うことで、防災士などボランティア活動に積極的な人材を発掘、育成します。	●災害ボランティアの育成 ●防災士フォローアップ研修

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
消防団員充足率	94.9%	100.0%	消防団実員数÷条例定数
防災士認証者数	107人	135人	累計

市民一人ひとりができること

市民	防火意識を高め、消火器の取扱いや火災予防の徹底などの取組に努めます。
地域	地域における火災予防や事故防止の意識啓発に努めます。
事業所	災害の被害を最小限にするため、消防団などと連携し、地域防災力を強化します。

施策3 交通安全



現状と課題

- 本市の人身事故件数は、交通安全教室やドライバーへの街頭啓発、通学路の改善などにより減少傾向にありますが、人口に対する事故発生件数は高く、一層の交通安全意識の向上を図る必要があります。
- 本市は自家用車の保有率も高く、高齢者でも車が移動の手段であり、そのため、高齢者が加害者になることも多く、高齢者向けの交通安全教育の充実や自動車先進安全装置の設置を支援するとともに、免許証の自主返納制度を周知していく必要があります。
- また、事故被害者になる可能性の高い子どもを守るため、市民の見守り活動や登下校指導が行われていますが、子どもが交通事故に遭わないよう、交通安全意識の向上に向けて啓発活動を推進する必要があります。
- （仮称）糸貫インターチェンジが開通し、交通量が増加することで、交通事故の増加も危惧されており、今後、交通量の多い幹線道路や危険な交差点などの整備、改良を実施するとともに、警察や県、関係団体などと連携して適正な交通規制の実施、横断歩道や信号の整備を図る必要があります。

関連データ

■交通事故発生状況

単位：件・人

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人身事故件数	170	133	117	95	87
死者数	3	6	1	1	3
負傷者数	246	189	170	128	115
人口 1,000 人当たりの 死傷者数	7.27	5.76	5.10	3.88	3.58

資料：総務課

施策の基本方針

市民の交通事故を未然に防止し、安全性を高めるため、本県市通学路改善会議での検討結果をもとに、交通安全施設の整備・改良を計画的に進めます。

とりわけ、高齢者や子どもたちの交通事故被害の防止を図るため、交通ルールの啓発活動を行い、一人ひとりの意識向上を図ります。



交通安全教室の様子

主要施策・事業

(1)交通事故防止のための安全確保に努めます

施策	主な事業
○安全性を確保するため、カーブミラーや注意看板など交通安全設備の整備を推進します。特に通学路は、安全確保のための検討を進め、カラー舗装化などの対策を進めます。 重4	●通学路改善会議の開催 ●交通安全施設や危険箇所の施設整備
○メンテナンスサポーター制度を活用して市民との協働による道路施設などの点検を行い、安全で快適な交通の確保に努めます。	●メンテナンスサポーターによる道路施設などの点検
○安全運転を支援する先進安全装置を搭載した自動車の購入・設置を支援し、高齢運転者の交通事故防止につなげます。	●高齢者先進安全自動車等購入費補助事業

(2)交通安全のための意識の向上に努めます

施策	主な事業
○各幼児園、小・中学校における交通安全教育を行います。また、園・学校・家庭・地域と連携し、登下校時の見守り活動を行います。	●交通安全教室などの開催 ●地域見守り隊や保護者の交通当番との連携 ●交通少年団自転車安全大会の参加
○全ての世代に対して交通ルールの正しい知識を身に付ける場を設け、交通安全の意識向上に努めます。	●交通安全教室の開催 ●高齢者世帯訪問事業 ●交通安全大会の開催（高齢者）

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
交通事故件数	1,371 件/年	1,233 件/年	

市民一人ひとりができること

- 市 民** 交通安全に対する意識を高め、交通ルール・マナーを守って安全運転に努めます。
- 市 民** 車などでの外出の際は、周囲の子どもや高齢者などに気を配ります。



施策4 防犯・消費生活



第1部

第2部

第3部

生活環境・安全

資料編

現状と課題

- 市民の生活様式の多様化や核家族化、少子高齢化による地域の連帯意識の希薄化が進行し、子どもや高齢者などを狙った身近な犯罪の発生が懸念されています。近年は、電話などによる特殊詐欺が多発するなど犯罪の巧妙化も危惧されています。
- 犯罪の発生を防ぐため、防犯灯などの設備の充実や防犯パトロール、高齢者世帯の訪問などにより、防犯意識の向上や犯罪発生件数の抑制を図っていますが、依然として窃盗などの犯罪が減少していません。
- 本市では、本巣市生活安全推進協議会などと連携し、犯罪の発生状況に関する情報共有や市民生活の安全対策を進めており、消費生活相談員による相談窓口の設置など、犯罪や消費者被害の防止、解決につなげてきました。さらに、高齢者世帯へ詐欺電話や防犯、消費者トラブルについてリーフレットを配布するなど注意喚起してきました。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識のもと、家庭、地域、学校、警察、職場、行政が一体となった防犯活動の強化を進め、安全で安心な明るい社会を築く必要があります。

関連データ

■ 刑法犯認知件数					単位：件・％
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
凶悪犯	2	0	1	1	0
粗暴犯	22	16	20	15	9
窃盗犯	278	247	285	235	262
知能犯	8	3	4	8	10
風俗犯	1	1	3	1	2
その他	49	43	48	35	50
刑法犯認知件数 合計	360	310	361	295	333
人口 1,000 人当たりの 犯罪率	10.2	8.8	10.3	8.5	9.7

資料：総務課

施策の基本方針

犯罪や消費者被害に対する啓発を日常的に行うとともに、防犯パトロールの実施などにより犯罪抑制と防犯意識の向上を図り、犯罪や消費者被害を未然に防止します。



防犯パトロールの様子

主要施策・事業

(1)犯罪を未然に防止します

施策	主な事業
○高齢者を狙った犯罪など、防犯情報を収集し、速やかな情報提供を行います。	●高齢者世帯訪問事業
○警察や市内各団体と連携して、犯罪情報の共有化を図り、犯罪の抑制に努めます。	●生活安全推進協議会 ●暴力追放大会への参加
○防犯パトロールの巡回により、不審者による犯罪の未然防止と防犯意識の啓発に努めます。	●防犯パトロール

(2)消費者被害の未然防止と相談体制を充実します

施策	主な事業
○消費生活相談窓口における相談体制の強化・充実を図ります。	●消費者生活相談体制の充実
○特殊詐欺や悪徳商法など消費者被害を未然に防止するため、高齢者を対象とした講演会やポスターなどで注意喚起を図ります。	●消費者被害の未然防止などの情報提供

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
犯罪発生件数	333 件/年	295 件/年	

市民一人ひとりができること

- 市 民 自宅などのカギをしっかりとかけて、犯罪被害を未然に防ぎます。
- 市 民 特殊詐欺や悪徳商法などの知識や理解を深めます。



施策5 空き家対策



第1部

第2部

第3部

生活環境・安全

資料編

現状と課題

- 本市では、人口減少や高齢化の進行により、空き家の増加が見込まれます。適切な管理が行われていない空き家は、地域の景観や衛生、防犯、防災などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空き家の適正な管理、有効活用について取組を進める必要があります。
- 市民からも、空き家の増加や対策を懸念する声が挙がっていることから、地域の安全・安心な住環境の整備や地域の人口増加のための空き家対策への取組が必要です。

施策の基本方針

空き家に関する情報を把握し、空き家の発生抑制と適正な維持管理を促進するとともに、移住・定住促進のための有効活用を図ります。

主要施策・事業

(1) 空き家の適正管理を促進します

施策	主な事業
○ ホームページなどで空き家情報や住まいの支援制度などを情報提供することで、空き家の有効活用と定住促進を図ります。	● 空き家バンク事業
○ 本県市空家等対策計画に基づき、空き家などの発生抑制や利活用、適正な維持管理を促進するとともに、管理不全な空き家などは除却も含めた問題解決に向けた対応を図ります。 重4	● 空家等除却費用補助事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
空き家バンク登録物件数	32 件	55 件	累計

市民一人ひとりができること

市 民 空き家などの所有者は、適切な維持管理に努め、今後の運用方法を考えます。



第3章 | 人にやさしく生きがいのあるまち (健康・福祉・医療)

第1節 支え合う福祉のまち

施策1 地域福祉

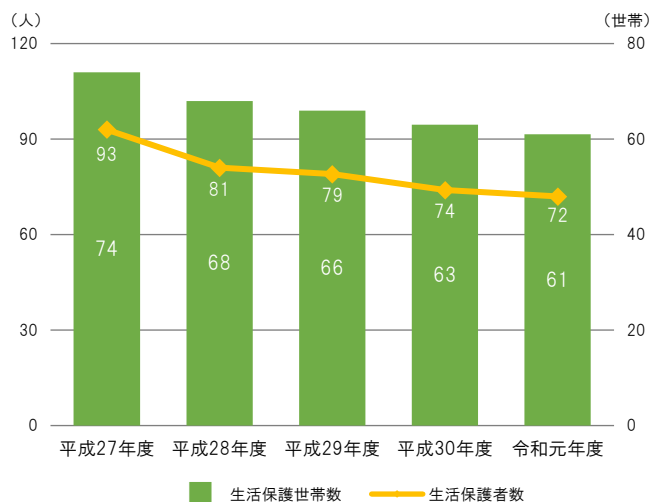


現状と課題

- 近年、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能が低下している中、子育て世代、高齢者、障がい者に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられます。国では、このような課題に対し、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されています。
- 生活保護世帯数・生活保護者数の推移をみると、いずれも減少傾向にあるものの、経済的な支援を必要としている人が一定数いることがわかります。このような状況の中、生活保護に至る前段階の自立支援を行うため、本市では、民生委員児童委員や地域福祉協力員、自治会との連携による見守り活動や自立促進のための自立相談事業などを実施しています。
- また、判断することが困難な高齢者や障がい者などの権利を擁護するため、成年後見制度の周知と利用支援に取り組んでいます。
- 市民意見では、地域のつながりの希薄化を課題として挙げる声がみられます。今後は、地域で支え合うための仕組みづくりや関係者の連携強化、多様化・複雑化している生活課題やニーズに応じた取組が必要です。

関連データ

■ 生活保護世帯数・生活保護者数の推移



資料：福祉敬愛課

施策の基本方針

地域福祉の重要性について理解や意識づくりを進めるとともに、地域で支え合える地域づくりのため、地域住民が参加できる居場所を確保し、地域福祉の充実へつなげます。

関連機関や専門家などとの連携体制を強化し、支援を必要としている人に対して、それぞれの生活課題やニーズに応じた迅速かつ的確な支援を提供します。

主要施策・事業

(1)互いに支え合う福祉活動を促進します

施策	主な事業
○社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域福祉に関する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。	●社会福祉協議会、民生委員児童委員、他福祉団体との地域福祉活動における連携強化
○住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保します。	●地域づくりに向けた支援
○民生委員児童委員や地域福祉協力員の訪問活動はもとより、地域住民や事業所などの見守り活動も促進し、地域でやさしく見守る体制づくりを進めます。 重4	●地域見守り活動事業 ●地域見守りネットワークの推進
○必要な人に必要な情報が伝わるよう、内容の工夫や情報媒体の充実など、福祉に関する情報の提供、共有の仕組みづくりを進めます。	●必要な情報が伝わる仕組みづくり

(2)生活困窮者の自立を支援します

施策	主な事業
○生活困窮者の自立を促進するため支援を行うとともに、制度の周知を図ります。	●生活困窮者自立支援事業

(3)安心できる暮らしを支援します

施策	主な事業
○子育て世帯や重度の障がいのある世帯の負担軽減と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	●福祉医療費助成事業
○世帯で抱える高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの複雑・複合化した相談に対応できるように、既存の各専門分野の相談支援体制を生かしつつ、包括的な相談支援体制を構築します。	●重層的支援体制整備事業のための相談支援体制の構築
○判断することが困難な高齢者や障がい者など、成年後見制度の利用が必要な市民への支援を行うとともに、制度の周知を図ります。	●中核機関の設置

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
地域福祉協力員見守り活動回数	1,659 回/年	1,700 回/年	
自立支援に関する相談件数	1,139 件/年	1,200 件/年	

市民一人ひとりができること

- 市民** 地域福祉活動を理解し、支援を必要とする人をみんなで守ります。
- 市民** 地域の見守り活動やボランティア活動など、福祉の担い手として活動します。

施策2 高齢者福祉



現状と課題

- 国では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年へ向け、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※の構築・深化を進めてきました。
- 本市の高齢化率は、平成28年には27.5%でしたが、令和2年には30.0%となり、年々上昇しています。地域別では、南部と北部で差があり、令和2年の真正地域では24.9%である一方、根尾地域は54.0%と2人に1人以上が高齢者という状況となっており、地域に合わせた高齢者に対する支援やサービスの提供が喫緊の課題となっています。
- 本市では、高齢者の介護予防・重度化防止のための取組や介護保険サービスの提供などを推進してきました。また、高齢者の孤立化を防ぐとともに、自分らしく地域で生活を送ったり活躍することができるよう、高齢者の居場所づくりや生活支援サービスの提供などを行ってきました。
- 市民からは、高齢者の生活や外出に対するサービスや支援を求める意見が挙げられました。今後、一層の高齢化に伴う要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が予想される中、高齢者のニーズに応じたきめ細やかなサービスや支援が求められています。

関連データ

■ 高齢化率の推移（各年3月末現在）

単位：％

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
根尾地域	50.9	51.6	52.3	52.8	54.0
本巣地域	31.4	33.0	34.3	35.6	36.5
糸貫地域	26.9	27.9	28.4	28.8	29.2
真正地域	23.1	23.9	24.3	24.7	24.9
市全体の高齢化率	27.5	28.4	29.1	29.6	30.0

資料：福祉敬愛課

施策の基本方針

高齢者が地域でいつまでも元気で生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止のための取組を進めます。また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、要介護状態や認知症となっても安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組み、日常生活を支援する仕組みづくりや介護予防サービスの充実を図り、自立した高齢者の暮らしを支えます。

主要施策・事業

(1) 高齢者がいきいきと活躍する機会を充実します

施策	主な事業
○シルバー人材センターを活用するなど、元気な高齢者が地域の中で活躍できる環境をつくります。	●シルバー人材センター活動事業補助金
○閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくりと、介護予防活動を行う機会を設けることで、健康でいきいきとした日常生活を支援します。	●ふれあいいきいきサロン
○家庭での過ごし方や地域との結びつきが変化する中、老人クラブの活性化を図り、生きがいを見つけられる環境を整えます。	●老人クラブ連合会活動事業補助金

(2)高齢者の健康づくりを推進します

施策	主な事業
○既存の交通手段確保に対しての助成を統合・拡充することで、外出機会の増加や交流ができる場の充実を図り、自主的に健康づくりに取り組むことができる仕組みを構築します。 重4	●高齢者外出支援事業 ●シニア運動習慣推進事業

(3)高齢者が安心して生活できる環境を整えます

施策	主な事業
○高齢者の緊急事態を救助者に伝えるための仕組みを構築します。	●緊急通報システム事業 ●認知症高齢者等見守り事業
○高齢者の社会的孤立を防止するため、定期訪問を行う見守り活動を推進します。	●見守り訪問活動、民生委員による見守り等
○高齢者が自立した生活を送れるよう、介護予防事業や移動支援事業の実施などを行います。 重4	●公共交通機関などと連携した高齢者の移動支援に関する各種事業 ●買物・送迎・通院などを支援するボランティア団体等への支援
○冬季の克雪作業など高齢者世帯の生活を支援します。	●高齢者克雪対策事業

(4)高齢者が利用しやすい介護予防サービスを提供します

施策	主な事業
○一貫性・連続性のある生活支援・介護予防サービスを提供するために、民間とも連携して支援体制の充実・強化を図ります。	●介護予防サービスの充実（居宅介護支援、訪問介護、通所介護）
○介護人材及び介護予防サービス提供事業所を確保し、高齢者の介護予防の支援を行います。	●居宅サービス（地域支援事業などによる体力づくり・認知症予防）
○関係機関などとの連携強化や地域包括支援センターの機能強化などにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	●地域包括支援センター事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
高齢世代の外出支援率	29.0%	35.0%	利用者数 ÷ (高齢者人口 - 要介護(要支援)認定者数)
要介護(要支援)認定率	15.4%	15.3%	要介護(要支援)認定者数 ÷ 高齢者人口

市民一人ひとりができること

- 市民** 自らが元気で、地域で活躍できるよう健康づくりに努めます。
- 市民** 身近な高齢者などに思いやりを持ち、声かけなど日常的な見守り活動を行います。
- 市民** 認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症に対する理解を深めます。

※地域包括ケアシステム…住み慣れた地域の中で、必要に応じて医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

施策3 障がい者福祉

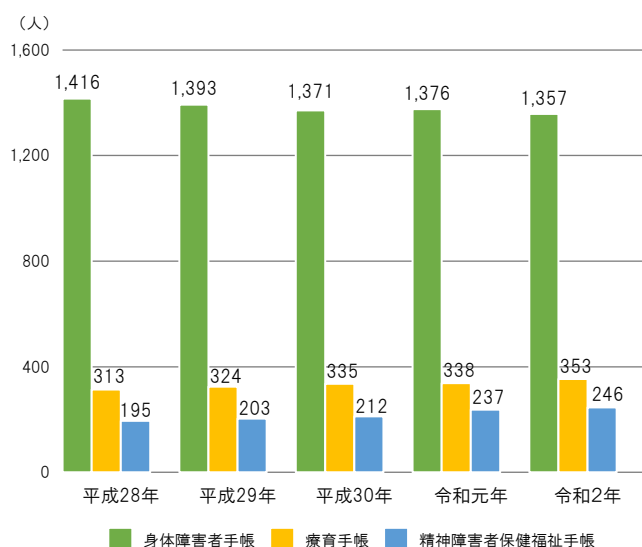


現状と課題

- 本市では、障がいや障がいのある人への理解を促す啓発活動に取り組むとともに、障がいの有無に関わらず地域で自分らしく生活を送ることができるよう、自立へ向けた支援や障害福祉サービスの提供などを進めてきました。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活するために、施設入所から地域での生活への移行促進や就労支援の充実、移送サービスの充実、グループホーム事業者の参入促進など地域定着支援の体制づくりを推進する必要があります。
- 障害福祉サービスのニーズの増加に伴い、サービス供給体制の充実が求められており、障がい者のニーズを踏まえながら、事業者や専門的なボランティアなどの協力のもと、各種サービスの充実を図る必要があります。
- 障がいの早期発見や早期療養、適切な療育へつながられるよう、子どもの発達段階に関わる全ての関係機関と連携し、早期から適切で一貫した切れ目のない療育システムの強化を進めるとともに、家族の負担軽減や不安の解消を図る取組が必要です。

関連データ

■ 障がい者数の推移（各年3月31日時点）



資料：岐阜県身体障害者更生相談所、岐阜県障害福祉課、岐阜保健所

施策の基本方針

本巣市障がい者地域自立支援協議会が中心となって関係機関やボランティアが情報を共有し、生活支援や学習支援、就労支援、外出支援など社会参画を促し、自立に向けた支援体制の強化を図ります。

また、障がい児教育においても園や学校といった各機関と家庭が連携し、状況を把握しながら、療育の場の提供や生活の支援をします。

主要施策・事業

(1)地域社会で障がい者を支援します

施策	主な事業
○障がい者の経済的負担を減らし、自立と社会参加を支援します。	●重度障がい者タクシー利用助成事業 ●紙おむつ購入助成事業 ●補装具費の支給
○障がい者を支援する関係機関が連携して、障がい者が地域で自立して暮らしていける体制を確立します。 重4	●本県市障がい者地域自立支援協議会、障がい者当事者組織・ボランティア団体の支援
○障害者生活支援センターにおける相談支援や情報提供及び連携拠点としての機能を強化します。	●障害者生活支援センター機能の強化 ●基幹相談支援センターの設置
○一般就労を目指す障がい者に対し、関係機関と連携し、一人ひとりの希望に沿った就労を支援します。	●障害者就業・生活支援センターとの連携
○スポーツや文化活動、保護者の交流を図るカフェミーティング、サロン事業などの周知や内容の充実を図り、障がい者の社会参加へつなげます。	●地域生活支援事業 ●地域生活支援拠点の設置

(2)障がい者福祉施設を充実します

施策	主な事業
○ふれあいホームや民間事業者との連携などにおいて、自立共同生活に必要な訓練を行い、障がい者の自立を促します。	●ふれあいホームなどの拡充
○障がい者福祉施設について、きめ細やかなサービスを提供する民間事業者による施設整備を促進します。	●グループホームなどの支援

(3)障がい児を支援します

施策	主な事業
○特別支援教育への円滑な移行により、園、学校、家庭のニーズに応じた障がい児の支援を充実します。	●障害児通所サービスの充実
○各関係機関において発達障がい児の把握や情報共有を行い、療育や特別支援教育に円滑につなげます。	●本県市障がい者地域自立支援協議会 ●地域療育システムの充実

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
障害者生活支援センター事業参加者数	233 人/年	250 人/年	
障がい者の一般就労への移行者数	1 人	2 人	累計
地域生活支援拠点の設置	0 か所	1 か所	累計

市民一人ひとりができること

- | | |
|-----|--|
| 市 民 | 障がいの有無に関わらず地域で自分らしく生活が送れるよう、共に理解を深めます。 |
| 事業者 | 障がい者の雇用と働きやすい環境づくりを進めます。 |

施策4 保険・年金



現状と課題

- 国民健康保険については、被保険者数が減少傾向にあるものの、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などにより1人当たりの給付額は増加傾向にあります。また、後期高齢者医療保険については、高齢化により被保険者数、給付額とも増加傾向にあります。
- 特定健康診査や特定保健指導などを活用し、予防医療を重点取組として推進する一方、加入者にとって公平な費用負担となるよう、収納率の向上に努める必要があります。
- 国民年金制度については、適正に制度を運用するとともに、制度の普及啓発に努める必要があります。今後は、理解と認識を高めるため、制度の周知や加入促進に取り組むとともに、国民年金の必要性を啓発する必要があります。

関連データ

■被保険者数の推移

単位：人

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国保被保険者数	8,956	8,640	8,132	7,773	7,423
後期高齢者医療被保険者数	4,516	4,689	4,844	5,011	5,087

資料：市民課

■保険給付額の推移

単位：千円

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国保保険給付額	2,643,410	2,484,173	2,506,088	2,434,582	2,473,240
1人当たり給付額	295	288	308	313	333
後期高齢者医療保険給付額	3,766,926	3,656,009	3,892,484	4,050,116	4,123,643
1人当たり給付額	834	780	804	808	811

資料：市民課

施策の基本方針

国民健康保険医療制度については、予防医療を推進し、医療費の抑制に努めるとともに、被保険者間の公平性を保つためにも保険税の収納率向上に努め、国民健康保険の健全な運営を行います。

また、後期高齢者医療制度や国民年金制度については、理解と認識を高めるため、周知や啓発に努めます。



主要施策・事業

(1)国民健康保険の健全な運営に努めます

施策	主な事業
○国民健康保険税の収納率向上を目指し、安定した事業運営に努めます。	●収納率向上推進事業
○国民健康保険の適正な運営を図るため、被保険者資格や国民健康保険税の適正化を推進します。	●保険税の適正化推進
○ジェネリック医薬品 [※] 差額通知などを送付することで、医療費への関心と利用促進を図り、医療費の抑制に努めます。	●ジェネリック医薬品普及促進事業
○医療費の不正受給・過誤などの防止・抑制のためレセプト点検 [※] を実施し、医療費の適正化に努めます。	●レセプト点検による医療費適正化事業

(2)国民年金や後期高齢者医療制度の周知に努めます

施策	主な事業
○広報紙などにより、年金制度の周知に努めます。	●年金制度周知・啓発事業
○適正な後期高齢者医療制度運営のため、保険制度の周知・啓発に努めます。	●医療制度周知・啓発事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
国民健康保険税収納率（現年分）	96.9%	97.5%	国民健康保険税収入額÷ 国民健康保険税調定額
ジェネリック医薬品使用率	77.7%	80.0%	後発医薬品利用状況にかかる 効果分析

市民一人ひとりができること

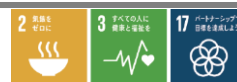
- 市 民 ジェネリック医薬品が使用できる場合は、ジェネリック医薬品を使用します。
- 市 民 年金や保険制度に関する正しい情報を得て、理解を深めます。

[※]ジェネリック医薬品…後発医薬品のこと。先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が認められ、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっている。

[※]レセプト点検…医療機関や薬局から提出された診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト）が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。

第2節 健やかに暮らせるまち

施策1 健康増進



現状と課題

- 全国的に生活環境の改善、医療の発展により、平均寿命が延伸しています。一方で、糖尿病やがん、循環器疾患などの生活習慣病の増加や高齢化の急速な進行により、医療費・介護給付費も年々増加し、健康づくりの推進がこれまで以上に求められています。
- 本市では、65歳未満の早世の減少及び健康寿命を延ばすため、「本巣市健康増進計画(第二次)」に基づき、健康づくりを推進しています。特に、各種健診の受診を促し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めています。また、健診結果と併せて保健指導を実施するなどの取組を進めていますが、メタボリックシンドローム※該当者が多い傾向にあり、生活習慣の改善が必要であるため、ライフステージに応じた市民の主体的な健康づくりを促す必要があります。
- また、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や生活環境の急激な変化などの影響により、市民が身体活動・運動の制限を受けたため、高齢者の身体状態の虚弱、強いストレスを抱える人の増加などの問題が懸念されます。市民への適切な健康づくりの支援が行えるよう、体制整備を進めていく必要があります。

関連データ

■健診受診率の推移

単位：％

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定健康診査受診率	49.0	47.7	48.4	46.2	47.1
青年健診受診率	36.0	37.4	37.9	36.0	35.8

資料：健康増進課

施策の基本方針

健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防、社会生活上で必要な機能の維持・向上、健康な暮らしを送ることのできる社会環境づくり、生活習慣や社会環境の改善に重点的に取り組み、市民の健康づくりを推進します。

また、健康管理システムや保健センターにおいてきめ細やかな対応を可能にする体制づくりを進めます。



節目健康診査の様子

※メタボリックシンドローム…内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい状態のこと。

主要施策・事業

(1)生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます

施策	主な事業
○特定健康診査及び特定保健指導を継続して実施するなど、データヘルス計画※に基づいた保健事業を推進します。	●特定健康診査等事業 ●健康ポイント事業
○各種がん検診の推進や健康教育の実施により、健康意識の向上に努めます。	●がん検診事業 ●がん検診 web 予約事業
○家庭訪問や健康相談など個々のニーズに即した保健指導を行います。	●家庭訪問、健康相談事業 ●成人歯科保健事業

(2)健康管理を行い、ライフステージに応じた健康増進を図ります

施策	主な事業
○高齢者を対象とした口腔健診の実施や受診勧奨を行い、高齢者の口腔機能の維持・向上を図ります。	●さわやか口腔健康診査事業
○ライフステージに応じた健康診査の受診機会を提供し、市民の健康管理を支援します。 重4	●節日健康診査事業 ●青年健康診査事業 ●ぎふ・すこやか健康診査事業 ●特定健康診査事業
○高齢者を対象とした感染症予防接種を推進し、感染拡大を予防します。	●感染症予防対策事業（高齢者）
○健康管理システムを充実し、健康管理情報を総合的に集積して個人の健康管理を支援します。	●健康管理システム推進事業
○地域特性に応じた自殺の現状を把握し、市民、地域、関係団体、学校、行政などがそれぞれの役割を果たし、連携・協働して、市民のこころの健康づくりや自殺対策に取り組みます。	●いのちを守る（自殺対策行動）計画に基づく取組

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
特定健康診査受診率	47.1%	50.0%	受診者数÷対象者数
青年健康診査受診率	35.8%	38.0%	受診者数÷対象者数

市民一人ひとりができること

- 市 民** それぞれの状態に合わせて健康づくりに取り組むとともに、定期的に健診を受診します。
- 市 民** 生活習慣病予防の重要性を理解し、食生活や身体活動などの健康管理に取り組めます。

※データヘルス計画…レセプトや健診情報などのデータ分析に基づき、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画。

- 本市の北部地域には2つの診療所があり、高齢者をはじめ地域住民の医療機関として利用されています。また、南部地域は、市内の開業医などが同様に利用されています。
- 高齢化が進み、さらに単独世帯の増加から、在宅医療へのニーズが高まってくることが考えられます。北部地域の人口減少に伴い、診療所の受診者が減少しているため、医薬品の在庫管理による経費削減や医療体制の見直しにより、経営の安定化を図りながら地域密着の診療を行う必要があります。
- また、道路事情が改善され、近隣の総合病院も利用しやすい状況にあることから、緊急時や災害時における円滑な医療が提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化し、市民の安心を確保する必要があります。

■国民健康保険における医療費

医療費	平成 28 年度		令和元年度	
本巣市総医療費	2,617,368,060 円		2,541,415,970 円	
本巣市 1 人当たり医療費	25,039 円	県内 31 位／42 市町	28,239 円	県内 23 位／42 市町
		同規模平均 206 位／259 市町		同規模平均 202 位／272 市町

資料：国保データベースシステム（同規模保険者比較、健診・医療・介護データからみる地域）

診療所など身近な医療機関では在宅医療体制を充実し、地域とのつながりを深めていきます。また、経費の削減、診療体制の見直しにより経営の安定化を図ります。

救急医療や二次医療圏※、三次医療圏※では、広域的な連携を図ることによって市民の安心の確保に努めるとともに、地域の開業医や診療所と総合病院との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。



根尾診療所

※二次医療圏…入院医療を主体とした医療活動がおおむね完結する圏域。岐阜県には5圏域あり、本巣市は「岐阜医療圏」に含まれる。

※三次医療圏…特殊な医療を提供する圏域で、都道府県の単位で設定されている

主要施策・事業

(1)地域の身近な医療体制を充実します

施策	主な事業
○高齢化や独居高齢者の増加、感染症への罹患防止に伴い、在宅医療への需要が高まることから、在宅医療の充実と希望する医療への対応を図ります。	●往診・訪問診療の充実
○診療所の電子カルテなどの活用を図るとともに、医療面における補助制度の活用を広げ、医療事務の効率化と経費削減に取り組みます。	●国保医療施設事業
○診療所スタッフのふれあいサロンへの参加など、地域と密着した医療体制づくりを推進します。	●ふれあいサロン健康相談

(2)近隣と連携した救急医療体制を充実します

施策	主な事業
○二次医療圏、三次医療圏における総合病院との連携を強化し、市民が安心して利用できる医療体制の充実に努めます。	●広域総合病院との連携強化
○地域の開業医や診療所と総合病院との連携を強化し、重症化を未然に防ぐ取組を推進します。	●地域医療機関との連携強化

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
地域医療に対する満足度	57.4%	60.0%	市民アンケート
往診・訪問診療件数	85 件/年	115 件/年	

市民一人ひとりができること

市 民 ふだんから病気や医療の相談にのってもらえる「かかりつけ医」を持ちます。



第4章 | 地域の子どもをみんなで育てるまち（子育て）

第1節 子どもが健やかに育つ環境づくり

施策1 幼児・保育施設

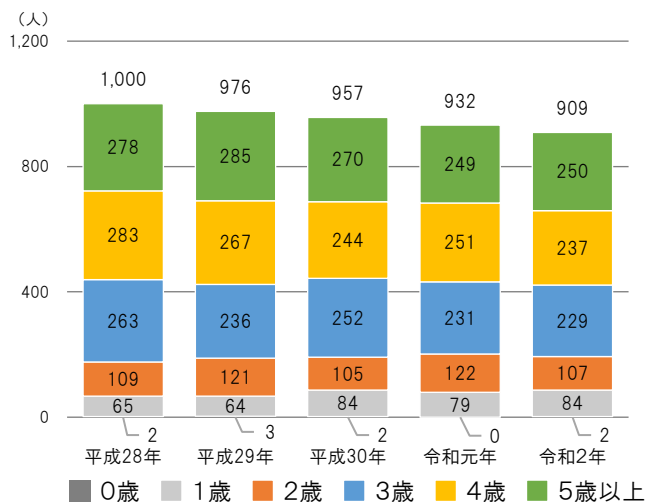


現状と課題

- 核家族化や共働き世帯の増加、多様な就労形態などにより保護者のニーズが多様化する中、本市では、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ幼児園化を進め、平成28年度から全園が幼児園となり、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設となりました。
- 幼稚園・保育園園児数は減少傾向にありますが、令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化の影響により、ニーズが高まる可能性があります。利用状況やニーズに応じた幼児園施設の運営が求められます。
- 市内には8つの幼児園があり、令和2年には真桑幼児園の改築を行いました。今後も、安全で安心な幼児園施設となるよう、施設整備や機能充実を図る必要があります。

関連データ

■ 幼稚園・保育園園児数の推移（各年4月1日時点）



資料：幼児教育課

施策の基本方針

子どもを安心して預けることのできる施設の充実、子どもたちの健やかな育成に寄与することに加えて、子育て世代の定住と就労を促すことにもつながることから、利用状況やニーズを把握するとともに、多様化するニーズに応じた幼児園施設の充実に取り組みます。

主要施策・事業

(1) 幼児園を整備し、保育・幼児教育を充実します

施策	主な事業
○保育園機能と幼稚園機能を備えた幼児園施設の充実に取り組みます。	重3 ●幼児園整備事業



真桑幼児園

施策2 保育サービス

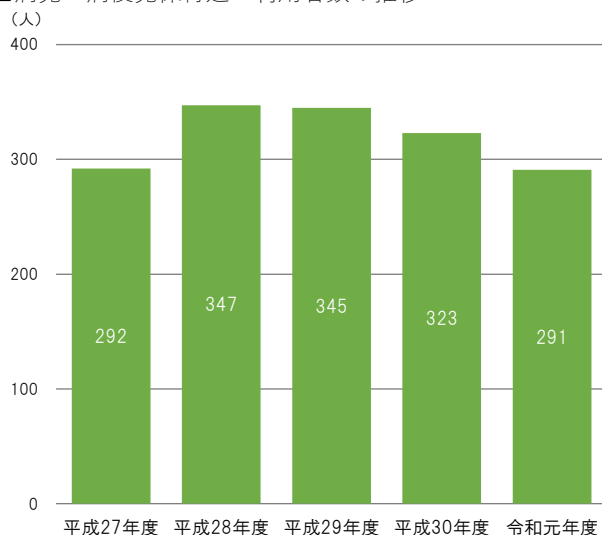


現状と課題

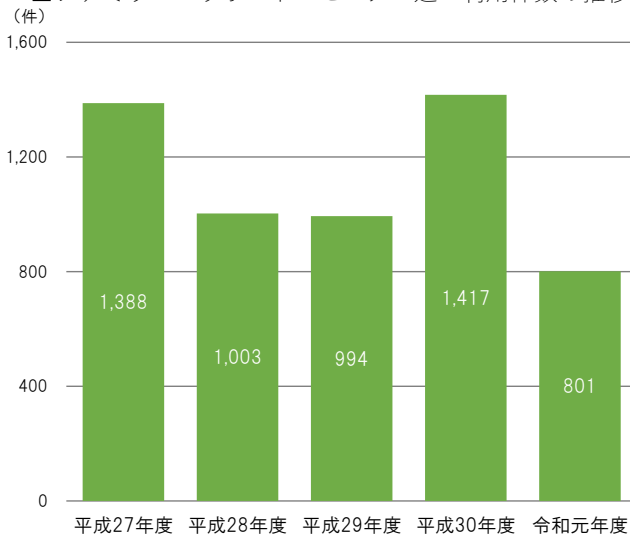
- 少子化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化などにより、様々な課題やニーズが表面化しています。特に、近年では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大などが喫緊の課題となっています。
- 本市では、近隣市町や民間事業者、医療機関などと連携し、子育て世帯の多様なニーズに応じた支援やサービスを提供しており、保護者の勤務の都合などにより市外の保育園に入園できる広域保育には、一定数の申込みがされています。
- 病児・病後児保育延べ利用者数、ファミリー・サポート・センター※延べ利用件数の推移をみると、いずれも増減を繰り返しているものの、一定のニーズがあることがうかがえます。一方、延長保育などの保育サービスの一層の充実を求める市民からの意見もあり、子育てしやすいまちであると市民が感じられるよう、子育て世帯の多様化しているニーズに応じた保育サービスの充実を図る必要があります。
- また、未就園児とその保護者に対しては、園庭開放による在園児との交流を行い、子育て相談などきめ細やかな対応をしていく必要があります。

関連データ

■病児・病後児保育延べ利用者数の推移



■ファミリー・サポート・センター延べ利用件数の推移



資料：幼児教育課

施策の基本方針

子育て世帯が安心して就労でき、女性の社会進出を促すため、保育士の確保に努め、3歳未満児保育や延長保育など多様な保育ニーズに対応します。

また、民間事業者や医療機関との連携を図り、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育を充実し、保護者の安心感を高めます。

※ファミリー・サポート・センター…子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う組織。

主要施策・事業

(1) 子育て世帯を支援する保育サービスを充実します

施策	主な事業
○多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。 重3	●通常保育 ●延長保育 ●預かり保育 ●広域保育 ●障がい児保育 ●3歳未満児保育 ●待機児童解消に向けた取組
○幼児期からの運動環境の改善を図り、基礎体力の向上とスポーツに親しむ資質・能力を育成し、豊かな心を育みます。	●幼児期からの体力向上支援事業（ACP）
○民間施設と提携し一時的な保育を行うなど、子育ての多様なニーズに応えます。	●ファミリー・サポート・センター事業
○医療機関と連携し、病児・病後児保育の拡大を図り、子育て世帯が安心して働くことのできる環境づくりに努めます。	●病児・病後児保育

(2) 幼稚園と地域とのつながりを築きます

施策	主な事業
○未就園児とその保護者を対象に園庭開放や子育て相談を行い、地域と園との信頼関係を構築します。	●園庭開放事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
ファミリー・サポート・センター 延べ利用件数	801 件/年	900 件/年	
園庭開放利用者数	199 人/年	230 人/年	

市民一人ひとりができること

市民 子育ての中で困った場合は、ファミリー・サポート・センターを有効に利用します。

市民 園庭開放や子育て相談など親子で積極的に参加します。



第2節 地域で子どもを育てる体制づくり

施策1 子育て支援

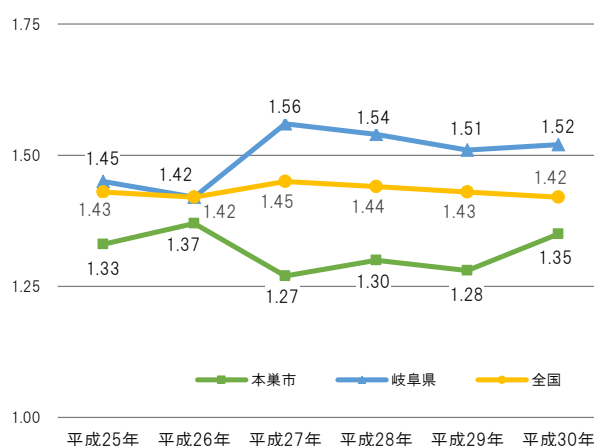


現状と課題

- 子育てには大きな責任と経済的負担が伴うとともに、核家族化の進行により家庭内だけでの子育てが難しくなっています。子育て世帯の不安を取り除くためには、働きやすい職場環境や家族の理解を得ることは極めて重要であります。
- 国では、令和2年度より男性の国家公務員に1か月以上の育児休業、休暇の取得を促す制度が始まりましたが、母親だけでなく、父親の子育て参加も重要であるという理解促進が、職場や家庭、地域社会に求められます。
- 本市では、特に家庭の負担が大きい多子世帯を中心に、子育てに関する支援を重点的に行っており、市民の満足度も高くなっていますが、今後も継続した事業実施が求められています。
- また、本市では年間200人前後の出生がありますが、年々減少の傾向にあるため、若い世代の定住や結婚から妊娠・出産までを支援し、子どもの誕生を支える取組が課題となっています。
- さらに、近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな子育て支援が求められています。

関連データ

■ 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

■ 子育て支援センター利用者数（延べ利用者数）

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子育て支援センター利用者数	16,690	14,479	15,225	13,786	13,235

資料：幼児教育課

■ 出生者数の推移

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出生者数	214	220	189	200	177

資料：市民課

施策の基本方針

子育て世帯への経済的支援、子育てに参画しやすい職場づくりや家庭環境づくりを促進し、子どもの誕生に至るまでの定住・結婚・妊娠・出産を支援します。

また、子育てに関する相談体制を充実するとともに、子どもの成長に合わせて、放課後及び学校の休業日などに子どもが安心して生活できる居場所づくりに努めます。

主要施策・事業

(1) 子育て相談などを通して子育て世帯を支援します

施策	主な事業
○市内3か所の子育て支援センターで子育て相談や親子あそび、セミナーなどを開催し、子育て支援を充実します。	●子育て支援センター事業

(2) 子育て世帯の負担を軽減し、子育てを支援します

施策	主な事業
○保護者の就労のため、児童を安心して預けることができる場を提供し、育児と就労の両面から支援します。	●留守家庭教室の充実
○多子世帯において保育料などの負担軽減を図り、子育て世帯を支援します。	●第3子以降の保育料無料化事業 ●多子世帯給食費軽減事業
○本巣市子育て支援サイト「もといくネット」において、子育てに関する情報を発信します。	●子育て支援サイト運営事業

(3) 家庭や職場における理解を促し、働く世代の子育てを支援します

施策	主な事業
○三世代の同居や近居を推進し、家族が協力し合いながら子育てができる環境づくりに取り組みます。	●三世代同居・近居住宅支援補助事業

(4) 出産を支援し、子どもの誕生を社会で支えます

施策	主な事業
○多子世帯の出産を祝福し、子育て世帯を経済的に支援します。	●出産祝金支給事業
○不妊治療に対して助成を行い、妊娠・出産を支援します。	●一般不妊治療費助成事業 ●特定不妊治療費助成事業
○若年世代の結婚に伴う経済的な不安を解消するため、新婚世帯の新生活にかかる費用を支援します。	●結婚新生活支援事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
子育て支援センター利用者数	13,235 人/年	13,000 人/年	
子育て支援サイトマイページ登録者数	159 件	330 件	累計

市民一人ひとりができること

- 市 民** 育児の不安などの悩みを抱え込む前に、子育て支援センターなどに相談します。
- 市 民** 「もといくネット」に登録し、子どもの年齢に合わせた情報を共有していきます。

第3節 安心して子育てできる支援づくり

施策1 児童福祉

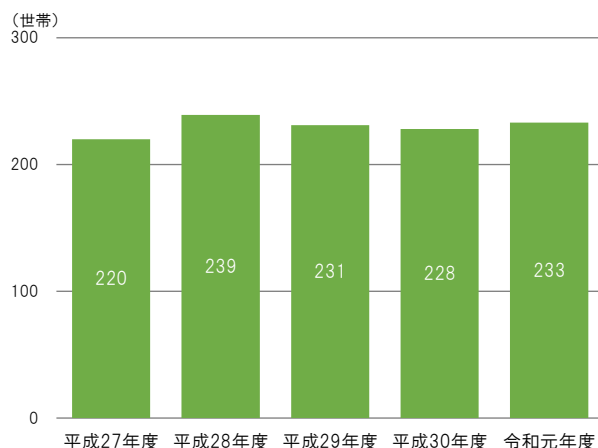


現状と課題

- 核家族化や共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加などにより、子育ての悩みや不安、保護者の精神的な問題、生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待へとつながってしまうケースが問題となっています。
- 発達の遅れがみられる子どもを持つ保護者に対しては、継続的な支援体制を充実させ、カウンセリング※や専門機関などを通じた本人及び家庭への支援により、子どもの成長に対する不安を取り除いていくことが必要です。
- ひとり親世帯への相談指導や社会的自立に必要な情報提供など利用しやすいサービスの提供や各種手当の支給など経済的支援の充実が必要です。
- 今後は、支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見、問題解決を図るための連携体制を強化するとともに、地域社会が子育てや児童福祉に対する理解を深め、子どもの成長を見守り、積極的に関わっていく環境づくりが重要です。

関連データ

■ 母子・父子世帯数



資料：福祉敬愛課

施策の基本方針

子どもたちの命を守り、健全な育成を図るため、保護者を含めた子どもたちの状況を把握し、関係機関と連携して支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見、課題解決につなげ、在宅支援の強化を図ります。また、保護者の経済的な自立支援や相談など、支援窓口の周知と適切な対応に努めます。

※カウンセリング…個人のもつ悩みや問題を解決するため、助言を与えること。

主要施策・事業

(1)子どもたちが健全に成長する環境を整備します

施策	主な事業
○関係機関などとの連携強化により、要保護児や要支援児など、子どもの状況に合わせた適切な保護・保育体制の強化を図ります。また、生活支援や育児支援、児童虐待の早期発見に努め、幼稚園や学校、教育委員会との連携を密にし、切れ目のない支援をします。	●要保護児童対策地域協議会 ●子ども家庭総合支援拠点

(2)母子家庭・父子家庭の暮らしを支援します

施策	主な事業
○母子家庭・父子家庭の保護者の主体的な能力開発の取組を支援し、経済的自立を促進します。また、事業の周知や支援方法の確立を図ります。	●母子・父子相談事業 ●母子・父子就業支援事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
母子・父子就業支援件数	3件/年	3件/年	

市民一人ひとりができること

- 市 民 子育てに悩みや不安、ストレスを抱えている場合は、専門機関に相談します。
- 市 民 配慮を必要とする子どもや家庭について理解します。



施策2 母子保健



現状と課題

- 本市では、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを念頭においた、「本巢市母子保健計画～健やか親子 21（第2次）～」を策定し、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、母子保健に関する施策を推進しています。
- 核家族化や共働き世帯の増加、ひとり親世帯が増え、地域のつながりが希薄化する中、妊娠、出産、子育てに不安を持つ母親も多く、きめ細やかな相談先として行政や地域社会での対応が求められます。
- 特に、妊娠期から乳幼児の健康・栄養面などへの意識づくりが重要であり、学習の場が必要です。
- 現在、育児についての相談や学習のための貴重な機会として健診の機会を活用していますが、子どもたちの健やかな成長のためにも、母親をはじめ周囲の家族が正しい知識と意識を共有することが重要となります。

施策の基本方針

子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を確実に提供するため、妊娠期から母子への支援を充実します。妊娠期・乳幼児期・学童期・成人期と切れ目のない支援を実施するため、「本巢市母子保健計画」を着実に推進し、子どもたちと保護者を支援します。

主要施策・事業

(1)安全・安心な妊娠・出産を支援します

施策	主な事業
○産後の健康管理や子育てへの不安の解消、虐待予防のための取組を推進します。	●新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ●産後ケア事業
○妊娠届出時より、保健師などの専門職による妊婦相談を実施し、妊娠早期からの健康管理や不安を解消するための取組を推進し、妊娠・出産を支援します。	●妊婦健康診査事業 ●産婦健康診査事業
○妊娠を希望する女性やその夫などを対象とした感染症予防接種を推進し、感染拡大を予防します。	●任意予防接種事業（風しん）

(2)乳幼児の健やかな成長を支援します

施策	主な事業
○生後6か月未満の乳児などを対象とした耳の聞こえの検査を促進し、難聴の早期発見と診断、療育につなげます。	●新生児聴覚検査費助成事業
○乳幼児などを対象とした感染症予防接種を推進し、感染拡大を予防します。	●乳幼児等インフルエンザ助成事業
○乳幼児の健診や教室などにおいて、育児についての正しい理解を深め、養育者の育児力の向上を図り、子どもの健やかな成長を促します。	●乳幼児教室事業
○乳幼児健診を充実するとともに、健診未受診者への個別指導を行います。	●乳幼児健診事業
○育児支援や生活支援、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努め、幼稚園や学校、教育委員会との連携を図りながら切れ目のない支援をします。	●発達支援事業 ●栄養指導事業 ●歯科保健事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
妊婦健診受診票交付件数	191 件/年	200 件/年	
3 歳児健診受診率	97.9%	99.0%	受診者数 ÷ 対象者数

市民一人ひとりができること

- 市 民 妊娠・出産・子育てに関する心配や不安などは、抱え込まず関連機関に相談します。
- 市 民 妊婦健診や3歳児健診を受診します。



妊婦健診の様子



産後ケアの様子

第5章 | 資源を生かして活力を創造するまち (産業・雇用)

第1節 魅力ある農林業のまち

施策1 農業



現状と課題

- 本市では、恵まれた自然条件などを生かして、水稻をはじめ、玉ねぎ、イチゴ、トマトなどの野菜、柿や梨などの果樹といった様々な農業経営が行われ、新鮮で良質な農産物を安定的に提供しています。特に、富有柿は本市の特産品であり、全国でも有数の生産量となっています。
- 一方、農業従事者の高齢化が進み、農業経営における後継者不足や遊休地の増加が深刻な問題となっています。また、有害鳥獣による農産物の被害も多く、農地の維持管理が課題となっていることから、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積と集約を促進しています。
- 今後は、農業の担い手を確保するため、農業経営や新規就農のための支援策の強化や、農産物の高付加価値化、農業経営の安定化や農地の有効的活用のための取組を進める必要があります。また、ICTやAIなどを活用したスマート農業への転換を促進し、農業従事者の負担軽減や所得増加につなげることが重要です。
- 本市では、農産物・農産加工品のブランド化を進めています。今後、東海環状自動車道の開通も予定されていることから、販路拡大に向け企業や学校との連携を図りながら農産物の付加価値を高めていく必要があります。
- また、食農教育や地産地消を推進し、次世代を担う子どもたちに食を支えている農業への知識や体験を通じた農業の大切さを伝え、愛着心の醸成や将来の担い手の確保につなげることが求められます。

関連データ

■ 経営耕地面積

単位：ha・戸

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
田	986	957	927
畑	64	133	73
樹園地	401	366	322
総面積	1,451	1,456	1,322
農家数	2,254	2,085	1,809
1 戸当たり (ha/戸)	0.64	0.70	0.73

資料：農林業センサス

施策の基本方針

特産品である富有柿をはじめ、農業は本市の主要な産業の一つであり、基盤整備を充実し、認定農業者への農地の集積・集約化や集落営農を推進することによって経営基盤の安定化を図ります。

さらに、担い手育成の支援を継続しつつ、スマート農業への転換促進、高付加価値の農産物や農産加工品の研究・開発など農業のブランド化を推進することで農業経営の安定化と収益の増加を図ります。

また、有害鳥獣による農作物の被害が多く捕獲などの対策に取り組めます。

主要施策・事業

(1) 農業基盤を整備します

施策	主な事業
○ほ場や排水路、農道など、農業基盤を整備するとともに、農地の健全な維持に努めます。	●農業農村整備事業(県単かんがい排水) ●中山間地域等直接支払交付金事業
○地域住民が参画する地域資源の基礎的保全活動(水路の草刈り、泥上げなど)、質的向上を図る共同活動(軽微な補修など)、施設の長寿命化のための活動などを支援します。	●多面的機能支払交付金事業

(2) 農業経営の安定化と農業担い手の確保・育成に努めます

施策	主な事業
○就農のための支援のほか、営農者への各種指導や支援を継続的に行います。	●ぎふ農業経営者育成発展支援事業 ●農業生産技術振興等対策事業 ●新規就農者経営安定支援事業 ●農業次世代人材投資事業
○遊休農地を把握し、農地中間管理機構との連携による貸付けを推進して、効果的な活用を図ります。 重2	●人・農地プランに基づく農業の担い手育成事業 ●農地集積集約化等推進事業 ●遊休農地調査
○園児に対し食と農に関する理解を深めてもらう取組を進めます。	●食育推進事業
○熟練の作業員を要しなくとも、高品質の農産物が生産でき、少ない人材での経営規模拡大の実現できるスマート農業の導入を進めます。	●スマート農業技術導入支援事業
○農業関係団体などと連携して、新規就農者の確保と育成に努めます。 重2	●新規就農者支援事業 ●農福連携事業
○有害鳥獣から農産物を守るため、防護や捕獲を推進します。	●鳥獣被害防止対策事業

(3) 農産物のブランド化を推進します

施策	主な事業
○高付加価値商品の研究・開発を行うため、企業や教育機関などと連携し、地元農産物などを活用した6次産業化 [*] に向けた支援を行います。	●ジビエ6次産業化推進事業
○道の駅の管理運営を経営ノウハウの高い民間事業者任せ、効果的な情報発信や地域農産物などを使った商品力の強化など、類似施設と差別化を図るとともに、道の駅を地域農産物の販売拠点として活用し、高付加価値型農業の展開を目指す生産者を支援します。	●高付加価値型農業を目指した道の駅活用促進事業
○市内農産物のブランド化を図るとともに地産地消を推進し、安全・安心な農産物の付加価値向上を図ります。	●ジビエ・徳山唐辛子の普及啓発 ●学校給食地産地消支援事業 ●特産品消費拡大事業 ●ふるさと食材の活用事業(地産地消と食育推進) ●本巣市ブランド認証制度
○本巣市農産物をPRすることで、本市農産物の販路拡大を進めます。	●都市と農村の交流促進事業

^{*}6次産業化…農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
認定農業者数	47 人	49 人	累計
農地集積率	36.0%	38.0%	利用権設定面積÷全農地面積
新規就農者数	21 人	24 人	累計
ブランド認証品目数	11 品	14 品	累計

市民一人ひとりができること

市民	農地所有者は農地の適正管理に努め、耕作放棄地にならないよう貸付制度を利用します。
市民	地産地消を意識し、市内の安全・安心な農産物を購入します。
事業者	市内で生産された安全・安心な農作物を使用し、地産地消の普及に協力します。



施策2 林業



現状と課題

- 近年、林業の担い手不足や林業従事者の高齢化、外国産材の輸入などによる木材価格の低迷により、全国的に林業の衰退がみられます。本市においても、林業経営体数が減少しています。
- また、管理が行き届いていない山林や、所有者のわからない山林が散見されるなど、森林管理が困難となっており、森林整備や林業振興の妨げとなっています。市内の林業経営体では、森林経営計画が立てづらくなっており、安定した仕事や人材の不足など、深刻な問題となっています。
- 平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、森林所有者から委託された森林を市町村が自ら管理する仕組みが設けられたほか、自治体の裁量により執行できる森林環境譲与税の交付が始まりました。
- このような状況の中で安定した林業経営を行うには、行政と事業体が連携し、山林所有者に対して森林整備への理解を求め、林道整備など森林施業のしやすい環境を整え、国や県の施策も活用し林業の担い手を育成することが重要です。

関連データ

■ 林業経営体数と経営面積

単位：経営体・ha

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
経営体数	83	53	33
経営面積	4,891	6,050	5,055

資料：農林業センサス

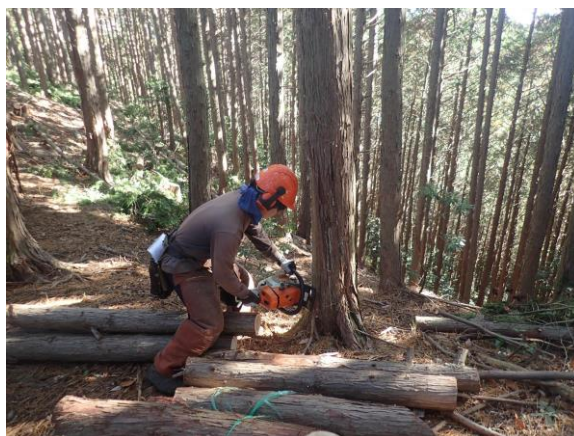
施策の基本方針

国や県、市と林業事業者が連携して、林道や作業道など林業の作業環境を整え、森林保全を推進します。同時に、山林所有者の理解を求め、間伐など山林保全のための作業を進めるとともに、担い手の確保、育成に努めます。

長期にわたって管理が行われず公益的機能などが低下している森林については、森林経営管理法に基づいて森林所有者と集積計画を取り交わし、間伐などの森林整備を行います。

林道橋については林道施設長寿命化計画に基づき整備を行います。

また、森林資源の価値を多角的に見直し、観光・交流資源としての活用やバイオマス*資源としての活用など、新たな利用を開拓し、有効活用を図ります。



間伐の様子

*バイオマス…生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを、「木質バイオマス」と言う。

主要施策・事業

(1) 林業基盤を整備し、森林の保全と有効活用を推進します

施策	主な事業
○橋梁などについては、点検結果に基づいた補修に努め、林道橋の機能や耐久性などの回復を図ります。	●林道整備事業（橋梁）
○国や県との連携を強化し、林道の開設・改良・舗装など整備を推進します。	●林道整備事業

(2) 林業事業体の経営の改善・発展を支援します

施策	主な事業
○市内事業体と連携し、森林整備推進会議を開き、森林の保全と活用のための森林整備を推進します。	●間伐事業
○「織部杉」の保育管理と普及活動を行う林業グループを育成・支援します。	●林業グループ活性化事業補助金
○国や県が実施する制度活用や意欲のある担い手が実施する施業を支援することで、担い手の確保と育成に努めます。	●林業就業移住支援事業
○獣害による森林被害を防止するため、担い手の確保・育成を進め、獣害防除の取組を推進します。	●鳥獣被害対策事業
○森林環境譲与税を活用し、自ら森林施業を行う者や林業事業体に勤務する担い手の労働環境改善に向けた支援を行います。	●林業者育成補助金

(3) 森林資源の価値を見直し、有効に活用します

施策	主な事業
○淡墨公園周辺の森林整備をはじめとして、観光や交流の視点から森林整備を推進します。	●森林整備事業
○市と地域住民が一体となり間伐施業で生じた未利用材資源の有効活用を図るとともに、災害防止や地域経済の振興に努めます。	●間伐材搬出促進モデル支援事業補助金 ●未利用材搬出支援事業
○森林経営管理法に基づく森林整備を推進します。 重2	●森林環境譲与税事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
林道舗装率	75.1%	76.0%	林道の舗装済延長÷ 林道の実延長
間伐実施面積	143.9ha/年	120.0ha/年	

市民一人ひとりができること

市 民	森林所有者は、森林や林業の役割に対する理解を深め、間伐など山林保全に努めます。
地 域	間伐施業により発生した未利用材資源の有効利用を図ります。

第2節 活力ある商工業のまち

施策1 商工業



現状と課題

- 令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会経済活動の自粛により、全国的に企業の経営状態の悪化が大きな問題となっています。本市の工業は、景気の動向による影響を受けやすく、経営基盤が脆弱な中小企業が多いことから、企業の経営安定化のための支援が必要です。
- 本市では、令和6年度に東海環状自動車道の延伸が予定されており、人やモノの流れが大きく増加することが期待されます。東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ周辺を産業拠点として、企業誘致を進め、地域経済の活性化や市民の雇用の確保・拡大へつなげる必要があります。
- 商業においては、南部地域を中心に郊外型大型小売店舗やコンビニエンスストアの立地が進んでいます。また、近年、EC（電子商取引）サイトの急速な発達や拡大するキャッシュレス決済への対応など、これまで地域の商業を支えてきた個人商店などを取り巻く経営環境はますます厳しさを増しています。このため、商工会を中心に関係機関と連携し、個人商店などへの指導・支援、後継者や新規創業者の確保・育成支援などを進め、商業の振興を図る必要があります。

関連データ

■製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額

単位：事業所・人・百万円

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年	平成30年
事業所数	98	92	90	83	85
うち、従業者数30人未満	68	62	62	53	55
従業者数	3,615	3,603	3,605	4,133	4,325
製造品出荷額	69,573	71,463	73,695	93,212	100,199

資料：工業統計調査（平成27年・28年は未実施）

施策の基本方針

本市における誘致企業は、重要な就労の場です。東海環状自動車道の延伸を受け、交通の利便性が高まることから、今後も企業誘致を進めるとともに誘致企業の定着を図り、市内の中小事業者など関連する産業振興に努めます。

商業については、大型商業施設を中心とした商業空間の形成を促進し、市民にとって身近な個人商店などの小規模企業を支援するため、市内購買率を高め、持続的な発展に向けた取組を支援し、活性化に努めます。



主要施策・事業

(1) 企業誘致を促進するとともに、地域工業の振興に努めます

施策	主な事業
○企業の多様なニーズをワンストップでサポートしながら、優良企業の誘致に努め、地域の産業振興を図ります。 重2	●企業誘致推進事業 ●企業立地促進奨励金（誘致奨励金・雇用奨励金）

(2) 地域商業の活性化を図ります

施策	主な事業
○市内で事業を行う中小企業などの成長発展と持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	●中小・小規模企業経営安定化事業
○商工会と連携し、起業や事業改善に向けた取組を行い、商業の活性化を図ります。また、商工会に対する支援により、市内の産業振興や活性化を図ります。 重2	●ワンストップ相談窓口の支援（西美濃広域創業支援事業に含む） ●事業承継支援事業（大垣地域経済戦略推進事業） ●商品券事業による地域経済活性化 ●商工会振興補助金（人材育成塾事業・商工会活動支援事業） ●創業支援事業補助金（西美濃広域創業支援事業）
○地域資源を生かした先進的で持続可能な事業の取組を推進するため、地域の金融機関から融資を受けながら地域における経済循環に寄与する取組を行うとする民間事業者などを支援します。	●地域経済循環創造事業
○魅力ある店舗づくりなど、地域の実情に即した商業を支援します。	●商工会振興補助金（商工会活動支援事業）

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
オーダーメイド型企業誘致件数	1社	2社	累計

市民一人ひとりができること

団 体	事業者の課題やニーズの把握に努め、事業者の経営基盤強化に支援します。
市 民	買物はなるべく市内で済まし、地域商業の活性化に貢献します。

施策2 雇用・労働



現状と課題

- 急速な人口減少社会への移行、長引く厳しい経済雇用情勢の中であって、非正規雇用で働く若者が増加するなど問題が生じています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が停滞し、企業の倒産や廃業、休業、労働者の解雇など深刻な影響を与えています。
- 市民からは、若者が働く場の確保や創出を求める意見が多く挙げられており、就職時の人口流出を抑制するため、市内での雇用の確保・充実を図る必要があります。
- また、市内企業の労働者や後継者の確保は重要な課題となっていることから、関係機関と連携し、仕事と家事や育児、介護などを両立することができるための支援や自分の心身の状態、特性に応じて働くことができる機会の充実、労働環境の向上のための取組を行う必要があります。

施策の基本方針

製造業を中心とした企業への就労は、事業者にとっても、地域社会にとっても重要な課題であり、市内企業への就労支援を重点的にを行います。

また、若者や女性の知識や技術などを生かした起業を支援する取組を進め、魅力ある職種・職場の創出を支援します。

安定した雇用を確保するため、労働環境の改善を促進し、介護や子育てに関しての就労支援を継続して行います。

主要施策・事業

(1)雇用に関する情報の提供や雇用機会の拡大に努めます

施策	主な事業
○商工会と連携し、市内企業のPRを図りながら人材確保に努めます。また、販路開拓などの取組も支援しながら雇用の拡大に努めます。	●商工会振興補助金（商工会活動支援事業）
○誘致企業への誘致奨励金や雇用奨励金などを活用して、市内の安定的な雇用の確保を図ります。	●企業立地促進奨励金（誘致奨励金・雇用奨励金）
○広域連携事業構成市町と連携し、若者の市内企業への就職支援を推進し、優秀な人材確保に努めます。また、新たな産業の創出や既存企業の発展を目指す取組も展開します。	●インターンシップ推進事業（西美濃地域就労支援事業に含む） ●雇用創出事業 ●大垣地域経済戦略推進事業
○シルバー人材センターの活用を推進し、働く意欲のある高齢者の就労機会を提供します。	●シルバー人材センター活動推進事業補助金
○広域連携事業構成市町と連携し、企業情報の提供を継続し、市民が求人情報を得る機会を確保します。	●岐阜連携都市圏推進事業 ●西美濃地域就労支援事業

(2)女性の起業を支援します

施策	主な事業
○広域連携事業構成市町と連携し、女性の感性や能力を引き出し、活躍の機会を創出するための起業支援に取り組みます。	●創業支援事業補助金（西美濃広域創業支援事業）

(3)地域社会で、女性が働きやすい労働環境を整えます

施策	主な事業
○結婚や出産、子育てに対して積極的に取り組む企業を支援し、女性が活躍できる環境を整えます。	●結婚・子育てアドバンス企業認定事業
○子育て支援や介護制度の充実を図り、女性が働きやすい就労環境づくりに地域社会で取り組みます。	●高齢者の生活支援サービスの充実 ●病児・病後児保育 ●預かり（延長）保育 ●3歳未満児保育 ●広域保育 ●障がい児保育 ●留守家庭教室

(4)労働環境の向上を促進します

施策	主な事業
○市内に立地する企業や事業者に対し、労働環境の向上を促進します。	●労働環境の向上などに向けたPR事業
○結婚や子育てがしやすい就労環境づくりに努めます。	●結婚・子育てアドバンス企業認定事業
○生活資金の融資など、勤労者の支援に努めます。	●勤労者生活資金融資預託金

目標指標 //

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
企業展参加企業数	17社/年	20社/年	
起業支援件数	12件/年	21件/年	

市民一人ひとりができること //

- 事業所** 安定した就労環境をつくり、女性や若年者、シニアの雇用を推進します。
- 事業所** 次代を担う子どもたちのために、インターンシップや職場体験などを実施します。



企業の職場体験の様子

第3節 交流資源を生かして産業を創造するまち

施策1 観光

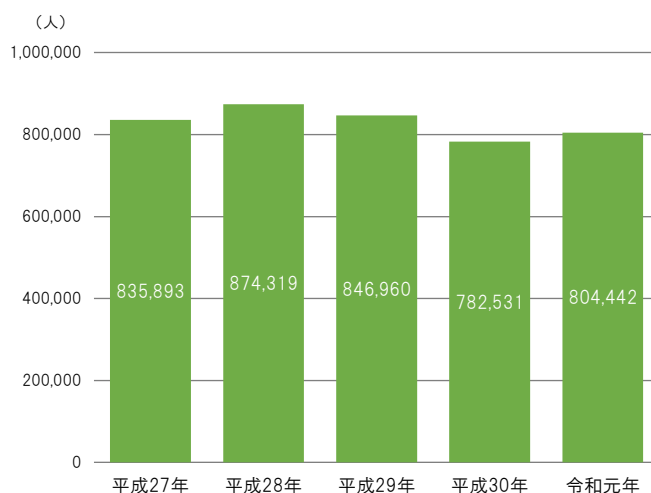


現状と課題

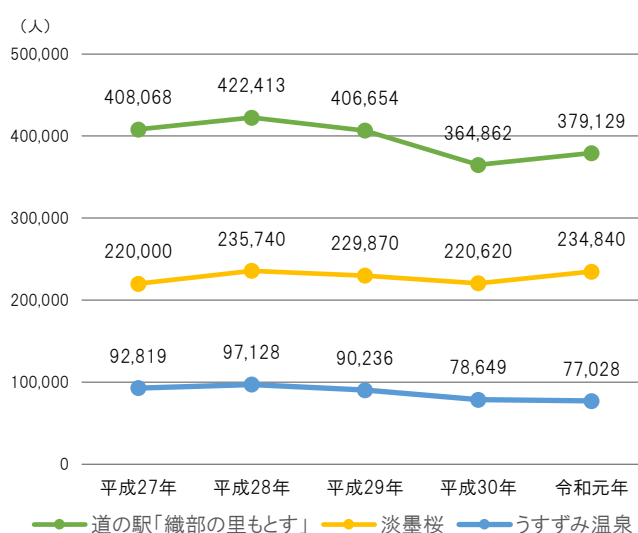
- これまで本市では、豊かな自然環境を活用した観光振興を進めてきました。特に、国の天然記念物である淡墨桜は全国的にも知名度が高く、開花時には多くの観光客が訪れます。また、主要道路沿いの道の駅では、本市の特産品の販売や観光情報の発信が行われており、本市の産業・観光振興の拠点となっています。
- 本市と揖斐川町、福井県大野市にまたがる能郷白山周辺は、自然環境保全地域に指定されており、多くの登山客や観光客が訪れます。麓の能郷白山神社では、国指定重要無形民俗文化財に指定されている能郷の能・狂言が毎年4月に上演されています。そのほかにも、本市には、真桑人形浄瑠璃などの文化・伝統芸能、国史跡の船来山古墳群や濃尾地震がもたらした根尾谷断層といった史跡など、多くの観光資源があります。
- 本市では、観光振興を図るため、観光協会と連携し、インターネットやSNSを活用した観光情報や本市の魅力を発信し、観光客の増加を図ってきました。
- 人口減少が見込まれる本市においては、従来の観光に加え、農業や産業団体と連携した体験型観光の充実を図り、交流人口の拡大や移住・定住の促進につなげる必要があります。
- 今後は、東海環状自動車道の延伸により、観光客数の増加が見込まれることから、受入れ体制の整備を進めるとともに、より一層の誘客促進を進める必要があります。

関連データ

■観光客数の推移



■主要観光地点の観光客数の推移



資料：岐阜県観光入込客統計調査

施策の基本方針

豊かな自然環境や歴史的な地域資源を活用し、市観光協会を中心とした観光推進体制のもと、本市の特性を生かした観光資源の充実を図り、観光振興と地域の活性化へつなげます。

また、東海環状自動車道の延伸を受け、観光客の受入れ体制の充実を図るとともに、誘客促進や関係人口の拡大を図ります。

主要施策・事業

(1) 多彩な資源を生かした観光振興を図ります

施策	主な事業
○インターチェンジの開通を見据え、年間を通して活用できる観光アイテムを増やすため、既存の観光資源の磨き上げを図るとともに、体験型観光など新たな観光アイテムの構築に努めます。 重2	●指定管理事業（体験型観光ルートの構築） ●船来山観光資源活用方法の検討
○能郷白山など地域資源を利用した観光施策を推進するため、観光協会への運営を支援し、観光客の誘致を図ります。	●観光協会補助金
○県や隣接市町と連携し、新たな観光ルートを設定し、広域的な観光客誘致を促進します。	●広域観光推進事業
○森林セラピー※の効果の一つである「免疫力向上」をPRし、健康をキーワードとして交流人口の増加を図ります。	●森林セラピー推進事業

(2) 多様なメディアを活用した観光プロモーションを推進します

施策	主な事業
○イベントも重要なプロモーションの機会であり、イベントを通して本市の魅力を発信します。	●観光イベント開催事業
○パンフレットやアプリ※情報などの外国語版を充実するほか、西美濃広域観光推進協議会と連携して外国人観光客の誘致に取り組みます。	●観光アプリ整備・運営事業 ●西美濃広域観光推進協議会負担金
○インターネットによる観光PRはもとより、観光施設でのガイドアプリによる情報発信、パンフレットやガイドブックにより本市の観光情報を多様なメディアを通じて発信します。	●各種メディアを活用した観光情報発信事業 ●観光協会補助金

(3) 市民との協働による観光客受入れ体制の充実を図ります

施策	主な事業
○ICTを活用した多言語による観光案内など、外国人観光客にもわかりやすい観光情報を提供します。	●観光情報発信強化事業 ●観光アプリ整備・運営事業
○観光ボランティアガイドの養成に取り組み、ガイドとの交流による観光客の満足度を高めます。	●観光協会補助金
○集客力の高い大型商業施設で観光案内所を運営することで、観光客の受入れ体制の強化と効果的な観光情報発信による利便性の向上を図ります。	●観光協会補助金
○地元企業や地域団体が行う特産品の開発を支援し、道の駅などで開発された特産品の販売促進を図ります。	●特産品等販路拡大事業（高付加価値型農業を目指した道の駅活用促進事業を含む） ●観光協会補助金

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
主要観光施設入込客数	79.6 万人/年	87.5 万人/年	

※森林セラピー…森を楽しみながら心身の健康維持・増進、病気を予防することを目的とし、医学的に裏付けされた森林浴効果のこと。
※アプリ…アプリケーション・ソフトウェア（Application Software）の略称。パソコンやスマートフォンなどで、用途に応じて使うためにつくられたソフトウェアのこと。

市民一人ひとりができること

事業者	観光関係の事業者は、あたたかいサービスの提供に心がけます。
市民	観光ボランティアガイドなど、観光の担い手として活動します。
市民	本巣市の魅力を認識し、一人ひとりが誇りと愛着をもって、積極的に情報発信を行います。



淡墨桜



道の駅「織部の里もとす」



うすずみ温泉

施策2 東海環状自動車道



現状と課題

- 令和6年度に東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ、（仮称）本巣パーキングエリアが供用予定となっています。東海環状自動車道の延伸により、県内各市町村や中京圏、首都圏、近畿圏、北陸地方などへのアクセスが飛躍的に向上し、人やモノの流れが大きく増加することが期待されます。東海環状自動車道の延伸を最大限に活用し、新しい産業振興への取組を進める必要があります。
- 市民意見においても、東海環状自動車道の延伸への期待は大きく、新たな企業誘致や農作物の販路拡大、観光資源の開発などが求められています。

施策の基本方針

東海環状自動車道の延伸に向け、市内企業に関連する事業集積を促進し、誘致企業と市内事業者とのつながりをつくり、本市への定着を高めていきます。

さらに、異業種交流などそこから誘発される市内事業者との事業開発に寄与する取組を支援し、経済の市内循環を図ります。

主要施策・事業

(1) 東海環状自動車道を活用した拠点開発を進め、企業誘致を促進します

施策	主な事業
○東海環状自動車道を活用し、流通業などの企業誘致を推進します。 重2	●企業誘致推進事業

(2) 交流を生かして地域内産業の活性化を促進します

施策	主な事業
○交流人口の拡大に向け、産業団体、行政、金融機関などが連携し、創業に向けた支援を行います。	●創業支援事業補助金（西美濃広域創業支援事業）
○地元企業が交流人口拡大による経済的効果を得るために、企業が行う新たな取組を支援し、経済の市内循環を高めます。 重2	●商工会振興補助金（異業種交流事業）

市民一人ひとりができること

団体 事業者の課題やニーズの把握に努め、事業者の新たな取組を支援します。



東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ 完成予想図

第6章

学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち(教育・文化)

第1節 世代を超えて学び合うまち

施策1 学校教育



現状と課題

- 本市では、「本巢市教育振興基本計画」を策定し、「ふるさとをルーツに、未来を切り拓き、たくましく生き抜く人づくり」を目指し、「統合された知・徳・体」、「安全・安心な園・学校、家庭、地域」、「ふるさとへの愛着と誇り」の3つを方針に定め、学校教育を進めています。
- 市内には8つの小学校と4つの中学校があり、キャリア教育やふるさと学習など、地域と連携した教育活動を積極的に展開しています。市内の北部地域と南部地域では、児童・生徒数の格差が拡大し、更に人口減少による児童・生徒数の減少も予測され、より個性を生かしたきめ細やかな学習の工夫や地域性を考慮した上での義務教育学校の開校などが必要となっています。
- 学校教育においては、市内の小中学校が交流したり、幼小中が一貫した教育を進めるなど、共に学び合う環境づくりが求められています。また、コミュニティ・スクール※の機能を生かしてふるさと学習を推進するなど、「地域から学ぶ」「地域と学ぶ」学校づくりが大切です。

関連データ

■小中学校の児童・生徒数の推移（各年5月1日時点）

単位：人・学級数

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学校児童数	2,145	2,065	1,984	1,912	1,807
小学校学級数	88	87	87	87	85
中学校生徒数	1,088	1,097	1,096	1,110	1,119
中学校学級数	40	41	41	41	39

資料：学校教育課

施策の基本方針

各小中学校において、地域の特色を生かした学校教育を推進し、「生きて働く学び」「豊かな心」「健やかな体」が統合された人間形成のため、個性や能力を伸長する学習機会や心を動かす体験活動、体力向上の取組など、充実した学校生活を提供します。

また、いじめ・不登校の未然防止や学校施設の整備、「命を守りきる教育」など、家庭や地域と協働し、安心して子どもたちが学ぶことができる環境づくりを進めます。

「ふるさと本巢市」の自然・歴史・産業・文化や、その継承・発展に尽くす人々の思いに触れたり、地域や社会の活動に積極的に参加したりすることで、児童・生徒のふるさとへの愛着や自己有用感を高めます。

※コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

主要施策・事業

(1) 知・徳・体が統合され、自己実現を目指す自立した人づくりを推進します

施策	主な事業
○小・中学校におけるＩＣＴ機器の効果的な活用などにより、主体的に学び、創造性を発揮する情報活用能力の伸長を図ります。 重3	●ＩＣＴ機器活用事業 ●ＧＩＧＡスクール
○児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上と、グローバルな視野を醸成します。	●英語教育パワーアップ事業 ●ＡＬＴ・ＪＴＥの配置
○研修の質的向上を図り、高い専門性をもち学び続ける教職員や次世代のリーダーを育成します。	●リーダー教員養成研修事業 ●教育研究指定校
○児童・生徒が夢や希望を膨らませ、発達に応じたキャリア形成を通して、ふるさとをルーツにしたキャリアプランニング能力を高めることで、自立した人間を育成します。	●キャリア教育の充実 ●キャリア講演会
○大学と連携し運動遊びの指導を行い、幼児・児童の運動の習慣化や体力向上を目指します。 重3	●生きる力をはぐくむプロジェクト
○安全・安心で質の高い学校給食を提供し、食育の質的向上と健康な体の基盤をつくる食への意識を高めます。	●ふるさと食材の活用事業（地産地消と食育推進）

(2) 園や学校、家庭、地域との連携・協働による安全な教育環境づくりを推進します

施策	主な事業
○園・学校と家庭や地域との連携強化・協働により、ふるさとの魅力を生かした独自性・創造性のある園・学校の経営を進めます。 重3	●コミュニティ・スクールの推進 ●義務教育学校の開設
○総合的な学習の時間などを中心に、ふるさと学習の充実や生きる力を育てる教育活動事業の有効活用を行います。	●生きる力を育てる教育活動の推進 ●特色ある学校の教育実践
○誰一人悲しむことのない園・学校づくりを目指し、いじめや不登校、問題行動の未然防止、早期解決に努めます。	●いじめ・不登校等対策事業 ●スクールロイヤー※配置事業
○児童・生徒の安全で健全な生活のために、防災教育や安全教育、感染症対策などの充実を図ります。	●「命を守る教育」推進事業 ●新しい生活様式
○発達や個の特性を生かし、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援、教育相談に努めます。	●特別支援教育関連事業 ●教育相談員、非常勤教育講師の配置
○児童・生徒の安全を守るため、気象警報や不審者情報を迅速に発信する体制を強化します。	●緊急メール活用事業 ●ホームページ活用事業
○社会の変化に対応して、園や学校の施設、備品などの整備と充実を図ります。 重3	●管理備品購入事業 ●施設整備事業

※スクールロイヤー…学校で起こるいじめや保護者との諸問題を、専門的知識・経験に基づき解決したり、法的側面からのいじめ予防教育を行ったりする弁護士。

(3)「ふるさと」から学び、「ふるさと」の未来を考える教育を推進します

施策	主な事業
○「ふるさと本巣市」の自然・歴史・産業・文化や、その継承・発展に尽くす人々から生き方を学ぶ学習の充実を図ります。	●自然や文化財を活用したふるさと学習事業
○地域行事やボランティア活動への積極的な参加や、地域ぐるみによる子どもの自主的な活動を援助します。	●MSJなどボランティア活動支援事業 ●1家庭1ボランティア事業
○学校や地域でリーダーとして活躍する経験を通し、「未来の本巣市のリーダー」となる能力や態度を育成します。	●児童会・生徒会サミット ●未来創造ミーティング

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
児童生徒の状況調査における満足度	85.0%	90.0%	生きる力を育てる教育活動、 特色ある学校の教育実践にお ける児童生徒の状況調査

市民一人ひとりができること

市 民	地域の歴史・文化やキャリア教育などの学習支援に協力します。
地 域	地域ぐるみで、学校づくりや子どもの教育・支援に協力します。



生きる力を育てる教育活動の様子



地域と学校の共同活動の様子

施策2 生涯学習



現状と課題

- 本市では、市民が主体的に生涯学習に取り組み、その成果を生かすことができる社会づくりを目指しています。ボランティアや地域活動、知識経験といった学習成果を生かす機会をつくり、学習意欲を一層高めていく必要があります。
- 地域の公民館を中心に、生涯にわたって学習機会を提供できるよう各種講座や教室などを開催しています。ライフスタイルや時代の変化により、市民ニーズは多様化し、その対応が求められています。
- 学校や図書館などでボランティアによる活動が行われていますが、生涯学習全般にわたってボランティアの活動を活発にしていくことが望まれます。
- 関係機関や地域と連携し、地域で生涯学習活動を担う人材の発掘、確保、育成を図るとともに、相互に高まり合える環境をつくる必要があります。

関連データ

■公民館講座・教室の状況（上位10位）

単位：人（延べ人数）

講座・教室名	令和元年度
ことぶき大学	2,004
うすずみ書道	240
本巣大学校	236
ソフトテニス	127
ミニバスケット	126
料理教室	116
寺子屋講座	112
根尾チャレンジ教室（剣道）	100
タイ式ヨガ	95
パソコン講座（ワード）	94

資料：社会教育課

施策の基本方針

誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができるよう、多様化する市民ニーズに応えた幅広い生涯学習機会の提供に努めます。

市民それぞれが持つ特技や知識、技術などを発掘し、生涯学習におけるボランティア活動に生かし、学びや楽しさの幅を広げます。

生涯学習が子どもたちの健全育成に果たす役割は大きく、子どもたちの成長に合わせた学習体験の機会を提供します。



数学のまちづくり

主要施策・事業

(1)市民のニーズに応える多様な生涯学習機会を提供します

施策	主な事業
○判断力・表現力・説得力のもととなる論理的に考える力を高める「数学のまちづくり」を推進します。 重3	●数学のまちづくり事業
○利用者のニーズに即した地域の情報拠点としての図書館活用の推進を図ります。	●図書館活用の推進
○地域の特色を生かし、生涯にわたり学び続けることができる機会の場を提供します。	●公民館講座
○郷土本巣市の良さを見つめ、主体的にまちづくりを考えられる地域のリーダーの育成を図ります。	●青少年国内派遣事業

(2)ボランティアの力を生かした生涯学習を推進します

施策	主な事業
○多様な分野のニーズに応えられるよう、知識や技術を有する人材を発掘し、ボランティアとして活躍できる環境を整えます。	●学力向上サポート事業
○学校とボランティアが協働して、多様な形態の学校支援体制を全市的に展開します。	

(3)園や学校、家庭、地域、関係機関の連携による子どもたちの育成を図ります

施策	主な事業
○青少年育成市民会議などを通して、園・学校、家庭及び地域の連携強化により、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。	●青少年育成市民会議事業
○保護者が子育てやしつけなどについて学習する場、子育ての悩みを話し合う場を提供し、家庭教育の充実を図ります。	●家庭教育の推進
○家庭、学校、地域が連携し、ボランティア活動を核に子どもたちの放課後の居場所や体験活動を行う場の充実を図ります。	●放課後子ども教室(チャレンジクラブ)事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
算数・数学甲子園の参加者数	421 人/年	480 人/年	
公民館講座・教室参加者数	785 人/年	1,250 人/年	
学力向上サポーター登録者数	91 人	115 人	累計

市民一人ひとりができること

市 民	学ぶ意欲を持ち、主体的・積極的に様々な学びの機会に参加します。
市 民	特技や知識、技術などをボランティア活動に生かします。
地 域	公民館や学校と連携し、子どもたちの居場所づくりに参画します。

施策3 生涯スポーツ



現状と課題

- スポーツは、誰もが気軽に親しむことができ、市民同士の交流を広げることで暮らしを豊かにします。全ての市民が健康の維持・増進を得られることもスポーツの重要な役割であり、スポーツに親しむ機会を広く提供することが必要です。
- 本市では、ライフステージに応じた健康づくりや生きがいづくりを充実するため、「ウォーキング・ランニングのまちづくり」を推進しており、市民が運動に取り組むきっかけづくりと運動習慣の意識付けを行い、スポーツを通じた健康づくりを進めるため、市民の一層の参加を促進する必要があります。
- 地域に貢献できるスポーツ指導者の発掘を積極的に進め、市内のスポーツ競技の活性化につなげていく必要があります。
- 市内には多くの社会教育関係施設があり、市民のスポーツ活動の拠点となっています。市民が安全・安心してスポーツに親しめるよう施設の適切な整備や管理、運営が求められます。

関連データ

■スポーツ少年団加入率 単位：％					
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
スポーツ少年団加入率	23.1	22.1	20.8	21.0	20.3

資料：社会教育課

■スポーツ施設利用者数 単位：人					
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
スポーツ施設利用者延べ人数	444,041	468,463	486,298	422,730	499,796

資料：社会教育課

施策の基本方針

多くの市民が参加できるようスポーツ機会の提供や指導者の確保に努め、生きがいと主体的に運動に親しむ人づくり、スポーツコミュニティづくりの推進と充実を図ります。

また、社会教育関係施設の適切な整備や管理、運営を行うことで、市民が安心してスポーツ活動に取り組むことができる環境をつくります。



MOTOSU-FREE10の様子

主要施策・事業

(1)生涯スポーツを充実します

施策	主な事業
○ウォーキング・ランニングのまちづくりを推進し、生きがいと主体的に運動に親しむ人づくりと、連帯感のあるスポーツコミュニティづくりに取り組みます。 重4	●早春淡墨桜浪漫ウォーク事業 ●もとす遊RUN ●MOTOSU-FREE10
○各種スポーツ団体の運営活動支援と団体間の連携を図ります。	●スポーツ団体の育成事業
○スポーツ指導者の発掘と指導力向上を図るための研修機会の充実に努めます。	●スポーツ指導者の充実
○総合型スポーツクラブの活動支援を通じて、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を充実させます。	●スポーツクラブもとすの充実
○ライフステージに応じた健康づくりや生きがいづくりができる各種事業を充実し、生涯スポーツの振興を図ります。	●スポーツ行事（生涯スポーツ事業） ●市民運動会事業（生涯スポーツ事業）

(2)スポーツ関連施設の有効活用を図ります

施策	主な事業
○利用者が安全・安心して使用できるよう、既存施設の計画的な整備と新たなニーズの把握に努めます。	●スポーツ施設管理事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
ウォーキング・ランニング事業参加者数	2,115 人/年	2,680 人/年	
スポーツクラブもとす会員数	416 人/年	460 人/年	
スポーツ施設利用者延べ人数	499,796 人/年	500,000 人/年	

市民一人ひとりができること

- 市 民** 一人ひとりが運動する習慣を身に付け、健康づくりや生きがいづくりに努めます。
- 団 体** スポーツを通じて、仲間との絆を深めたり、スポーツの楽しさを伝えたりします。



施策4 国際・地域間交流



第1部

第2部

第3部

教育・文化

資料編

現状と課題

- 国際交流を行うことは、他国の歴史や文化、習慣に触れ、交流を通して理解を深めることで、広い視野を持つことにつながります。
- 本市では、英語を中心としたコミュニケーション能力を高める教育や、中学生・高校生を主にオーストラリアや中国へ派遣するなど、若い世代の人材育成に取り組んでいます。グローバル化が進んだ社会を生き抜くために、青少年の豊かな国際感覚の育成を図っています。
- また、本市では、長年、福井県越前市との交流を継続しています。市民同士で親交を深めることによって、それぞれの地域に貢献する人材育成が求められています。
- 人々の価値観が多様化する中で、より広い地域との連携や交流によって地域の個性ある自立を広範囲にわたり促進し、今後の社会に役立てることが重要です。

施策の基本方針

次世代を担う子どもたちに国際交流などの活動機会を提供し、グローバルな視野と社会に貢献できる人材の育成を図ります。

また、これまで相互理解を深めてきた越前市との地域間交流を通じて、市民同士のつながりを育み、皆が集えるまちを目指します。

主要施策・事業

(1) グローバルな視野の広い青少年の育成に努めます

施策	主な事業
○英語を中心としたコミュニケーション能力を高め、多様な人々と主体的に関わる力を身に付けます。	●英語教育パワーアップ事業
○海外に視野を広げる機会を設定し、青少年の豊かな国際感覚の育成に努めます。	●青少年海外派遣事業

(2) 地域間交流を通じた地域同士のつながりを深めます

施策	主な事業
○越前市との交流を継続して実施し、更に緊密な友好関係を築きます。	●友好都市推進事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
青少年海外派遣人数	16人/年	16人/年	
越前市・本巣市相互の市民交流参加者数	118人	420人	累計

市民一人ひとりができること

市 民 国際交流や友好都市との交流事業に参加します。

第2節 歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち

施策1 文化



現状と課題

- 本市には古くから守られ、全国に誇れる独自の歴史と文化があり、将来にわたって保護、継承、育成、活用に努めて、市内外へ広く情報発信する価値があります。
- 本市を代表する文化財である淡墨桜は、観光資源として広く知られており、その保護が重要です。
- 能郷の能・狂言や真桑人形浄瑠璃をはじめとする重要無形民俗文化財は、これを伝承する担い手が重要ですが、少子高齢化が進む中で担い手の確保や育成が課題となっています。
- 船来山古墳群は、平成 31 年に国史跡に指定され、その歴史的意義や学術的価値の高さが認められました。今後は、保存・活用に向けた調査検討などの取組と、保護活動を行うボランティアなどを充実していくことが求められます。
- 船来山古墳群の出土品は、隣接する古墳と柿の館で公開するなど、文化財に関する情報発信を行っています。そこで、文化財や歴史的資料を活用した語りべなどのボランティアを充実していくことが求められます。
- 本市は世界的数学者・高木貞治博士を輩出していますが、子どもたちの学習や郷土の誇りとして顕彰していくことが重要です。

関連データ

■市の文化財指定状況（令和 2 年 3 月時点）

単位：件

区分	国指定	県指定	市指定
有形文化財	15	10	47
無形民俗文化財	2	2	7
有形民俗文化財	1	1	1
史跡	1	1	9
名勝	0	0	1
天然記念物	3	1	27

資料：社会教育課

施策の基本方針

国史跡の指定を受けた船来山古墳群の保存に向けた調査を進め、その活用に向けた取組を推進します。広く知られている淡墨桜は、高齢化しているため、注意深く保護します。数々の貴重な文化財は、後継者の確保と育成に努め、伝承活動を促進するとともに教育機関などと連携して活用に向けた取組を推進します。

文化財や歴史的資料の公開にあたっては、古墳と柿の館などでの充実を図り、語りべなどボランティア活動と合わせて市民への積極的な公開と学習機会を提供します。

優れた数学者・高木貞治博士の功績を顕彰し、市の誇りとして広く普及を図ります。

主要施策・事業

(1) 貴重な文化財を保存し、伝承します

施策	主な事業
○国指定天然記念物に指定され、樹齢 1,500 年以上を誇る「根尾谷淡墨桜」の保護に努めます。	●天然記念物淡墨桜の保護管理
○国指定の「真桑人形浄瑠璃」や「能郷の能・狂言」をはじめとする、数々の無形文化財を継承するため、地域の伝承活動の促進と支援を継続します。	●伝統芸能の保存、伝承支援
○東海地方最大級の古墳密集地で、国史跡となった「船来山古墳群」の保護、保全に取り組み、貴重な歴史資源を後世に継承します。 重3	●船来山古墳群の保護、保全
○次世代を担う子どもたちへの、文化財後継者の育成や普及啓発活動の推進を図ります。	●ふるさと学習の実施

(2) 文化財を公開、活用し、広く普及します

施策	主な事業
○国史跡の船来山古墳群や出土品などが展示してある古墳と柿の館などを活用して、市内の埋蔵文化財の普及に努めます。	●船来山古墳群等観光 P R 事業
○民俗資料館を統合し、市民が郷土の歴史を知り、理解を深められるよう収蔵資料の活用に努めます。	●民俗資料館活用総合学習推進事業
○語りべボランティアなどの人材育成に努め、ボランティア団体の運営を支援します。	●ボランティアの育成

(3) 偉大な先人を顕彰し、市民の誇りと地域への愛着を高めます

施策	主な事業
○先人、偉人の調査・研究を進め、教育的な資源として学校教育、生涯学習に役立てるなど活用を図ります。	●高木貞治博士顕彰事業
○世界的数学者・高木貞治博士の業績を顕彰し、記念室での展示公開を通じて市民の誇りの醸成につなげます。	

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
伝統芸能保存・伝承活動支援団体数	13 団体	13 団体	累計
ボランティア会員数	20 人	35 人	累計

市民一人ひとりができること

- 市民** 地域の文化財を理解し、地域への誇りと愛着を高めます。
- 団体** 伝統的文化を大切に保存し、守り伝えていく意識を継承します。

現状と課題

- 市民が日常的に文化・芸術や創作活動を楽しむことは、暮らしの質を向上させるために重要です。
- 本市では、市民が文化・芸術活動を行ったり、優れた文化・芸術に触れることができる機会を提供するため、美術展の開催や本巣市文化協会主催の芸能祭、文化祭に対する支援を行っています。
- 一方で、本巣市文化協会の会員の減少や高齢化が進んでおり、文化・芸術活動を行う場や触れる機会を活用して、文化・芸術活動を担う人材の発掘が必要です。
- 本巣市民文化ホールでは、自主事業の開催や真桑人形浄瑠璃の公演、市内中学校、高等学校、大学等の演奏会を開催するなど、幅広い分野の事業を開催しています。今後は市民が文化・芸術に触れる機会の一層の充実が求められます。

施策の基本方針

多様な文化・芸術に触れる機会を通して市民の暮らしの質を高めるため、自主的に文化芸術や創作活動を行うことができる機会や場を提供し、市民の文化・芸術活動を推進します。既存の文化関連団体に対しての支援も継続して行い、より魅力ある団体活動とします。

また、文化芸術の発信拠点である市民文化ホールにおいて、様々な公演や施設管理を行い、心豊かな感性を育むことができる機会を提供します。

主要施策・事業

(1)暮らしの質を高める文化・芸術活動の普及を図ります

施策	主な事業
○文化協会や各保存会、サークルなどの運営支援を行うことで、市民の芸術・文化活動の振興を図ります。	●文化団体育成事業補助金
○市民が文化・芸術や創作活動を日常的に楽しみ、日々の暮らしを豊かにする活動を支援することで、市民主体の文化活動を推進します。	●生涯学習推進事業

(2)感性を高める文化・芸術に触れる機会を提供します

施策	主な事業
○市民の文化活動ニーズに応える事業を行い、文化・芸術に親しむ機会の提供と心豊かな感性を育みます。	●文化鑑賞事業（文化ホール事業）

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
文化協会会員数	1,160 人	1,250 人	累計
本巣市民文化ホール自主事業入場者数	6,030 人/年	6,200 人/年	

市民一人ひとりができること

市 民 一人ひとりが文化・芸術活動に関心を持ち、文化・芸術に触れる機会に参加します。

第3節 お互いを尊重する心通うまち

施策1 人権



現状と課題

- 本市では、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して、高齢者、子ども、障がいのある人、女性、同和問題、外国人など多岐にわたる人権課題に対して取組を進めています。
- 近年、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行などにより、いじめや家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、性的マイノリティや感染症の罹患者などへの差別などが社会問題化しており、インターネットなどによる人権侵害もより複雑化を深めています。
- 今後、見えないところで発生する人権侵害など、ネット社会に対応する施策も必要であるため、市民生活の変化を把握しながら人権を守る取組が求められます。

施策の基本方針

人権の尊重は、市民一人ひとりの意識や行動によるものであり、それぞれが学び、意識をもって行動することが重要であるため、人権施策推進指針により、講演会などの学習機会やリーフレットの配布などを行うことによって人権への市民意識の啓発に努めます。

主要施策・事業

(1)人権に対する意識を高め、お互いを尊重して生きる環境づくりに努めます

施策	主な事業
○人権に対する市民の意識を啓発するため、講演会や啓発活動、団体支援などを行い、日常的な人権への学びを促します。	●人権教育推進協議会（人権教育推進事業） ●人権教育講演会及び啓発活動の実施（人権教育推進事業） ●人権教育団体の育成（人権教育推進事業）

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
人権教育講演会参加者数	500 人/年	550 人/年	

市民一人ひとりができること

市 民 日頃から人権を意識し、差別をしない、させない地域づくりに取り組みます。

施策2 男女共同参画



現状と課題

- 人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化が進むなど、社会情勢が急速に変化する中、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合い、様々な場面で活躍することができる男女共同参画社会の実現が重要です。
- 本市では、男女が共に参画し、能力が発揮できるまちの実現を目指して、「本巢市男女共同参画プラン」を策定し、意識の変革や女性が活躍する場づくり、家庭と仕事の両立などを目指した取組を進めてきました。
- 今後も、社会や地域のあらゆる分野において、女性が参画しやすい環境づくり、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

関連データ

■ 審議会などにおける女性の登用率（各年4月1日時点） 単位：％

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
女性の登用率	28.1	28.3	28.9	25.9	28.3

資料：企画財政課

施策の基本方針

男女ともに参画して能力を発揮する地域社会の形成のために、「本巢市男女共同参画プラン」に基づいた施策を推進します。男女が相互に尊重する意識づくりのもと、各分野への社会参画を推進し、職場や家庭、地域での理解促進に努めます。

主要施策・事業

(1) 男女が相互に尊重し合い、女性の社会参画を促します

施策	主な事業
○「本巢市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会への意識を醸成します。	●「第4次本巢市男女共同参画プラン」の策定
○政策決定の場などで女性の意見が反映されるよう、女性委員の登用を推進します。	●審議会などへの女性委員の登用推進
○企業や団体における男女共同参画を促進します。 ○家庭生活や地域活動などへの共同参画の促進を図ります。	●市民や企業などへの意識啓発 ●結婚・子育てアドバンス企業認定事業



目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
審議会などの女性委員登用率	28.3%	30.0%	審議会などの女性委員数 ÷ 審議会などの総委員数
男女共同参画に対する満足度	57.4%	60.0%	市民アンケート

市民一人ひとりができること

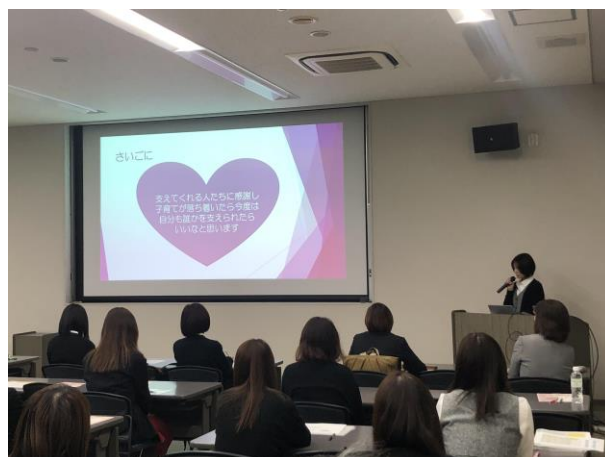
市民 男女平等意識を持ち、家庭や地域、職場で男女共同参画を実践します。

市民・事業所 ワーク・ライフ・バランス※の実現に努めます。

事業所 女性が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。



事業所の取組（イクボス研修）



（女性のキャリアアップ研修）

※ワーク・ライフ・バランス…誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るために、仕事と生活の調和を図ること。

第7章 | 市民と行政がともにつくる 自律したまち(行政運営・市民協働)

第1節 情報を共有するまち

施策1 情報共有



現状と課題

- 本市では「本巣市市民協働指針」を策定し、市民との協働によるまちづくりを進めています。市民協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政が情報を共有できる環境を整え、市民が市政に対し関心を持ち、情報を得る必要があります。
- 本市では、より多くの市民にわかりやすく情報を提供するため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビや各種回覧、出前講座などを活用し、市政情報の提供を行っています。
- また、市民の市政への参加を促進し、市政に理解と信頼を深めてもらうため、情報公開条例に基づき市が保有する情報を公開しています。
- 市民からの意見や情報の収集を図るため、市民意識調査やパブリックコメント、ワークショップなどを実施し、市民のまちづくりに対する意見や要望を常に把握する必要があります。

施策の基本方針

市民と行政が情報を共有するため、誰もが情報を入手できるアクセシビリティ※の確保に努めながら、多様なメディアを活用した情報提供を行います。

また、条例に基づく適切な情報提供や市民からの意見を聴く機会の充実を図りながら、市民が参加しやすいまちを目指します。

主要施策・事業

(1) 市政情報の公開と市民からの意見を聴く機会の充実に努めます

施策	主な事業
○ 市政情報をわかりやすく伝えるため、広報紙やホームページ、行政情報番組などによる広報の充実を図ります。ホームページは、誰もが支障なく利用できるためのウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。	● 広報もとの充実 ● ホームページの運営 ● 動画配信事業 ● 市政情報番組テレビ放送
○ 市民意識調査やパブリックコメント制度などを運用し、市政に対する市民の提案・意見を広く収集します。	● 市民意識調査の実施 ● パブリックコメントの実施
○ 個人情報の保護に十分に配慮しつつ、情報公開制度の適正な運用を図ります。	● 情報公開制度

※アクセシビリティ…年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
市ホームページへのアクセス件数	561,586 件/年	610,000 件/年	

市民一人ひとりができること

市 民 日頃から広報紙やホームページなどを通じて、市政情報を確認します。



広報もとす



こちら本巣市情報局

第2節 市民と行政がともに進めるまちづくり

施策1 市民協働



現状と課題

- 本市では本巣市市民協働指針において、「市民と行政は、ともに本市の市政運営の担い手となる対等なパートナー」として、「もくてきを共有し ともに認め合い すすんで参加」という「3つの約束」を定め、市民協働のまちづくりを進めています。
- 市民協働を支えるため、地域の公益的な活動に対して助成を行い、地域の課題解決と福祉向上に貢献する市民活動団体への支援と団体活動の活性化、市民活動の充実を図っていますが、団体を支える人材の確保や活動資金の不足など課題も少なくありません。
- アンケート調査では、市民協働の事業や活動への参加が全体の1割強にとどまっており、市民に対し協働のまちづくりに対する意識の向上が必要です。また、参加意向も全体の5割弱となっていることから、市民協働のまちづくりへの参加促進と参加できる場を設ける必要があります。
- 本市では、令和元年に市民活動推進拠点「まわる市民協働」を開設し、市民同士や市民と行政間の意見交換や交流が行われています。今後は、このような拠点を活用しながら、協働のまちづくりを推進するとともに、市民主体の活動に対する支援を行う必要があります。

施策の基本方針

市民協働を推進するため、市民と行政が協働のパートナーとして適切な役割分担のもと、協働事業を行い、市民と行政がともに進めるまちづくりを目指します。

また、市民協働推進拠点「まわる市民協働」を中心に、自分たちの問題を自分たちで解決できる市民協働のまちづくりに向けた環境づくりを推進します。

主要施策・事業

(1)市民の力を生かした協働のまちづくりを推進します

施策	主な事業
○「本巣市市民協働指針」に基づき、市民協働まちづくり推進委員会の運営を行い、協働のまちづくりを推進します。	●市民協働まちづくり推進委員会事業
○市民活動推進拠点「まわる市民協働」が中心となり、自分たちの問題を自分たちで解決できる市民協働を目指します。 重3	●まわる市民協働事業
○市民が主体となった活動を担うまちづくり団体などに対する設立や活動支援、情報提供、各種相談などを行います。	●まわる市民協働事業 ●市民活動助成事業
○「市民活動助成金」を活用し、市民活動団体の公益活動を支援し、団体活動の活性化や市民活動の拡充を図ります。	●市民活動助成事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
まわる市民協働の登録者数	15 人	50 人	累計
市民活動助成金の活用団体数	13 団体	19 団体	累計

市民一人ひとりができること

- 市民 地域の課題を認識し、主体的に解決に向けた取組に参加します。
- 市民 一人ひとりが得意なことを生かして公益活動に参加します。



市民によるワークショップやイベントの様子



まわる市民協働オンラインワークショップ



計画審議会のワークショップ

第3節 効率的で効果的な行財政のまち

施策1 行政経営



現状と課題

- 地方分権の進展に伴い、自律した行政経営が求められている中、本市では、行財政改革大綱に基づく推進を図るとともに、事務事業評価の実施や使用料の見直しを行うなど、持続可能な行政経営に取り組んでいます。
- 本市では、人口減少や少子高齢化の進行により、市税をはじめとする歳入の減収が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が下押しされ、今後さらなる減収が予測されます。
- 一方で、高齢化に伴う医療費や社会保障費の増加、公共施設などの老朽化対策など、経常的な経費が増加することが見込まれ、より厳しい財政運営が予測されます。
- こうした中、市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するとともに、効率的な行財政の運営が求められており、庁舎の統合やＩＣＴ・ＡＩなどの電子システムを活用した事務処理の効率化、行政組織の見直しなど、健全な行財政運営に向けた取組を進める必要があります。

関連データ

■健全化判断比率の推移

単位：％

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	説明
実質赤字比率	－	－	－	－	－	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模※に対する比率
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	4.3	4.9	5.6	6.2	6.4	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	31.1	32.4	33.3	32.5	32.7	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資料：企画財政課

施策の基本方針

厳しい財政状況の中で、効率的で効果的な行財政運営を行うため、行政組織の見直しや事務の効率化を図るとともに、選択と集中を徹底してコスト意識を高め、経費節減を図り、限られた財源の最適な配分と歳入の確保に積極的に努め、効果的・効率的で健全な行財政運営に取り組めます。

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

主要施策・事業

(1) 効率的な行政運営を推進します

施策	主な事業
○多様化する市民ニーズに応えるため、行政組織の見直しや事務事業評価による進行管理など、効率的な行政運営を推進します。	●行政組織の見直し ●事務事業評価
○誰もが使いやすく、親しみが持て、災害時には防災拠点として機能する新庁舎の整備を行います。 重1	●庁舎整備事業
○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図ります。	●公共施設などの更新、統廃合、長寿命化
○指定管理者制度を活用し、公共施設の効率的な管理と市民サービスの向上を図ります。	●指定管理者制度の活用

(2) 効果的な財政運営に努めます

施策	主な事業
○将来にわたって健全な財政運営を維持するため、財政計画を策定し、計画的な財政運営を行います。また、自主財源の確保や経常収支比率の抑制に努め、健全な財政運営を推進します。	●計画的な財政運営
○ふるさと納税制度における返礼品を充実し、市の魅力や地元特産品、市内企業などをPRしながら、地域経済の活性化を図ります。	●ふるさと納税促進事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
経常収支比率	87.7%	89.0%以下	経常経費充当一般財源額 ÷ 経常一般財源額
実質公債費比率	6.4%	8.8%以下	
市税の収納率	98.0%	98.5%	市税収入額 ÷ 市税調定額

市民一人ひとりができること

市 民 市の行政運営や財政状況に関心を持ちます。

第4節 市民から信頼される職員づくり

施策1 職員人材育成



現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、限られた行政資源のもと、多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、地方分権の進展や地方創生に向けた動向を踏まえ、施策立案ができる人材が求められます。
- 本市では、各種研修を開催し、行政職員としての資質向上や行政スキル、施策立案力、接遇力の向上に努めてきました。今後は、市民協働のまちづくりへ向け、職員の意識改革を促すとともに、一層の能力向上を図る必要があります。
- また、適切な人事評価制度の推進を図るとともに、女性の活躍推進などそれぞれの職員が持つ資質や能力を最大限に生かした人事管理を行う必要があります。

施策の基本方針

多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に迅速かつ的確に対応し、市民と協働してまちづくりを進めることができる行政職員を育成します。

主要施策・事業

(1)職員の資質向上を図り、市民から信頼される職員づくりに努めます

施策	主な事業
○人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりのスキルアップと意欲改革、組織力の強化を図ります。	●職員研修事業
○職員研修などの充実を図り、職務に応じて求められる役割と能力の開発を推進します。	
○人事評価制度の充実や適正に応じた適切な人事配置を促進し、組織力と職員の資質向上に取り組みます。	●人事評価制度
○メンタルヘルス※など職員の健康管理に取り組みます。	●メンタルヘルス対策事業

目標指標

指標項目	実績値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	算出方法
職員研修受講者数	324 人/年	444 人/年	

市民一人ひとりができること

市 民 市の事業において職員と協働します。

※メンタルヘルス…心の健康のこと。職業生活における強い不安やストレスによる心の不調をなくし、組織を活性化することが社会において求められている。

資料編

1

本計画における施策とSDGsの関係

■SDGs と施策分野との関連性（一覧） ※施策分野ごとに該当する主な SDGs

基本方針	施策の大綱	施策	SDGs		
			1 貧困をなくそう	2 無飢をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
第1章 自然と共生する 安全なまち	第1節 環境と共生するまち	① 自然環境保全			
		② 循環型社会			
	第2節 自然災害に強いまち	① 防災			
		② 治山・治水・砂防			
		③ 森林保護			
	第3節 機能的な暮らしやすいまち	① 土地利用			
第2章 住みやすく 安心して 暮らせるまち	第1節 快適な生活基盤を備えたまち	① 道路			
		② 公共交通			
		③ 公園・緑地			
		④ 上下水道			
		⑤ 住環境			
		⑥ 情報化推進			
	第2節 市民の心が通い合う安心なまち	① 地域コミュニティ			
		② 消防			
		③ 交通安全			
		④ 防犯・消費生活			
		⑤ 空き家対策			
第3章 人にやさしく 生きがいのある まち	第1節 支え合う福祉のまち	① 地域福祉	●	●	●
		② 高齢者福祉			●
		③ 障がい者福祉			●
		④ 保険・年金	●		●
	第2節 健やかに暮らせるまち	① 健康増進		●	●
		② 医療			●

4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
		●					●	●	●	●	●		●
			●				●	●	●				●
							●						●
							●			●	●		
							●			●	●		
							●						
							●						●
					●		●						●
							●						●
		●					●			●			
							●						●
					●		●						
							●					●	●
							●						●
							●						●
							●					●	●
							●						●
				●		●						●	●
				●		●						●	●
				●		●						●	●
						●							●
													●
							●						●

基本方針	施策の大綱	SDG s 施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
					
第4章 地域の子どもを みんなで育てる まち	第1節 子どもが健やかに育つ環境づくり	① 幼児・保育施設			●
		② 保育サービス			●
	第2節 地域で子どもを育てる体制づくり	① 子育て支援			●
	第3節 安心して子育てできる支援づくり	① 児童福祉	●	●	●
		② 母子保健		●	●
第5章 資源を生かして 活力を創造する まち	第1節 魅力ある農林業のまち	① 農業		●	
		② 林業			
	第2節 活力ある商工業のまち	① 商工業			
		② 雇用・労働	●		
	第3節 交流資源を生かして産業を創造するまち	① 観光			
		② 東海環状自動車道			
第6章 学び合い、 育ち合い、 文化を伝えるまち	第1節 世代を超えて学び合うまち	① 学校教育			●
		② 生涯学習			●
		③ 生涯スポーツ			●
		④ 国際・地域間交流			
	第2節 歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち	① 文化			
		② 芸術			
	第3節 お互いに尊重する心通うまち	① 人権			
		② 男女共同参画			
第7章 市民と行政が ともにつくる 自律したまち	第1節 情報を共有するまち	① 情報共有			
	第2節 市民と行政がともに進めるまちづくり	① 市民協働			
	第3節 効率的で効果的な行財政のまち	① 行政経営			
	第4節 市民から信頼される職員づくり	① 職員人材育成			

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
●							●						
●	●												●
●	●											●	●
●						●						●	●
	●												●
				●	●								
				●	●						●		
				●	●		●						●
	●			●	●								●
				●	●		●						●
●						●	●						●
●						●							●
●						●	●						●
●						●							●
●							●						●
●	●					●						●	●
	●			●		●						●	●
							●						●
							●						●
							●						●
	●					●	●						

2

計画の策定経過

年月日	内容
令和2年5月	第1回 総合計画策定委員会の開催
令和2年7月	第1回 総合計画策定専門部会合同会議の開催
	第1回 総合計画策定ワーキングチーム合同会議の開催
	市民アンケート調査の実施（7月29日～8月14日）
令和2年8月	まちづくり提案の実施（8月6日～31日）
	団体アンケート調査の実施（8月11日～9月14日）
	第2回 総合計画策定委員会の開催
	第1回 計画審議会の開催（諮問・審議）
令和2年9月	市民活動推進拠点「まわる市民協働」における オンラインワークショップの開催（9月26日・29日）
令和2年10月	第2回 総合計画策定ワーキングチーム部会の開催
	第3回 総合計画策定委員会の開催
	第2回 計画審議会の開催（審議）
令和2年11月	第4回 総合計画策定委員会の開催
	第3回 計画審議会の開催（審議）
令和2年12月	第5回 総合計画策定委員会の開催
	第4回 計画審議会の開催（審議）
令和3年1月	パブリックコメントの実施（1月8日～2月8日）
令和3年2月	第6回 総合計画策定委員会の開催
	第5回 計画審議会の開催（審議・答申）

3

委員名簿

1 本巣市計画審議会名簿

氏名	団体名等	備考
黒田 芳弘	市議会議長	
瀬川 治男	市議会議員	
鰐本 規之	市議会議員	
富樫 幸一	岐阜大学地域科学部教授	会長
鵜飼 進一	本巣市連合自治会	職務代理者
高田 禮子	本巣市農業委員会	
村瀬 里佳	本巣市教育委員会	
浅川 真三子	本巣市商工会	
縄田 栄子	本巣市民生委員児童委員連合協議会	
森 美嘉	本巣市連合 PTA	
鈴木 清倉	本巣市総合戦略策定推進委員会	
玉置 つた子	本巣市市民協働まちづくり推進委員会	
清水 富士夫	公募委員	
中原 淳	公募委員	
関谷 励友	公募委員	

2 本巣市総合計画策定委員会名簿

所属等	氏名	備考
副市長	大野 一彦	委員長
総務部長	畑中 和徳	
企画部長	洞口 博行	職務代理者
市民環境部長	久富 和浩	
健康福祉部長	高橋 誠	
産業建設部長	原 誠	
林政部長	饗場 昌彦	部長兼林政課長
上下水道部長	翠 直樹	
議会事務局長	成瀬 敏和	事務局長（次長）兼総務課長
教育委員会事務局長	青山 英治	

4

条例・規程

1 本巢市計画審議会条例

平成 16 年 3 月 31 日
条例第 165 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本巢市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 52 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 3 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 本巣市総合計画策定委員会規程

平成 16 年 10 月 27 日
訓令甲第 73 号

(設置)

第 1 条 本巣市総合計画を策定するため、本巣市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本巣市総合計画の策定に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 委員会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、専門の事項を調査、研究、調整及び協議する。

3 専門部会の部会員は、委員長が指名する。

4 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長は、専門部会の会務を総括する。

(ワーキングチーム)

第 6 条 専門部会にワーキングチームを設けることができる。

2 ワーキングチームは、専門部会の補助機関として施策に関する現況と課題の整理、調査、研究、各種資料の収集及び計画づくり等を行う。

3 ワーキングチームのチーム員は、部会長が指名する。

4 ワーキングチームにチームリーダーを置き、部会長が指名する。

5 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総括する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は委員長、専門部会にあっては部会長、ワーキングチームにあってはチームリーダーが招集する。

2 委員長、部会長又はチームリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整及び審議する上で必要があるときは、構成員以外の者であっても出席させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会、専門部会及びワーキングチームの庶務は、企画部企画財政課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 4 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 8 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年訓令甲第 9 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

参与、総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、林政部長、 上下水道部長、議会事務局長、教育委員会事務局長
--

本巣市第 2 次総合計画（後期基本計画）

発 行： 本巣市
編 集： 企画部 企画財政課
住 所： 〒501 - 1292 本巣市文殊 324 番地
電話 0581 - 34 - 2511（代表）
URL <https://www.city.motosu.lg.jp/>
発行年月： 令和 3 年 3 月



本巢市第2次総合計画
後期基本計画